

# 全 員 協 議 会 記 録

令和5年10月30日（月）

杉 並 区 議 会



## 目 次

杉並区総合計画等の一部修正案について .....	5
質疑	
わたなべ友貴議員 .....	14
富田たく議員 .....	29
てらだはるか議員 .....	40
中村康弘議員 .....	51
宇田川ゆうじ議員 .....	60
そね文子議員 .....	68
松本みつひろ議員 .....	73
山名かなこ議員 .....	78
横田政直議員 .....	82
田中ゆうたろう議員 .....	89
ブランシャール明日香議員 .....	91
木梨もりよし議員 .....	93
堀部やすし議員 .....	95



## 全 員 協 議 会 記 録

日 時	令和5年10月30日(月) 午前10時～午後4時2分					
場 所	第3・4委員会室					
出席議員 (45名)	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	渡 辺	富士雄
		ブランシャ	明日香		田 中	朝 子
		田 中	ゆうたろう		和 氣	み き
		前 山	なおこ		てらだ	はるか
		山 名	かなこ		奥 山	たえこ
		鈴 木	ちづる		松 本	みつひろ
		斉 藤	り か		井 口	え み
		宇田川	ゆうじ		横 田	政 直
		へんみ	純 一		小 池	めぐみ
		酒 井	まさえ		赤 坂	たまよ
		松 本	浩 一		松 尾	ゆ り
		奥 田	雅 子		そ ね	文 子
		山 本	ひろ子		中 村	康 弘
		あかねが	くぼ 舞		わたなべ	友 貴
		矢 口	やすゆき		小 林	ゆ み
		大和田	伸		山 田	耕 平
		富 田	た く		くすやま	美 紀
		ひわき	岳		安 田	マ リ
		堀 部	やすし		木 梨	もりよし
		川原口	宏 之		おおつき	城 一
		浅 井	くにお		脇 坂	たつや
		吉 田	あ い		藤 本	なおや
		岩 田	いくま			
欠 席 委 員 (3名)		倉 本	み か		ほらぐち	ともこ
		安 斉	あきら			
出席説明員	区 長	岸 本	聡 子	副 区 長	渡 辺	幸 一
	教 育 長	白 石	高 士	政策経営部長	伊 藤	宗 敏
	区政経営改革 担当部長 調整部長	福 原	善 之	デジタル戦略 担当部長 区制経営改革 担当課長 事務取扱	武 井	浩 司

出席説明員

企画課長	藤山 健次郎	区政経営改革 担当課長	森 令子
施設マネジメント 担当課長	最上 亮	事業調整 担当課長	中谷 友哉
財政課長	土田 昌志	情報管理課長	黒澤 勝美
情報システム 担当課長 デジタル戦略 担当課長	倉島 恭一	施設整備 担当課長	鈴木 伸建
総務部長	白垣 学	総務課長	秋吉 誠吾
人事課長 職員担当 人材育成 担当課長 人事総務部 参事	林田 信人	経理課長	福本 弘
広報課長	松田 由美	危機管理室長 危機管理課長 対策課長 取務	寺井 茂樹
地域安全 担当課長	佐野 忠弘	防災課長	手塚 剛
区民生活部長 文化・スポーツ 担当部長	齊藤 俊朗	区民生活部 管理課長 男女共同参画 担当課長 取務 区民生活部 参事	阿出川 潔
地域課長 施設課長 担当	細谷 裕史	課税課長 区民生活部 副参事 (ふるさと納税担当)	高取 将弘
文化・交流課長	坪川 征尋	産業振興 センター所長	高山 靖
産業振興 センター 事業担当課長	金澤 潤一	保健福祉部長	井上 純良
健康担当部長 杉並保健所長	播磨 あかね	保健福祉部 管理課長 計画調整 担当課長 取務 保健福祉部 参事	白井 教之
障害者施策課長 地域保健調整 担当課長	山田 恵理子	障害者生活 支援課長	眞鍋 稔晴
高齢者施策課長 高齢者施設整備 担当課長	河合 義人	介護保険課長	神村 省吾

出席説明員

在宅医療 センター所長	梅澤明弘	生活自立支援 担当課長	河俣義行
健康推進課長	海津康徳	健診担当課長	加藤貴幸
生活衛生課長	矢野亜希子	保健予防課長 新型コロナウイルス 予防接種担当課長 事務取扱 保健福祉部参事	中坪直樹
子ども家庭部長	山田隆史	子ども家庭部 管理課長 子ども政策 担当課長	浅川祐司
地域子育て 支援課長	岡本幸子	子ども家庭 支援課長 児童相談所 設置準備課長	三浦恵利子
保育課長	矢花伸二	児童青少年課長 子どもの 居場所づくり 担当課長	高倉智史
学童クラブ整備 担当課長	千葉俊明	都市整備部長	中辻司
まちづくり 担当部長	野口知希	土木担当部長	土肥野幸利
都市整備部 管理課長 事務取扱 都市整備部参事	三浦純悦	交通施策 担当課長	尾田謙二
住宅課長	瓜生昌彦	拠点整備 担当課長 調整課長	郡司洋介
耐震・不燃化 担当課長	花岡雅博	土木管理課長 狭あい道路 整備課長 事務取扱 都市整備部参事	石森健
都市計画道路 担当課長 都市整備部 副参事 (用地調整担当) (荻外荘担当)	星野剛志	みどり施策 担当課長	吉野稔
環境部長	小松由美子	環境課長	近藤高成

出席説明員	温暖化対策 担当課長	有坂直子	ごみ減量 対策課長	馬場誠一
	杉並清掃 事務局長	宮崎敬司	教育委員会 事務局次長 学校整備部 担当部長	岡本勝実
	教育政策 担当部長 政務課長 取組	佐藤正明	ICT 担当課長 IC 取組 委員 事務局 参事	渡邊秀則
	学務課長	松下美穂子	学校支援課長	木下宏純
	学校整備課長	青木誠	学校整備 担当課長 取組 政策 経営部 参事	相馬吏
	済美教育 センター 事務局長 教育委員 事務局参事	古林香苗	教育相談 担当課長	鈴木壮平
済美教育 センター 統括指導 主事	加藤則之	済美教育 センター 統括指導 主事	保土澤尚教	
事務局職員	事務局長	喜多川和美	事務局次長	村野貴弘
	議事係長	蓑輪悦男	担当書記	三井真太郎
	担当書記	矢澤泉未		

**議長** これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用、動画同時配信の申出があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長** 異議ないものと認めます。よって、申出があった場合は許可することといたします。本日の議題は、杉並区総合計画等の改定についてであります。

このほど区長から、本件について全議員に説明したい旨の申出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものです。

初めに、区長から挨拶があります。

**区長** 本日は、全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

現行の総合計画等6計画につきましては、新しい基本構想の下に令和4年3月に策定し、同年4月から計画に基づく取組を進めてまいりました。令和4年度には、社会経済環境等を機動的に反映すべき内容や、また、私の区長就任に伴い、早急に対応を必要とする内容に関し、一部修正を行ったところです。今回の改定は、引き続き変化の大きい社会経済環境に対応するため、また、私が区長公約として掲げた取組の実現や区民参画に基づく対話協調型区政のさらなる推進等を図るため、1年前倒しして行うものです。

本日は、改定案につきまして御説明をさせていただきます。改定案につきましては、今後、明日31日から12月4日まで、パブリックコメントを実施し、併せて11月11日までの間、各地域、合計7か所の説明を開催しながら、区民意見の聴取に努めてまいります。また、これに並行して、「広報すぎなみ」の臨時号11月2日号を発行し、区内に全戸配布いたします。

それでは、企画課長をはじめ、計画改定の各所管課長が順番にポイントを押さえて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長** それでは、これより改定案の説明を聴取いたします。順次、説明をお願いいたします。

**企画課長** それでは、私のほうから、杉並区総合計画、実行計画等6計画につきまして、計画を所管する課長から順次説明をさせていただきます。

では、事前に配付させていただきました資料のうち、資料1の総合計画、実行計画改定案の2ページをお開きください。今回改定する6事業の一覧がございます。このうち、

最後の杉並区立施設マネジメント計画につきましては、名称を杉並区立施設再編整備計画からマネジメント計画へ変更しております。また、6計画の中で重複している取組については整理し、より分かりやすい構成といたしました。

次に、4ページ下段の計画期間のイメージを御覧ください。一番下の左隅にある実行計画（第1次）の矢印が今回計画を1年前倒ししたことから2年となっております。今回策定する第2次計画は、令和6年度から8年度までの3か年の計画としていますが、総合計画の期間を9年としていることから、第3次計画については、3年とするのか、また4年とするのか、それにつきましては令和8年度の改定作業時に改めて検討してまいりたいと考えております。

5ページを御覧ください。令和6年（2024年）から令和52年（2070年）までの人口の見通しです。推計方法は、現行の推計と同様ですが、令和4年（2022年）の杉並区の合計特殊出生率が0.94となったこと、人口移動についてコロナ禍の特殊事情を除いたこと等を考慮して計算しております。

次に、参考資料1-1、1-2、総合計画、実行計画の体系図を御覧ください。施策は現行で29ございますが、1つを新設し、2つの施策を1つに統合したものがございまして、合計数では29という数としては同じになっております。また、計画事業は現行131ございますが、新規が6事業、廃止が2事業、2つのものを1つに統合したものが4事業ございまして、こちらも数としては131で変わりはありません。

重点計画事業につきましては、現行64事業でしたが、新規14事業、廃止6事業、事業としては引き継いでいますが、重点から外れたものが4事業ということで、差し引き4事業増、合計64事業となっております。

参考資料2、総合計画施策体型の再構築に新設した比較と統合した比較の詳細を掲載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

次に、参考資料3-1、3-2、総合計画指標一覧を御覧ください。今回の改定で指標についてもその妥当性ですとか、有効性の観点から見直しを図りまして、90指標から93指標となっております。

では、指標1の総合計画、実行計画の改定案と参考資料4を使用しまして、改定案の概要を御説明いたします。

最初に、防災・防犯分野です。施策、指標ともに大きな変化はございませんが、ICT活用による災害情報等の収集、発信を新たな取組にしました。区民がスマートフォンで道路の損傷などを投稿できるシステムの導入ですとか、防災カメラの拡充等を計画化しております。

次に、まちづくり・地域産業分野です。自転車の積極的な活用を促すため、自転車活用の推進の事業を新設し、自転車の魅力の周知、自転車ドライバー用の路面標示を設置するといった自転車フレンドリープロジェクト等に取り組んでまいります。また、低所得者への家賃低廉化補助の実施を盛り込んでおります。

続きまして、環境・みどりの分野です。ゼロカーボンシティの実現に向けて、引き続き再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策の推進等に取り組んでまいります。新たな取組といたしましては、屋敷林をお借りして整備、開放するいこいの森（市民緑地）の新規設置、プラスチック廃棄物分別回収のモデル実施、アスベスト分析費用の助成等を計画化しております。

次に、健康・医療の分野です。引き続き生活習慣病予防の促進、在宅医療体制の充実、災害時医療体制の充実、障害者の地域医療体制の整備、がん対策の推進等に取り組んでまいります。新たな取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応を省みながら、新たな未知の感染症に対応するための予防計画を策定した上で、保健所の体制整備、感染症管理システムの改修等を行うことといたします。

続きまして、福祉・地域共生分野です。新たに施策14、人権を尊重する地域社会の醸成を設けました。指標も他人の立場を尊重・理解するなど人権を意識しながら生活している区民の割合を新設しております。また、施策15を構成する事業としまして、生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実を新設しました。ひきこもり支援事業として、専門相談窓口の開設や居場所事業の実施などを計画化しております。施策17においては、障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実を新設しまして、手話言語条例の制定を踏まえた手話に対する理解促進や、デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システムの導入、失語症サロンの運営を計画化しております。

続いて、子ども分野です。施策18の子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実については、自分のことが好きだと思える子供の割合など3つの全ての指標を新設いたしました。新設しているという都合で、現状値を算出できないということもございまして、目標値は上昇、下降といった表記になっております。今後、区民意識調査ですとか、子どもと子育て家庭の実態調査を踏まえまして、適宜数値化してまいります。主要事業につきましては、昨年の一部修正でお示ししました子供の権利擁護の推進をはじめ、児童相談所の開設を見据えた児童相談体制の構築、障害児のデイサービスの新規促進を含む学齢期の障害児支援の充実等を引き続き進めるとともに、新たな取組といたしましては、子供の意見表明、参画の推進について具体化を図りたいと、そのように考えております。

続きまして、学びの分野です。主要事業につきましては、ICTを活用した教育の推進等、これまでの取組を進めてまいります。また、この間、学校現場における人材の拡充について様々御意見、御要望を伺ってまいりました。施策22、23の中の各事業において、ICT支援員ですとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、通常学級支援員、部活動指導員などの配置拡充を図ってまいります。施策23においては、不登校児童生徒支援体制の整備という事業を新設いたしました。この中には、校内別室指導支援の実施ですとか、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置、検討を盛り込んでおります。

最後に、文化・スポーツ分野です。施策27の3は、「国際・国内交流の推進」から「多文化共生・国内外交流の推進」に名称を改めております。これは単なる外国人との交流というところから視点を広げまして、在住外国人を地域社会の一員として安心して生活できるよう支援するという考えに立脚しまして修正を図ったものです。新たな指標といたしましては、在住外国人支援事業の参加者数を設定しまして、多文化キッズサロンの設置に向けた検討等を進めてまいります。また、障害者スポーツ推進に当たっては、ユニバーサルタイムの充実に努めるとともに、新たな取組としましては、区の歴史的資料のデジタル化と公開等について7年度の実施に向けて検討することとしております。

私からは以上になります。引き続き、区政経営改革推進方針及び計画等の改定案につきまして、所管の課長から御説明いたします。

**区政経営改革担当課長（森）** 私からは、参考資料4の5枚目を基に区政経営改革推進基本方針の変更点と、計画の主な取組について御説明いたします。

まず、基本方針ですが、コスト削減や効率化を追求した量の改革に加えまして、区民サービスの質をいかに高めていくかといった質の改革も重要との認識に立つ区政経営改革を引き続き推進します。その上で、柔軟な発想に基づき業務の効率化を図ることで、職員が新たな課題に挑戦する時間を生み出して、質の高いサービスの提供につなげるとの考え方を加えました。こうしたことを踏まえまして、改めて5つの方針とそれに基づく取組を定めました。

方針1については、新たに加えた考え方を踏まえ、方針名を柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上といたしました。民間事業者等の専門性やノウハウを生かして、良質で持続可能な公共サービスの提供に努めることを盛り込みました。主な取組としては、公共サービスを提供する民間事業者等に対し、管理、監督を徹底し、適正かつ確実な業務遂行の確認や業務の改善につなげてまいります。また、学校徴収金や学童のおやつ代の公会計化に向けた検討を行い、保護者の利便性向上や会計事務の透明性

や向上を図ります。

方針2は、財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現です。財源の確保としては、費用対効果等に配慮の上、広告収入の確保やネーミングライツなどのほか、電子収納サービスの拡充により、区民の利便性を高め、税や保険料の収納率の向上を目指してまいります。

次に、方針3ですが、情報発信に加え、区民等とのコミュニケーションを活性化することとし、方針名を対話協調型区政の推進といたしました。「聴くオフ・ミーティング」の開催のほか、あらゆる機会を活用して区民等との相互理解を深める対話の場を創出してまいります。また、図やイラストを多用するなど、これまで以上に区民に分かりやすく伝わる情報発信としてまいります。

方針4は、自治の更なる発展と自治体間連携の強化です。隣接自治体等との連携によるサービスの向上を目指すほか、自治の推進の観点から、区民一人一人が積極的に区政に関わることができる取組を進めます。主な取組としては、参加型予算や気候区民会議がございます。

方針5につきましては、施設マネジメント計画のところで後ほど御説明いたします。

**財政課長** 私からは、資料2、区政経営改革推進基本計画の冊子16、17ページに記載の財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方について御説明いたします。

1つ目、大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高450億円の維持に努めますといたしました。年度末残高は、これまで350億円としておりましたが、この間の状況の変化等を踏まえ、修正をするものでございます。内訳として、大規模災害への備えとしてこの間の建築工事等の人件費及び物価高騰等の影響を踏まえまして算出当初の平成7年度と、直近の決算数値である令和4年度までの単価等の増を再計算した結果、50億円増の200億円、また経済事情の変動の備えといたしましては、平成20年リーマンショック後4年間の期間収入である特別区税及び財調交付金の減収率を令和5年度当初予算の規模に乗じて再計算を行った結果、50億円増の250億円とし、合計450億円といたしました。

2つ目、将来の区立施設の改築改修需要に備え、毎年度施設整備基金に40億円以上を積み立てるとともに、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建て替えを見据え、仮称本庁舎改築基金を早期に設置しますといたしました。こちらにつきましては、区立マネジメント計画第1期策定に当たり、今後40年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築改修等経費を改めて試算した結果、これは資料5の137ページですけれども、年平均146.8

億円、毎年度約50億円が必要になると算出した上で、現在の施設整備基金残高を勘案し、引き続き毎年度40億円以上の積立てが必要になると見込むとともに、新たに老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建て替えを見据え、仮称本庁舎改築基金を早期に設置することを掲げたものでございます。

3つ目から5つ目につきましては、現時点では現行の指標が適当であると判断し、これまでどおりとしております。

私からは以上です。

**区政経営改革担当課長（武井）** 私からは、協働推進計画について御説明したいと思いますので、資料3のほうを御覧になりながらお聞きください。協働推進計画につきましては、総合計画、実行計画等の他計画との重複が非常に多かったということがありまして、今回はそうしたことの整理を図り、重複を解消したことで分かりやすい構成といたしました。その結果、取組数が51から20と変更になっておりますけれども、この協働を区の全ての事業の基本に据えていくといった姿勢については、全く変わるものではございません。今回のこの計画の中で特筆すべき取組といたしましては、公民連携プラットフォームの運用がございしますが、このプラットフォームの運用を通じて、特に民と民とのつながりを実現し、地域の課題を解決していく、そのことに取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

**デジタル戦略担当課長** 私のほうからは、デジタル化推進基本方針及びデジタル化推進計画について御説明いたします。

資料4を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、まずデジタル化推進基本方針は、現在の計画からは変更はございません。引き続きこの基本方針に基づき、デジタル技術を活用した区民サービスの向上と行政内部のデジタル化による効率化の推進を2つの柱とし、取組を進めてまいります。

次に、2ページから3ページは、方針1についての説明等になります。趣旨など大きくは変更してございませんが、この間の状況の変化や計画改定案の内容に合わせるなど、適宜修正を行ってございます。

次に、4ページから9ページまでが方針1の取組となります。改定前の計画におきましては37の取組がございましたが、実行計画等に記載されている取組につきましては、デジタル化推進計画からは削除するなど整理してございますので、16取組に変更となっております。

なお、この16取組のうち、今回新たに計画化した取組は、8ページの中ほどにござい

まず保育課の保育所等利用申込みに係るチャットボット及びオンライン面談の導入となります。そのほかの取組は、現行の計画から引き続いての取組となりますが、この間の取組状況を反映するとともに、取組によっては内容を少し修正しているものもございます。また、適宜より分かりやすい表現となるよう記載の修正をしている取組もございます。

次に、10ページから11ページは、方針2についての説明等でございますが、こちらも大きくは変更はしてございません。この間の状況の変化や計画改定案の内容に合わせるなど、適宜修正を行ってございます。

次に、12ページから16ページまでが方針2の取組となります。方針1の取組と同様、ほかの計画等と重複する取組の削除などを行い、現行の計画の22取組から14の取組に変更となっており、今回新たに計画化した取組は、15ページの中ほどにございます職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築となります。そのほかの取組は現行の計画から引き続いての取組となりますが、方針1の取組と同様、この間の取組状況を反映するなどしてございます。

私からの説明は以上となります。

**施設マネジメント担当課長** 計画案の最後でございます。私から区立施設マネジメント計画について御説明をさせていただきます。お手元に資料5、計画案の冊子を御用意いただければと存じます。

まず、1枚おめくりいただきますと目次がございます。新たな計画は、第1章の新たな計画の策定に当たってというものから、第5章の施設の課題までの5章立てとなっております。また、104ページからは第1次実施プラン、125ページからは資料編となっております。

まず、1ページ目から始まる第1章でございますが、ここでは新たな計画の策定に当たっての基本的な考え方といたしまして、今般の検証結果を踏まえ、これまでの取組については一定の成果を上げていること、ゆうゆう館や児童館の再編といった取組につきましても、課題や改善点はあるながらも、おおむねこれまでの機能、役割が継承できていることが確認できたことに触れつつ、一方で、これまでの進め方におきましては、施設利用者や地域住民等の意見を十分に反映できていなかったことが課題であったと整理しているところでございます。

こうした点を踏まえまして、今回の新たな計画では、計画づくりの基本的な考え方や、計画策定のプロセスを大きく転換することといたしました。また、計画の名称についてでございますが、区立施設の更新時期のピークを迎える中、これまで以上に効率的、効

果的に取組を推進していくため、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用などを総合的かつ計画的に行っている施設マネジメントを推進していくといったような観点から、従来の計画に必要な修正を図るとともに、名称も変更したというところでございます。

次に、6ページを御覧ください。第3章の基本方針・視点でございます。これまでの計画の基本方針を見直しまして、計画の理念としての3つの基本方針と取組を進めていくに当たっての必要な7つの視点に整理をいたしました。方針の1つ目は、具体的な取組を検討する際には、施設利用者や地域住民等と全体最適、長期最適の視点や、施設や地域の課題を共有した上で幅広く地域の意見を聞き、対話による課題の解決策を共に考えていくというものでございます。

基本方針の2つ目は、施設や施設の配置や在り方の検討に当たりましては、単に施設、箱物をどうするのかという視点だけではなく、まちの魅力向上や地域の課題解決にも必要な施設を考えていくこととし、地域の実情を踏まえながら、まちづくりや地域づくりの視点から考えていくこととしてございます。

基本方針の3つ目でございますが、安全・安心で使いやすく魅力ある施設という施設の質の部分はもとより、将来的な人口構造の変化等を踏まえ、全体最適、長期最適の視点から、施設規模の総量の適正化などによりまして、トータルコストの適正化を図っていくというものとしてございます。

次に、取組を進める上での7つの視点でございますが、こちらについてはこれまでの計画の基本方針をベースとしながら、例えば複合化、多機能化については、今般の検証結果を踏まえまして、それありきではないというようなことから、可能性を検討していくといったような内容にしてございます。また、ゼロカーボンシティの実現に向けた施設整備など新たな項目を加えているところでございます。

次に、11ページをお開きください。第4章ということで、ここでは検討や取組の進め方としてプロセスの見直しについてまとめてございます。計画策定プロセスでございますが、11ページの図表4-1に記載のとおり、計画案の策定の前の段階から区民参画により検討を行うこととしてございます。課題の共有を図った上で、例えばワークショップなどによりまして取組案を検討し、さらに地域意見交換会の開催などを通じて、より多様な意見を聴取し、ブラッシュアップさせていく、こうしてまとめ上げていった取組案を計画案として記載して、パブリックコメントや説明会などを経て計画決定していくことを基本的なプロセスとしてイメージしているところでございます。

また、14ページ、15ページでは、ワークショップ等により地域と共に検討していくに当たっての留意点であったりですとか、今後、これまではゆうゆう館については全てコ

コミュニティふらっとへ転換していくといったような画一的な対応から、地域の実情に応じた解決策を複数のパターンから検討していくことなどを示してございます。

次に、50ページをお開きください。ここからは地域ごとの施設の課題として、7地域ごとに主に築50年を経過した施設など、施設の課題を整理してございます。この項目はこれまでの計画にはなかったもので、区民と施設の課題を共有していくといったような新たな計画策定プロセスに基づく取組として設けたものでございます。

次に、104ページをお開きください。ここからは実施プランの内容となっております。106ページからは、7地域ごとに実際に着手が決まっている具体的な取組、または今後ワークショップ等により地域と共に検討していく取組案の検討を示しております。来年度ワークショップ等により取組案を検討していく課題は4つございまして、1つ目は西荻地域、108ページに記載のある旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討、2つ目は荻窪地域、112ページに記載してございます旧若杉小学校跡地の本格活用に関する検討、3つ目は高井戸地域、120ページにある西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討、4つ目は、121ページの同じ高井戸地域ですが、高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の改築に関する検討となっております。

具体的な取組について1点御説明をさせていただきます。116ページに、旧杉並第八小学校の跡地活用がございまして、こちらは計画どおりに進めていく取組ではございますが、ゆうゆう高円寺南館の取扱いについて、旧杉八小跡地に今後整備をしていくコミュニティふらっとへ機能継承をしてみたいと思っておりますけれども、現在ゆうゆう館の跡地利用については検討中であることや、今般の継承結果において、ゆうゆう館の利用者の方がコミュニティふらっとへの機能継承に当たり様々な不安等を抱えていることなどを踏まえまして、円滑に機能継承を図っていく観点から、暫定的に高齢者の活動場所として活用していくこととさせていただきます。なお、施設の位置づけ等については検討中というところでございます。

以上が施設マネジメント計画の概要でございます。私からの説明は以上です。

**議長** ありがとうございます。以上で改定案の説明を終わります。

これよりただいまの説明に対して質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、あらかじめ議会運営委員会で確認されておりますが、改めてお伝えをいたします。

質疑は、各会派の代表者が発言者席においてまとめて一括で御発言願います。質疑の時間は、電子データにより御配付した全員協議会日程及び各会派別質疑持ち時間のとおりでございます。

計測方法ですが、質問者が起立したときから着席するまでを計らせていただきますので、御了承願います。

理事者の答弁を受けた後、再度の質疑がある場合は、残り時間の範囲内でお願いをいたします。

以上、円滑な進行に御協力くださいますようお願いをいたします。

それでは、各会派順に質疑を行います。

質疑の対象は、ただいま説明のあった杉並区総合計画、実行計画などの改定案に関するものですので、御留意願います。

なお、理事者の答弁ははっきり迅速かつ簡潔にお願いをいたします。

あらかじめ各会派の質問の方をお聞きしておりますので、私から順次御指名いたします。

わたなべ友貴議員。

**わたなべ議員** 後にたくさん控えていますので、私からは大きい話をさせていただきたいと思えます。

今回の計画改定は、岸本聡子区長の選挙公約実現のためと区自らが自白しているだけあり、いわゆる「さとこビジョン」をにおわせる改定が大変多くなっています。頂きました非常に分かりづらい資料の中から確認できた改定箇所を並べると、区長やそのお友達の興味対象に大変特化した非常に偏りのある、かつ事業費のかかりそうな計画改定だなという印象です。

そこでまず、今回の計画改定における区の考え方や計画改定の目玉と言える点について伺います。

今回の計画改定で、区は計画策定の基礎とするための将来人口推計を改めて行っています。これによれば、総人口や生産年齢の人口のピークが遅くなる一方、年少人口のピークは早まりました。それぞれの数年の変化ですが、計画の基礎となる情報ですので、大変重要なものであると考えています。

そこで、人口推計が前回から変化した要因をどのように分析されているのか、また、変化した人口推計を今回の計画改定にどのように反映したのかをお伺いいたします。

次に、財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方——以下、基本的な考え方と呼ばせていただきます——について伺ってまいります。

計画改定案では、これまでの基本的な考え方が原則踏襲されました。その上で、財政調整基金の年度末残高の目標値が350億円から450億円に引き上がり、仮称本庁舎改築基金の早期設置が明記されるという修正がありました。先日の決算特別委員会では、現在

の基本的な考え方に対して、首都直下地震発災時における財政調整基金残高への不安や、昨今の工事費急増に伴う施設整備基金への積立額不足に対する懸念など様々厳しい指摘があったと記憶しています。それでもなお、区がこれまでの基本的な考え方を踏襲した理由について、岸本聡子区長御自身にお伺いをいたします。

次に、年度末財政調整基金残高目標を350億円から450億円に修正したことについて伺います。

今回区は、災害復旧費、著しい経済変動等の備えにそれぞれ50億円を増額した結果、100億円増という説明をされています。私たち会派は、この増額で足りるという試算の根拠が十分ではないと感じています。年度末調整、財政調整基金残高450億円と設定した詳細な説明を求めます。施設整備基金は、毎年度40億円以上の積立てを行っていくとすることで、特段の修正はありませんでした。一方、区の新たに試算した今後、施設整備に必要な予算は年平均で約147億円とのことで、これまでの試算の約121億円から約26億円の増加となりました。この増加要因は物価高騰やZEB化の費用ということですが、その内訳など詳細な説明を求めます。

年平均約26億円必要と予算が増加したということは、今後40年間では約1,040億円、これまでの試算よりも多く経費が必要になるということです。それでも区は施設整備基金への積立額を増額はいたしませんでした。その理由は、現在の基金残高を勘案したからとのことですが、しかし、現在の施設整備基金残高は約228億円ですので、これを勘案したところで、毎年度40億円の積立てでは、将来的に施設整備基金が底をついてしまうのではないかと、それにもかかわらず、施設整備基金への積立額を増額しなかった理由について説明を求めます。

積立目標額を維持した区には、資材高騰や労働力不足、さらには来年度から始まる時間外労働の上限規制など、多くのコスト増要因に対する危機感が感じられません。このことを一言申し添えて次の質問に移ります。

次に、新たに示された仮称本庁舎改築基金について伺います。

今回の計画改定では、仮称本庁舎改築基金について、早期の基金設置と記載がされただけであり、具体的なスケジュールが一切示されておりません。いつ基金を設置する予定なのか、それまでに必要な検討事項など、どのような課題があるのか、説明を求めます。

また、今回の計画案では、仮称本庁舎改築基金の考え方が一切示されておりません。具体的に本庁舎の建て替えにはどの程度の費用が必要と見込み、いつまでに幾らを目標にどのように積み立てていく予定か、お伺いをいたします。

本来、基本的な考え方にはこのような基金への具体的な目標額等を記載するべきであると考えます。本庁舎建て替えの全体像が明らかになった際には改めて基本的な考え方の修正が行われるのかを確認いたします。

次に、財政計画について伺います。

昨年度の一部修正の際も申し上げましたが、そもそも計画案には財政計画が一切示されておりません。こうした中途半端なものを基に議論を求めるという区の姿勢は重大な議会軽視であり、非常に残念であります。その上で、今回の計画案では、巨額の予算が必要になるものを含め、新規事業が大幅に増加した一方、指定事業の取りやめについては目立ったものはありません。一体区の財政計画はどうなっているのか、詳細な説明を求めます。

次に、施設再編整備計画から名称変更がされようとしている施設マネジメント計画案について伺います。

まず、この計画案への我が会派の感想をお伝えいたします。ハード整備をそれっぽい理由で遅らせ、岸本区長のやりたそうなことにお金を回しているねです。将来世代にツケを回す計画案を示しておきながら、計画目的を将来にわたって持続可能な行財政運営を行うとは一体どの口が言うのか、大変あきれております。

以上、会派の感想を述べた上で、以下数点お伺いをいたします。

まずは、今回の計画変更において、名称はもちろん、計画自体がどのように変わるのか、具体的な説明を求めます。

また、目立つところで、施策24、施策指標1、小中学校の老朽改築校数、施策指標2、小中学校の長寿命化改修校数の令和12年度目標値が減となっておりますが、その理由について伺います。

今回の計画案では、計画策定プロセスを変えるということが大々的にうたわれています。計画案策定段階から、岸本区長の大好きな一部の区民との対話をするのだと思います。このプロセスで計画が策定できるのか、私たちは懐疑的であります。対話によって調整がつかず、翌年も、翌々年も、対話と対話の継続と称する時間の浪費が続くことを大変懸念しています。

そこで、施設ごとの計画策定に当たっては、対話を行う期間を厳格に定める必要があると考えますが、区の見解を伺います。

また、計画案には、児童館や学童など、子供の居場所について、令和6年度中に策定を目指している仮称杉並区子どもの居場所づくり基本方針の中で明らかにすると記載があります。施設の老朽化や学童待機児童の待ったなしの重要課題が山積する今、そんな

余裕が杉並区にあるとは到底思えません。加えて区は、施策20の実行計画事業5、学童クラブの整備・充実を重点施策から外しています。待機児童の皆さん、その御家族をどれだけ苦しめれば気が済むのか、せめて令和6年度中に基本方針を必ず策定するとこの場で明言をしていただきたいと思いますと思いますが、岸本区長に御見解を伺います。

今後、施設ごとの計画策定までには、限られた区民との対話を何度も行うこととなります。その全てを職員の皆様が進行管理することになれば、業務負担は大変多くなると考えます。今後、幾度となく開催されるであろうワークショップ等の一部の区民との対話の場の進行管理はどのように行っていくのか、伺います。

あわせて、進行管理を仮に外部委託する場合、各施設の計画策定における必要な予算総額とその財政見通しについても伺っておきます。

また、今回から新たに主な施設種別ごとの老朽化率が示されることになりました。せっかく数値を出していただいて大変恐縮ですが、この数値にはあまり意味がないと考えます。確かに各施設の老朽化率を全て公表するのであれば、明確な指標となり進捗状況が分かりやすくなるはずです。しかし、今回示されたのは、施設の種別ごとの老朽化率の平均値であります。これでは老朽化率が本当に高い個別の施設が分からず、区民に正確な情報が伝わりません。

そこで、計画案で示す数値目標は、施設種別ごとの平均数値ではなく、施設種別ごとに老朽化率の高い施設、上位5施設にするなど、区民に正確な情報が伝わる数値に改めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

施設マネジメント計画案について、個別計画の一つ、旧杉八小学校の跡地利活用等について伺います。

ゆうゆう高円寺南館については、暫定的に高齢者の活動場所として活用し、仮称コミふら高円寺南館へ機能継承を円滑に進めていくとの記載があります。これは従来の廃止という計画からの転換ということなのか、確認をいたします。

ゆうゆう高円寺南館の後継活用が決まっていない中、同施設を有効活用するという視点は理解をいたします。もっとも同館については駅に至近という特殊事情に鑑み、暫定利用はあくまでも特例という認識です。しかし、今後間違いなく、各地域で各ゆうゆう館利用者から施設存続の声が上がります。そのときに、ゆうゆう高円寺南館は特例だからが通用するとは思いません。本件対応は一定理解するものの、この計画案の大前提とする全体最適、長期最適と反する非常に重い自己矛盾を抱えた判断であると考えますが、その自覚と覚悟はあるのか、岸本区長の御見解を伺います。

最後に、個別の施策について何点かお伺いをいたします。

まず、施策1の実行計画事業1、耐震化の促進についてです。

これまでの計画から耐震診断助成、耐震改修助成、木造住宅除却助成のそれぞれの事業量目標値が減となっています。人権や環境など多くの新規事業が始まる一方、命を守る防災・減災対策を軽視しているのではないか、首都直下地震の発災が刻一刻と迫る今、施策の優先度を下げた理由について伺います。

次に、施策4、実行計画事業2、駅周辺まちづくりの推進について伺います。

計画改定に当たり、令和6年度に策定予定であった西荻窪駅周辺まちづくり方針が検討へと後退しています。それどころか、令和8年度まで3年間検討、岸本区長の任期中はこの方針は策定しないということです。西荻窪駅周辺にお住まいの多くの区民が心待ちにしているまちづくり基本方針の策定を3年間一切進めない理由について伺います。

次に、施策9の実行計画事業3、環境学習・環境意識の醸成について伺います。

令和6年度から新たにゼロカーボンシティ機運醸成事業を実施することとしています。具体的にどのような事業をイメージされているのか、これ以上、対話、ワークショップ、シンポジウムのような一切成果物を生み出さない無駄な事業を増やされては困りますので、確認をいたします。

次に、施策11の施策指標1、緑被率について伺います。

現状値21.99%から最終目標は24.70%まで緑被率を上昇させるとのことですが、実行計画事業に記載されたみどりを創る取組では、到底この目標値を達成できるような新たな緑を創出できないと私たちは考えています。緑被率を2.71%上昇させるために必要な区内の具体的な面積と、それに向けた区の取組について確認をしておきます。

次に、施策18、子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実について伺います。

新たに設けられたこの施策では、「子どもは権利の主体である」と当たり前のことが明文化をされることになりました。しかし、私はこの書き方は杉並区の子供たちに対し大変失礼であると思っています。子供を1人の権利主体として明文化した以上、義務を負う主体であることも明文化しなければ中途半端です。子供が大人と同等の義務を負うわけではありませんが、義務の主体であることをあえて伏せる必要はありません。区が子供たちを共に社会をつくる一員であると認識をされているのであればなおさらです。ぜひとも「子どもは権利の主体である」という文言を、「子どもは権利義務の主体である」との当然の文言へ変更するべきであると考えますが、見解を伺います。

最後に、施策27の実行計画事業3、多文化共生・国内外交流の推進について伺います。

当該事業は、在留外国人が安心して生活できるようにすることを目的としています。

ということは、現在、区内在留外国人の皆様は安心して生活ができていないということになります。区は在留外国人の皆様にごどのような調査を行っているのか、仮に行っているのであれば、ごどのようなことに在留外国人の方は不安を感じているとおっしゃっているのか、伺っておきます。

また、新規事業として日本語を母語としない子供が安心して立ち寄れる多文化キッズサロンの設置を目指すとのこと。そもそも多文化キッズサロンとは何なのか、御説明をお願いいたします。

また、既に区内の子供たちの居場所は、在留外国人の子供たちも利用が可能です。それにもかかわらず、あえて多文化キッズサロンを設置する理由を伺います。現在の施設の利用が十分でないというのであれば、今ある子供たちの居場所を在留外国人の子供たちも利用しやすくするようにすることが共に生きていく多文化共生だと考えますが、この点について区の見解を伺います。

区には外国人だから、日本人だからと区別をして、わざわざ利用者間に壁をつくるのではなく、多文化共生の趣旨にいま一度立ち返り、ゼロベースで施策を構築していただくことを要望し、一回質問を終わります。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**企画課長** では、まず私のほうからですが、改定の考え方、目玉ということで御質問いただいたかと思えます。冒頭もちょっと申し上げたんですが、社会経済環境が大きく変わっているということですか、区長公約の実現、対話協調型区政、こういったことを推進するということで改定したということですので、その改定のポイントに基づいて行ったもの、改定したものというものが、まさに目玉と申しますか、今回の改定の特徴的な部分かなというふうに思っております。例えば人権を尊重する地域社会の情勢と1つ打ち出したこととか、子ども分野において子どもの意見表明・参画の推進、これを新たに取り入れたこと、まちづくりや環境の分野では、自転車活用の推進ですとか、いこいの森、これをさらに設置していこうというところはかなり目出しているのかなというふうに思っております。

また、物価高騰などの話では、財政経営、財政の基本的な考え、そういったものに反映させておりますし、また、対話協調型区政ということでも申しますと、気候区民会議ですとか、参加型予算ということに加えて、今回マネジメント計画の策定プロセスの中において、そういったことをしっかり盛り込んできたということがございます。そういったものがまさに特徴的な部分というふうに考えております。

続きまして、人口推計のお話がありました。冒頭、これも申し上げましたが、今回

の推計、方法については変更はございませんで、ただ、やっぱりその外的な要因としては、合計特殊出生率が下振れしたですとか、人口移動で多少の今までと違った数字が出てきたというところですが、どちらかといいますと、これは数年ずれたということなんですけれども、大きく長期的なところでいうと、トレンドに変更がなかった、それを確認できたという部分が今回の推計結果かなというふうに思います。ということですので、そういう考えに基づけば、大きくドラスチックにそれを反映するということはございませんけれども、例えば人口推計に基づいて、指標の中でケア24の相談件数を支援件数につなげた数というのがありますけれども、そういった数は、人口推計の高齢者人口に割合を掛け合わせてやるものですから、そういったものの数値が変わってくるですとか、いろんな個別計画の中で、例えば児童生徒数などには影響してきますので、そういった数値に反映した結果、例えば教室数の数がちょっと変わってくるとか、そういったところに反映していくのかなというふうに考えております。

私からは以上になります。

**財政課長** 私のほうからは、基本的な考え方等についてお答えいたします。

まず、この基本的な考え方については、平成24年当時、最初はルールという形で策定をして始まって、それ以降は社会状況の変化であるとか、区議会での質疑を踏まえて、その都度、その都度見直しのほうを行ってきたというところがございます。この考え方は5つの指標の中で、単年度の収支均衡、また中長期的な見方、現金主義、発生主義、こういった視点で見られることから、引き続きこちらのほうは踏襲をしていきたい。ただ、基金のところについては見直しをしたというところがございます。

次に、財政調整基金の詳細という形の御質問がございました。まず、災害の150億につきましては、当初求めるときに阪神・淡路大震災の西宮市の状況がございましたので、令和7年の数値と平成4年度決算数値を比べたというところがございます。具体的には、財調単価で、建設工事単価、また土木工事単価、こちらのほうを比較したというところでして、平均の上昇率が134.21%の増というところがございまして、これを150億円に乗じたところ、約201億円になるということから、約50億円の増にしたというところがございます。

続いて、経済変動分の200億円につきましてですが、これはリーマンショックのときの下に比較をしたというところがございます。当時の基幹収入である特別区税と財調交付金、こちらの減収額がマイナス約214億円だったというところがございまして、その減収率を令和5年度の当初予算、こちらに乗じたところ、金額291億円の減が予想されたと。その差引きとして約70億円というふうに出ましたので、総合的に勘案して、こ

の間投資的経費となります施設整備基金の積立てなども行っていることから、経費の削減を図っていくこととして、50億円の増としたというところでございます。

次に、施設整備基金についてのお尋ねがございました。約147億円、ここから国や都からの補助金、区債など特定財源を引いた額という形で、想定を計算式で50億円というふうに出しておるところでございます。現在の施設整備基金、議員からございましたが、228.6億円、これを40で割ると1年間に約5.7億円というのが出てきます。引き続き、毎年度40億円以上となつてございますので、50億円から5.7億円引くと約44億円余というふうになっていまして、記載上はもう40億円以上ですけれども、引き続きそこを見て、積んでいきたいというところで、そこは変更しなかったというところでございます。

続いて、仮称本庁舎改築基金についてのお尋ねがございました。設置時期、費用等についてでございますけれども、現在の本庁舎建て替え、本庁舎の整備に当たっては、1988年度から1993年度にかけて、改築、耐震、改修工事のほうを実施して、総工事費は約150億円という数値がかかったということでございます。他自治体では、近年、渋谷区が211億円、豊島区が136億円弱と、他自治体の例を見ても非常に多額のお金がかかっているというところでございまして、今回は時期や規模などはまだ決まっておられませんけれども、改築に要する基金の早期設置を今回目標に掲げたというところでございます。今後、3年間の計画期間のうちに基金の設置、具体的なものに向けて、関係各課での庁内組織による検討のスピードなどを加速化させてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、財政計画についてのお尋ねがございました。これまでも計画改定の際には、新年度当初予算との整合性を図るに当たって、現時点では精査中ですので、お示しをできていないというところでございまして、6年度の当初予算編成の中で確定をしていくという形でございます。特に歳入については、喫緊の経済状況を踏まえるとともに、国や都の特定財源の動きなど、これはしっかり見極めて精緻なものを出していきたいというところでございます。このため、これまで同様に、パブコメ後の最終的な計画時点で財政計画のほうはお示しをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

**施設マネジメント担当課長** 私のほうからは、まず、改築改修経費の試算の増加要因に関するお尋ねがございました。この試算でございまして、いわゆる近年の工事費の実績をベースにまず単価を設定しているというところがございまして、こちらはこれまでの計画と同様でございます。

今回の試算に当たりましては、委員からも御指摘がありましたとおり、この実績単価に加えましてZEB化ということで、いわゆる改築の費用については、今回の地球温暖

化対策実行計画で新築、改築時に原則ZEB化をしていくというようなところがございましたので、この費用を見込むというようなことで、この間の改築工事におきます省エネ対応の実績など、そういったことを加味いたしまして、一般施設については8%、学校施設については6%を上乗せした金額を改築単価として設定したというところでございます。こうした要因で、試算の金額としては上振れをしているというところでございます。

次に、計画の変更ということで、名称を含めてどのように変わったのかというところがございました。今回の検証結果を踏まえまして、先ほども少し御説明をいたしました。計画づくりの基本的な考え方と、計画策定のプロセスというものを見直したというところでございます。これは具体的にどこなのかというところなんです。1つはやはり計画の基本方針というところがございます。また、プロセスというようなところでは、計画案の策定の前段階から区民の皆様の見解を聞きながら、一緒になって作り上げていくというところがございます。計画の名称ということでございますけれども、これは再編ありきではなく、今回再編というのも1つの手法だというようなところで、区立施設、老朽化への問題に対して更新、いわゆる建て替えをしていくですとか、あるいは再編をしていく、長寿命化をしていく、さらには利活用などもございます。そういったことを総合的かつ計画的に行っていく施設マネジメントを推進していくというようなところ、これは前回の計画の中でも方針として掲げているところではございますが、これをしっかりと推進していくというような観点から、計画の名称も変更したというところでございます。

次に、このプロセスに関して対話を行う期間ですとか、あるいはその進行管理というようなことのお尋ねがございました。まず、対話、ワークショップ等を行っていく期間でございますけれども、やはり施設の老朽化であったりですとか、行政課題への対応をしっかりと図っていくというようなことを考えますと、やはり期間をしっかりと定めていくということが必要であるというふうに考えております。今回の計画案の中の実施プランの中で4つ、ワークショップ等を行っていくというところを掲げさせていただいておりますけれども、その項目の最後に検討期間というものを設けさせていただいております。これに基づいて進めていくというところでございます。

次に、進行管理というところでございますが、まさにこれは新たな取組というところがございますので、我々は今内部で議論をしているところでございます。対象となる施設あるいは課題によって様々なケースがあろうかと思っておりますので、特定の手法によらず、様々な方法を考えていきたいなというふうに思っております。他の自治体を見ても

と、例えばこうしたワークショップを行う際に、いわゆる民間事業者のようなファシリテーターをつけるケースですとか、あるいは学識経験者の方に参加していただいている事例などもございますので、そういったものも研究しながら、今後、対応を考えていきたいというふうに思っております。

次に、施設の老朽化率に関するお尋ねがございました。こちらについてなんですけれども、計画の進捗状況を確認するという意味で、区全体の取組の進捗状況を確認することで、新たな取組として、指標として設定したものですけれども、経年変化を見ていくことによって進捗が見えてくるのかなというふうに思っております。そうした中で、計画案の中では、区全体のというようなところで、施設種別ごとの平均率という形でお示しをしたものではございますけれども、まだ新たな取組というところもございしますので、例えば今後ワークショップ等を行う際には、対象となる施設を個別に出していただくというふうなことも、あるいは今回議員から御提案のあったような上位で示していくですとか、いろいろ効果的な活用方法はあろうかと思っておりますので、今後研究をしてまいりたいなというふうに思っております。

私からの最後に、ゆうゆう高円寺南館に関するお尋ねがございました。こちらは冒頭の説明でも申し上げましたが、暫定的に高齢者の活動場所として活用してまいりますけれども、あくまで今後、杉八小に整備をしていき、コミュニティふらっとへ機能継承していくということが前提というところではございまして、その過程の対応ということでございますので、従来の方針を変えたというところではございません。

最後に、今回の対応が全体最適、長期最適の観点からというところはございますけれども、今回の対応につきましては、跡地が現在検討中であるというようなことですか、あるいは今般の検証結果の中で、先ほども少し申し上げましたが、ゆうゆう館の機能というのはコミュニティふらっとにおおむね機能継承がされていると。ただ一方で、利用者の方にお話を聞くと、本当に今までと同じ内容、回数で使えるのかですとか、多世代型の施設になることの不安ですとか、あるいはそもそもコミュニティふらっとがどういった施設か分からないといったような御意見もございましたので、そういったところを踏まえて、円滑に機能継承、活動場所を移転していただくというようなことを見据えて行った対応というところで、まさに全体最適、長期最適の観点から取った対応というふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

**耐震・不燃化担当課長** 私からは、耐震化の促進についてお答えさせていただきます。

耐震不足の建築物の棟数につきましては、建物の建て替えや耐震改修により年々減少

してきております。事業量の算定につきましては、これまでと同様に、事業量を算定したのですが、母数が減少したため、数値が減少したものでございます。取組につきましては、これまでと同様に取組を進めてまいります。今後も耐震化の促進につきましては積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

**拠点整備担当課長** 西荻窪におけるまちづくり方針についてでございますけれども、平成30年度から方針策定に向けて懇談会方式で取り組んでまいりました。昨年度からは対話によるまちづくりの推進のため、まずブレストを行った上で、今後は仮称デザイン会議の中で、より幅広く丁寧にまちづくりを進めていく予定でございます。そのため、そこで行われる内容を加味して方針を策定する必要があることから、この間については検討としたものでございます。

**温暖化対策担当課長** ゼロカーボンシティ機運醸成事業のお尋ねですが、気候変動対策は全ての人に取り組んでいただく必要があると考えてございますが、周知のほうにも取り組んでいるところですが、現時点では十分に行き渡っているとは言えないような状況とも考えてございますので、事業者のノウハウや経験等を活用した普及啓発事業の強化でしたり、科学の拠点、IMAGINUSと連携した展示を活用した体験学習など、区民のゼロカーボンシティの機運醸成を高めるような事業を考えてまいりたいと思っております。

**みどり施策担当課長** 私からは、実行計画の緑被率の最終目標値24.7%を達成するには、率にしては2.71%、面積として92.3ヘクタール、東京ドームを4ヘクタールとした場合、23個分の緑被地が必要となります。そのうち、約70ヘクタール程度は、未整備の都市計画公園の整備や都市計画道路の街路樹整備により将来創出される緑として想定してございます。区の緑の7割を占める民有地の緑につきましては、緑化指導をはじめとした緑をつくる事業に今まで以上に取り組んでまいり所存でございます。

**子ども政策担当課長** 施策18の子どもの権利擁護に関して御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、子供を含む全ての人、生まれながらに自分らしく生きる権利を持っておりまして、この権利とは誰しもが平等に持っている人権のことと認識しております。この子供の権利を尊重するということは、全て子供の言いなりになるというわけではなくて、社会の中におけるルール遵守ですとか、他の人の権利も尊重するといったようなことが大切であると考えております。こういったことを全ての世代の方々が認識していくとともに、今後、現在子どもの権利擁護に関する審議会において、様々そういったとこ

ろについての議論がなされておりますので、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

**学校整備課長** 私は、施策24の小中学校の老朽改築の校数の変更についてお答えいたします。

こちらについては、令和12年度の目標値を修正しておりますけれども、その理由といたしましては、令和6年4月から建設業における働き方改革、こちらが導入をされまして、従事者の方の週休2日制を確保するための工程の設定が求められております。このため、工期が長くなることから、その工期を反映して改築のペースを遅らせて、改築の校数を修正したものでございます。

以上です。

**文化・交流課長** 私からは、施策27、多文化共生についてのお尋ねにお答えいたします。

まず初めに、外国人対象の調査についてなんですけれども、現在のところ、まだ区では直接は行ってはございませんが、区役所の窓口で実施しております外国人サポートデスク、ここでは、日本語習得の不安というような声も聞いておりますし、あとは国保ですとか、税の相談が多くあるというふうに聞いております。また、他自治体で行っています調査でも、やはりコミュニケーションについての支援が必要だというような結果も出ておりますので、その辺が大きな課題なのかなという認識でございます。

それと多文化キッズサロンについてなんですけれども、まずそもそも多文化キッズサロンなんですけど、日本語を母語としない子供を対象としました学習事業、それとその子供と保護者を対象とした相談事業、また子供を対象とした地域との交流事業、そのようなものを想定してございます。

つくる理由なんですけれども、外国人人口というのは大変増えてございます。現在杉並区では1万8,500人ほど、区内人口の約3%となっているところなんですけど、将来的には、2070年には日本の外国人人口の割合は10%を超えるというような推計も出てございます。既にもう10%を超えている都心部の自治体もございまして、やはりそういうような中で、国においても外国人の受入れと共生社会づくりに取り組んでいくということでございますので、国の方針に基づきまして、区においても日本語教室や何かものはじめとしまして、支援事業の充実、発展に努めていきたいと、そういうふうに考えてございます。

あと他の施設でということもございましたけれども、もちろん他の区立施設も連携しながら、外国人が地域社会の一員として生活できるようにということを考えてございます。

私からは以上です。

**児童青少年課長** 私からは、仮称杉並区子どもの居場所づくり基本方針に関する御質問にお答えいたします。

基本方針の策定に向けましては、この間の児童館再編の検証結果を踏まえまして、まさにこれから検討を開始する予定としているところですが、議員御指摘のように、学童クラブの待機児童対策でしたり、あとあるべき子供の居場所づくり、こちらについてはできるだけ早期に進めていく必要があると認識してございますので、令和6年度中に策定ができるようにしっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

**議長** わたなべ友貴議員。

**わたなべ議員** 幾つか再質問していきたいと思います。まだ時間も大分ありますので。

まずは、財政の基本的な考え方について伺っていききたいと思います。

現在の財政調整基金残高、これは今約563億円あったと思います。今回450億円を維持したということなんですけれども、うがった見方をすると、563億円今あるんだから、何年かの間、岸本さんの任期の間に115億円弱崩したってルールは守れるわけですよ。だから、何でそういうふうな中途半端な450億にしているのかなという話を聞かせていただきたかったんです。

特段緊急性のない事業、この前、給食費無償化もありましたけれども、それが通ってきた中で、今後、区長公約、今回実行計画事業の中で幾つかあって、例えば話をしますね。昨年度の決算特別委員会のやり取りの中で、今回、施策7、暮らしやすい住環境の形成のところで重点施策に格上げされている住宅確保要配慮者の居住支援なんですけれども、これは令和4年度の試算で年間122億円もの予算が必要になると、こうした答弁がなされております。また、給食費無償化に関しても、この前の補正予算の附帯決議で他の会派からいろいろありましたけれども、来年度、その会派が賛成するためには公立以外のところにも枠を広げないと賛成できないような意見でしたよ。また、行革で予算を削らなきゃ賛成しないよと言って、この前補正予算に賛成した会派でしたけれども、そうしたところもありました。そこは二枚舌じゃないということを信用するならば、予算を通すためには、しっかりと計上していかなきゃいけないわけですよ。そうした中で、しっかりと財政調整基金も積んでいけるかということは不安ではないんです。

なので、例えば今回、今この財政が堅調な時期にベースの450億をキープするだけじゃなくて、なおかつ、何億円積みますよという考え方もできたと思うんです。何十億円積みますよという考え方もできたと思うんですけれども、そうしないで450億円をキー

プしますというような言い方に、何か後ろ向きというか、手堅い感じにしてしまったのは何でなのかなというふうなところを聞きたいと思います。これは区の出していただいた資料の中でも、将来的に基幹収入が減っていくというふうな見通しも出ていますよね。15年から出ているので、この堅調な時期にこそ積んでおく必要があるのに、それを明記しなかった理由について伺いたいと思います。これは再質問です。お願いします。

もう1個、施設整備基金についてなんですけれども、40億円以上というようなお話がありました。いろいろ縮減したりとか、今の積立額があると言ったんですけれども、これは45億円以上目指します、50億円以上目指しますにしたって当然よかったと思うんですよ。それを何で40億円のままとしたのか、額を上げなかったのか、その使えるお金を、だぶつかせるお金をあえて取っておくのか、その理由について改めて御答弁をいただきたいと思います。

財政計画について伺いますけれども、今ちょっとお話ししちゃいましたけれども、給食費の無償化、来年度以降は25億円以上多分かかると思います。要配慮者については122億円最高必要だというなら、年間150億円以上新しいお金が必要になるものを行革で積み上げていっても、今までいろいろ行革で予算を出していただいたのはとてもよく分かっています、毎年資料も頂いているので。だけれども、到底その額には届いていないですよね。到底届いていないのに、そうした新規事業ばかりやって、新しいものを、今までのものを消していないというのは何でなのかなということについて、もう一度詳しく説明を伺いたいと思います。

しゃべり過ぎて時間がなくなったので、最後大事なところなので、施設マネジメント計画、この策定に当たってのところの最後の部分を読むと、区の職員さんのこれまでの努力を全部台無しにしていますよね、書きぶり。区の職員さんの皆様が住民と向き合って、どうやって住民の皆さんに少しずつ負担をしながら、将来のために我慢していただくのか、そうしたことを根強く、根強くやって首を縦に振っていただいたという努力を全部台無しにした書きぶりを職員さんがさせられる不幸ですよ。トップがこうなっちゃうとこうなるんですよ。2年半、まだ長いんですけれども、もうちょっとこういう御苦勞をかけますので、もうちょっと我慢していただいて、我々はしっかり応援したいと思います。なので、最後、施設マネジメント計画について、しっかり計画を進めていくんだというこの進め方、もうちょっと詳しく御説明いただいて、終わりたいと思います。

以上です。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**財政課長** まず、私のほうから450億円のお話がありました。財政調整基金です。これは

後ろ向きということではなくて、あくまでも今回お示しをしたのは最低限という形でございます。令和3年度当初予算、コロナ禍において、財政調整基金の年度間の調整であるという非常に大事なこととして、約72億円強の財調基金のほうを取り崩しをして、最終的には年度末取り戻しましたけれども、やはり財調基金の役割というのは予算編成時に威力を発揮するものという形でございます。そのときは72億円ということです。これが2年続くと、あっという間に100億を超えてしまうというところがございます。あくまでも450億円というのが最低のレベルがあって、今、議員から御指摘がありました560億円ほど今財調基金がありますけれども、当面は年度間の調整も踏まえて、この金額あたりは引き続き維持をしていきたいという心意気でありまして、ちょっと説明がありませんでしたけれども、そういった考え方を我々も最低限という形で持っているというところをお分かりいただきたいというところでしっかりと、私の説明が不足をしていたなというふうに思っております。

また、続いて、財政調整基金は40億円を45億円とか50億円という形でも、意気込みがちよっと足りないんじゃないかというようなお話がございました。先ほど細かなお話、44億円以上あればという形で行いましたけれども、この間、施設整備基金につきましては、積めるときには、先日の補正のときも50億円、昨年度も80億円へという形でしっかりと積んできております。40億円積むときにもあれば、50億円積むときもある。ここでちゃんと45億円というふうにしっかりお伝えできればいいんですけども、一応そこは今後も踏まえまして、今回は40億円というふうにさせていただいたというところがございます。

最後に、財政計画のお話がございました。財政計画、しっかりと規模感でお示しできればいいんですけども、今の修正後の最新の財政計画上で申し上げますと、単年度の令和5年度で申し上げますと、当初予算が2,100億円に対して一般会計の実行計画額は、その約1割の金額のほうを持っているという形でございます。大体この間、計画を立てている中で見ると、規模的にはそのあたりなのかなというふうに思っています。冒頭、企画課長からも計画事業のほうで幾つかなくなる事業もあれば、加わる事業もあるというようなお話をさせていただきました。財政規模自体が、先ほど来言っている物価高騰等、規模が膨れていきますので、当然ながら実行計画額も膨らんでいくのかなというふうに思います。ただ、いずれにいたしましても、我々財政部門としては、予算の編成に当たってはしっかりとスクラップ・アンド・ビルドして、経費の見直しをしている中で、引き続き財源については、少ないものも積み上げていって、しっかりとそのあたりは確保して区民サービスの向上、維持をしていきたいというふうに考えております。

**施設マネジメント担当課長** 先ほど議員のほうから御指摘があった点でございますけれども、やはり施設の老朽化の問題ですとか、あるいは先ほど企画課長のほうから人口構造のトレンドのお話がありましたけれども、やはり将来的には少子高齢化が進んでいく、そういった区立施設を取り巻く背景、そういったものは変わらないというふうに捉えておりまして、私どもはしっかり進めていく必要があるというふうに考えております。そうした中で、この8年間取り組んできたわけなんですけれども、検証の中でいろいろアンケートなどもやらせていただいた中で、やはり再編計画自体の認知度が少なかったりですとか、こうした公共施設の老朽化の問題の理解がまだまだ我々の発信を含めて不十分だったところがあると、そうしたところは区としてもしっかり受け止めていかなくてはいけないかなというふうに思っております。そういった意味では、今後、区民の皆様と課題をしっかりと共有しながら進めていくということになりますので、こうした背景の部分もしっかりと御説明、御理解をいただき、その上で進めていくというような形になりますので、区民の皆様のこうした理解が進んでいくことによって、私どももしっかりと計画的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後もしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長** 以上でわたなべ友貴議員の質疑を終わります。

富田たく議員、質疑をお願いします。

**富田議員** まず、区立施設マネジメント計画改定案から進めさせていただきたいと思えます。名称が変わることで、前区長が区民の声を聞かずに進めてきた児童館、ゆうゆう館の全館廃止計画から住民の声が反映される計画に転換されることを大いに期待しています。

それでは、細かいところから行きます。

12ページ、計画策定プロセスの具体的な進め方の基本イメージについて、本計画では直接的に触れられていませんが、既に再編整備計画が実施された施設について、再編後の施設の在り方等を協議する場はどのように検討されているのか、確認いたします。

これまでの取組手法に課題があったとすれば、再編後の地域においても、施設の在り方について住民との協議が必要となるのではないのでしょうか、認識を伺います。

例えば具体的な地域として、直近で廃止、機能移転された善福寺児童館や西荻北児童館の在り方はどのように検討されるのか、子ども・子育てプラザについても、地域住民や児童、保護者から運営や小学生も含めた利用対象の拡充等の意見が寄せられていますが、それらの検討はどのように行われるのか、この間プラザミーティングの実施の方向性も示されていますが、各プラザにおいてどのように実施していくのか、対象等を改め

て確認いたします。

ゆうゆう天沼館の廃止、機能移転後の当該地域における高齢者の拠点整備の在り方等についても検討の方向性を確認いたします。

64ページ、旧若杉小学校の本格活用について、躯体の状況調査等の結果を踏まえ、地域の意見を聞きながら方向性を定めていくとありますが、調査結果はいつ頃出ますでしょうか。また、地域の意見聴取は具体的にはいつ頃どのような方法を考えているのか、確認いたします。

和田小、杉六小、桃一小、天沼中、向陽中、西宮中について、改築に向け、周辺施設との複合化の可能性を検討との記載がありますが、それぞれどの施設を周辺施設としているのか、学校ごとに示してください。

81ページ、高円寺図書館の跡地利用について、私立小学校の仮校舎として利用とのことですが、跡地活用に関して決定するまで何もお知らせがなかったように思います。区内の教育施設のために協力することは大変重要ですが、今後、地域住民の要望の聞き取りもぜひ行っていきたいと考えますが、いかがでしょうか。また、暫定活用後の跡地利用について何か検討していればお示しくください。

ゆうゆう高円寺南館について、暫定的に高齢者の活動場所等として活用とありますが、どのような利用方法を考えているのか、確認いたします。

活動場所や時間の制限、利用料の負担増はあってはならないと考えますが、どのように検討しているのか。また、現在の利用者や施設運営者等の意見を聞く機会を今後設ける予定はあるのか、伺います。

跡地活用もいまだ検討中であることから、ゆうゆう館として存続すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

関連して、高円寺地域の国立印刷局宿舎跡地について、有効活用の現状はどうか、確認いたします。

90ページ、西宮中学校の改築と周辺施設の検討について、懇談会で検討されるとのことですが、検討の手法期間、検討会のメンバーの構成の対象についてなど確認いたします。

また、120ページで、令和6年度に検討される施設に宮前児童館が含まれていますが、子どもの居場所づくり基本方針の策定前に、宮前児童館の在り方が検討されるということか、確認いたします。そうした場合、どのような検討がされるのか、示していただきたいと思えます。

108ページ、西荻地域の旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討について、区

民とのワークショップ等の開催手法や期間、対象者等はどのように検討されているのか、確認いたします。

114ページ、杉並第一小学校について、2024年当初から設計とありますが、現在、住民からのこれまでの疑問に答えている段階で、まだ理解と納得は得られていない状況と考えます。こうした状況で設計期間を24年度からと設定することは、さらに住民理解が得られない状況となる可能性があると思いますが、区の認識はいかがでしょうか。

121ページ、ゆうゆう高井戸東館を含む検討について、検討の手法、期間、検討会のメンバー構成、どういう方々を対象としているのか、確認いたします。

136ページ、施設にかかるコストの状況について、新たに施設を整備するということは、未来の世代が背負う負担を現在において決めるということ、施設が存続する限りかかり続けるランニングコストは、区の財政にとって大きな負担との表現は、前区政での施設削減ありきの再編計画の考え方が色濃く残っていると指摘いたします。必要な福祉施設や教育施設には適切な費用を充てるとの考え方の記述に変えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

同様に、135ページの氷山の一角のイラストについても、必要な福祉施設や教育施設を整備することが区民にとって負担でしかないとのイメージを植え付けることにつながる可能性があります。適切な表現に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、区政経営改革推進計画改定案についてです。

まず、方針2から行きます。16ページの財政調整基金について、先ほども出ましたが、これまでの350億円の維持という財政のルールが450億円へと変更になります。財政調整基金に偏重した積立てではなく、目的と計画性を持った基金積立てが必要ではないのか、確認をいたします。

18ページ、区有財産の有効活用について、処分等が検討されている土地、建物はどこか、現時点での検討状況を確認いたします。

21ページ、使用料・手数料等の見直しについて、必要に応じた改定とは具体的にどのようなことなのか、確認いたします。

この間、区立施設の使用料については区民が気軽にいつでも使える利用しやすい料金設定にすることが示されてきました。現在の使用料は集会施設、体育施設ともに近隣区の1.5倍から2倍以上高くなっています。物価高騰で区民生活に大きな影響が出ている下で、区民が安心して利用できる使用料へ改定する必要があると考えますが、区の認識を伺います。

使用料に減価償却を含めていることについても関連して確認いたします。

施設建設時から区民の税金等から成る区財政で建設費を支出しているにもかかわらず、利用料でさらに減価償却費分を徴収することは税金の二重取りになり、利用者負担として適切でないと考えますが、この点についても改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

方針1に戻ります。3ページ、定員管理方針に基づく職員数の適正管理に努めるとのことですが、方針を策定した令和4年1月から現在まで、再編整備計画等の検証や見直しが進められています。この間の計画変更に伴う定員管理方針自体の見直しは行わないのか、確認いたします。

11ページ、将来を見据えた組織体制の構築について、その具体的な検討内容を確認したいと思います。また、当区では職員の年齢構成がこの間の採用抑制によりいびつな状況となっています。適正管理においてどのように対応することが検討されているのか、確認いたします。

定員管理方針に基づく職員数の適正管理について、現状の職員数は特別区全体と比較しても、人口当たりの職員数が低い等、課題があると考えますが、認識を伺います。

会計年度任用職員数が増加傾向となっており、各公務職場を支えている現状があります。一方、雇用年限による不安定雇用の課題があると考えますが、区の認識を伺います。

また、近隣自治体の世田谷区のように、年限を区切った公募は行わず、任用を継続する自治体もありますが、区としてはどのように対応するのか、検討状況を伺います。

6ページ、区立施設を活用したふれあいの家の賃料の適正化について、賃料の適正化とは、現在の賃料から引上げということになるのか、確認いたします。また、この方針についても運営事業者との協議の状況、寄せられている意見等を確認いたします。

7ページ、区政情報の共有の推進について、情報の公開等に関する方針とはどのような内容で、いつ頃公表されるのか、確認します。

また、区民ニーズが高く、非公開事由に該当しない区政情報について、具体的にはどのような情報を指しているのか、事例を示してください。

学校徴収金の公会計化について、公会計化は速やかに実施する必要があると考えます。この間、複数の会派から同様の指摘がされています。試行実施を前倒しするべきではないのか、認識を伺います。

また、同じく学童クラブのおやつ代の公会計化についても実施を早めることはできないのか、理由等を確認いたします。

8ページ、民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供について、この間、認可保育所への指定管理者制度の導入を行わないこととしましたが、保育

所への指定管理者制度の導入に際し、課題認識等を伺います。

また、この間の検証では、指定管理施設の従業員の多くが正社員以外である従事職員とされていることが分かりました。この点では、職員の安定的な雇用や継続性、専門性等について課題があると考えますが、認識を伺います。

10ページ、学童クラブ運営委託の実施について、今後の学童クラブの運営委託の実施については、中略、委託導入の方針や杉並区子どもの居場所づくり基本方針を踏まえて検討とありますが、この間、区内7地域に直営学童クラブを1か所存置する方針については、配置規模の拡大も含めて見直しを図られるということか、確認いたします。

入札・契約制度の改革について、公契約条例の施行後も、2次下請以降の労働者には賃金上昇が見られないという課題も指摘されております。是正に向けた取組等が行われるのか、確認いたします。

認可保育調理用務業務の委託の実施について、2025年の委託実施園はどこと検討しているのか、確認いたします。

また、直営と委託とそれぞれの数の割合を確認いたします。

以上です。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**児童青少年課長** 私からはまず、学童クラブおやつ代の公会計化に関する御質問にお答えをしたいと思います。

公会計化に当たりましては、徴収システムをどう構築するかや、現状は各学童クラブごとに購入しているおやつを今後どのように調達していくのか等、検討すべき事項が多岐にわたることから、現状では令和8年度の実施が妥当であると考えているところでございます。

次に、既に再編が行われた地域に向けた取組に関する御質問にお答えをさせていただきます。

来月以降開始する予定としております仮称子どもの居場所づくり基本方針の策定に向けた検討プロセスにおきましては、既に再編が行われた地域の方々の御意見も伺いながら、新たな子供の居場所の在り方に反映していくことを考えているところでございます。

次に、子ども・子育てプラザでの小学生の居場所の充実に関するお尋ねがございましたが、これはこの間の御意見を踏まえまして、本年6月から全プラザにおいて小学生タイムを設けて運営を行っているところです。また、子ども・子育てプラザでは、区民の御意見をプラザの運営に反映していくため、プラザミーティングを新たに設けることとしておりまして、対象でございますけれども、地域の子育て当事者の方やプラザ利用者、

あとは地域の子育て支援団体の方々などにできるだけ幅広くお声をおかけして、構成メンバーを決めていくことを予定しておるところでございます。

私からは以上です。

**高齢者施策課長** 私からは、ゆうゆう天沼館の廃止、機能移転後の当該地域における高齢者の拠点整備の在り方等についての御質問にお答えします。

こちらにつきまして、引き続き、コミュニティふらっと本天沼のよりよい運営や旧若杉小学校の本格活用に向けて、地域懇談会等の意見を伺い、その反映に努めていく考えでございます。

それから、区立施設を活用したふれあいの家の賃料の適正化に関してのお尋ねですが、ふれあいの家につきましては、平成25年度から賃料の一部を事業者に負担していただいております。これまでも通所介護事業者との公平性を図る観点から、3年ごとの契約更新時には賃料を段階的に引上げを行っておりまして、引き続き事業者に丁寧に説明を行い、理解を得ながら進めてまいります。

私からは以上です。

**耐震・不燃化担当課長** 独立行政法人印刷局の跡地につきましては、この間、動向を注視して、印刷局と情報の共有に努めてまいりました。現在、印刷局において、印刷局を活用していくか、それとも売却していくかなど検討中というふうに伺っているところでございます。

私からは以上です。

**学校整備課長** 私からは、杉並第一小学校についてお答えをいたします。

杉並第一小学校の移転改築につきましては、先日も阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会を開催しまして、地域の方々などと意見交換を行っておりまして、今後も学校関係者の団体とも意見交換を行ってまいります。その状況を見極めた上で、設計の開始時期について検討してまいります。

以上です。

**人事課長** 私からは、方針1に関連した御質問についてお答えいたします。

まず最初に、定員管理方針についての御質問でございますけれども、今回の各種計画改定を踏まえまして、この方針については見直しを行いまして、1定の総財で御報告することを今検討しているところでございます。また、この定員管理方針について、まず人口当たりの職員数のお尋ねがございましたけれども、まずこの人口当たりの職員数は、人口の多い区ほどこれは少なくなる傾向がございます。ですから、これをもちまして一概にこれについて問題があるということにはならないと認識しておるところではござい

ますけれども、当然職員を配置してマンパワーが必要になっていく職場も多くございますので、職員の配置や体制づくりについては適切に行ってまいりたいと考えてございます。

次に、職員の年齢構成などについての御質問ですけれども、この年齢構成の平準化につきましては、既存の経験者採用制度がございますので、これは60歳未満まで受験が可能な制度でございますので、適性のある方をここから採用を行うことで、平準化には質していきたいと考えているところでございます。

あと将来の組織体制の構築につきましては、今、重要課題は児童相談所の設置でございますので、まず、非常勤職員を含む100名を超える職員体制の構築が必要となっておりますので、開設に向けて、児童福祉、児童心理などの専門職の確保に向けて計画的な採用を進めているところでございます。

次に、会計年度任用職員についての御質問でございますけれども、当然現行の区政におきまして、会計年度任用職員が区民サービスの向上に向けて重要な役を担っているということは十分承知しているところでございます。また、いわゆる雇用年限につきましては、総務省が毎回公募を行わずに再度任用している場合は見直しを検討するということを指摘している、また、特別区でも雇用年限を設定している区のほうが多く、なくしている区のほうが少ない、あとなくした場合の高齢化などの課題もあることから、これは慎重に検討していくものと認識しているところでございます。

私からは以上でございます。

**情報管理課長** 私からは、仮称情報の公表等に関する方針に関する御質問にお答えいたします。

同方針は、区民との対話や議論のために必要となる区政情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、区民に積極的に公表あるいは提供すべき情報の種類や、その公表、提供方法などを定めるものでございまして、本年度中の策定を予定してございます。

また、区民ニーズが高く、非公開事由に該当しない区政情報につきましては、例えばですが、区民生活に影響を与える重要な施策に関する情報ですとか、区民相談、あるいは情報公開請求の多い事業に関する情報で個人情報が含まれていないような情報などが該当するものと想定してございます。

私からは以上です。

**学務課長** 私からは、学校徴収金の公会計化についての御質問にお答えいたします。

公会計化につきましては、文部科学省の学校給食費徴収管理に関するガイドラインによりまして、おおむね2年程度の準備期間を設定するのが標準的というふうにされてい

たことで、令和8年度の試行実施としたものでございますが、実施時期につきましては、できる限り早められるかどうかということを検討していきたいと考えております。

**保育課長** 私からは、まず保育園の指定管理制度導入への認識でございますが、こちらにつきましては、運営事業者のノウハウを生かした多様な保育の提供、これが地域に可能になったことがあったという一方で、指定管理期間を5年としていましたので、保育の継続性の観点に課題があったものと考えております。こうした点を踏まえ、今後は直営園の運営について、指定管理制度を導入する予定はございません。

また、職員の安定的な雇用や専門性への課題認識といったようなお話もあったかと思いますが、こちらにつきましては、現在、運営する保育所につきましては、現制度においての配置基準というのは満たしており、正社員以外の従業員については、朝夕保育であるとか、障害児の介助とか、そういった補助的な業務を行っていることが多いことから、専門性等の課題、こちらについてはあるとは認識しておりません。一方で、保育士の不足や労働環境の改善等は全国的な課題と認識しておりまして、これまで国への働きかけも実施してきたところでございますが、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、保育園調理用業務の委託に関する御質問がございました。来年度の実施園につきましては、現在具体的な園は決定しておりませんが、令和6年に入りまして、課内の会議で検討しまして、決定してまいります。

また、割合のお尋ねもあったかと存じますが、直営園につきましては7園、割合としては25%が直営でございまして、委託については21園、割合としては75%といった状況でございます。

私から以上でございます。

**学童クラブ整備担当課長** 私からは、学童クラブ委託に関する質問にお答えさせていただきます。

学童クラブの運営委託については、今後検討していくこととしておりますので、現時点で何らかの方向性を明言することはできませんが、検討を進める中では、議員から御指摘のあった、この間の直営学童クラブの考え方も参考にしながら、さらなる運営の質の確保をしていくための方策を検討してまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

**経理課長** 私からは、公契約条例に関するお尋ねにお答えいたします。

条例の施行後、2次下請以降の労働者には賃金上昇が見られないのではないかというような御指摘でございましたけれども、これまで特定公契約の従事者から、区のほうに

そういった趣旨の申出は特に出ていないという状況ではございます。ただ、区としましては、まずは特定公契約の従事者に対してしっかり周知をしていく、この条例のことをしっかり周知していくということが大事だというふうに考えておりますので、今年度におきまして、その下限額を分かりやすく明示したポスターですとか、あるいは従事者一人一人にお渡しする下限額などを記載した周知用カードを作成したところでございまして、今後も周知活動を強化していくという所存でございます。

**財政課長** 私からは、基金に関するお尋ねがございました。これまでも財政調整基金をはじめとした基金の積立てにつきましては、目的に応じて計画的に積立てを行ってきたというものです。これまでも同様で、新たに本庁舎の改築に要する費用に充てる目的を持つ積立基金のほうを新たに加えたものというところでございます。

次に、使用料・手数料の見直しについてのお尋ねがございました。現行の使用料算定の考え方に基きまして、人件費や物価高騰等のコストを反映しますと、施設使用料は引き上げざるを得ない状況とはなりますけれども、現下の物価高騰の状況では、区民へのさらなる負担増は極めて厳しいものと捉えております。

公共施設の建設にかかる経費は税として区民全体で負担をいただいておりますけれども、建設にかかる経費を施設建設時の区民のみによる負担とすることなく、後年の施設利用者にも減価償却費として負担いただくためでございます。施設使用料は施設を利用する対価としてお支払いいただいているものですので、二重の負担に当たらないというふうに考えて、使用料の原価には加えておるところでございすけれども、必需性、選択性、公共性、市場性の負担割合や施設の利用率、使用率、低い状況も課題として捉えておるところでございす。施設使用料及び利用者の満足度向上に向けた取組を推進して、施設利用率の向上や施設利用料収入の状況、動向を見た上で、引き続き検討を続け、必要に応じて改定してまいりたいと考えております。

**区政経営改革担当課長（森）** 私からは、区有財産の有効活用の取組に関してお答えいたします。

現在、旧富士学園及び弓ヶ浜クラブの土地、建物につきまして、本年1月にまとめた民営化宿泊施設のあり方検討最終報告に基づきまして、事業者のヒアリングなどを行いながら賃貸借や売却など、最も有効な財産活用となるよう検討を進めているところでございます。

私からは以上です。

**施設マネジメント担当課長** 私からはまず、既に再編整備が実施された施設について、再編後の施設の在り方を協議する場合などはどのように検討していくのかというお尋ねが

ございました。施設の整備や運営に当たりましては、再編の有無にかかわらず、施設を整備する際だけではなくて、施設整備後も区と利用者、あるいは関係団体、運営事業者等の皆様が連携しながらよりよい施設づくりに取り組んでいくと、こうしたことが重要であるというふうに考えているところでございます。

次に、旧若杉小学校に関するお尋ねがございました。まず躯体の状況調査についてでございますが、年明けには調査結果が出る予定でございます。また、地域の意見ということでございますが、今年度、地元町会の皆様と少し意見交換を行っているところでございますが、来年度は計画案に記載のとおり、ワークショップ等を行っていく予定でございます。具体的な内容については現在検討しているというところでございます。

次に、学校施設の記載というところがございました。複合化の可能性を考えている施設というところでございますが、この学校施設の記載につきましては、第5章に課題と今後の方向性ということで施設分類ごとに記載がございますけれども、ここの中で、改築時には複合化の可能性を検討していくことを検討の大きな方向性として記載しているものから記載したものでございまして、具体的な施設を想定しているというところではございません。

なお、西宮中につきましましては、昨年度も改築検討懇談会で検討を行ったことですか、来年度ワークショップを行う予定であることから、取組案の検討というところの記載の中で、検討対象となる主な施設を示しているところでございます。

次に、高円寺図書館に関するお尋ねがございました。今般の貸付けというものにつきましては、あくまでも暫定的なものというところでございまして、本格活用に向けた検討というのはまさにこれからというところでございます。今後、新たな計画で基本方針も示させていただいているところがございますので、こうした内容を踏まえて地域の皆様の声も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ゆうゆう高円寺南館に関するお尋ねがございました。今回の対応の考え方というところにつきましては、先ほどの議員にもお答えをしたとおりでございますけれども、施設の位置づけであったりですか、具体的な運用につきましては、コミュニティふらっとへの機能継承を円滑に進めていくと、こうした観点から現在検討しているというところでございますけれども、現在の運用をベースにしながら、例えば現在の場所だけではなくて、コミュニティふらっと杉八小のほうでも活動を促していくですとか、施設利用者や運営事業者の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、西宮中の改築、あるいは旧上荻窪会議室の跡地活用、あるいはゆうゆう高井戸

東館など来年度ワークショップ等を行っていく取組に関するお尋ねがございました。こちらについては、旧若杉小学校の事例と少し重なるところではあるんですけども、どのような手法で実施していくとかというところについては現在検討しているところではございますけれども、いずれにいたしましても、まずは施設や地域の課題というものをしっかり共有した上で、例えば複数のパターンから検討していくなど地域の実情に応じた解決策を共に検討していきたいというふうに考えてございます。

ワークショップ等の対象者についてでございますが、施設の利用の方ですとか、近くにお住まいの地域住民の方、あるいは関係団体などを考えているところではございますけれども、例えば無作為抽出による選出なども考えていきたいなというふうに思っております。また、地域意見交換会の開催など、ワークショップに参加されない方の意見というものも聞きながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

検討期間につきましては、3つ、いずれの取組も令和6年度中というところを計画案にお示しをしているところでございます。

また、西宮中の改築について、検討対象となる主な施設に宮前児童館が含まれているという点でございますけれども、こちらについては、この児童館自体が西宮中学校の近隣にあるというようなこと、またかつ老朽化しているというようなことから、施設、地域の課題を共有する観点ということで対象施設に含んでいるというものでございます。ただ、御指摘のとおり、児童館につきましては、仮称杉並区子どもの居場所づくり基本方針の中で方向性を明らかにしてまいりますので、具体的な対応についてはそれを踏まえ、検討していくことになるものと考えてございます。

私からの最後に、施設にかかるコストに関する記述のお尋ねがございました。御指摘のあった記述の部分ですが、施設にかかるコストの部分について、イメージ図ですとか、事例を用いながら区民の方に分かりやすく伝えるという趣旨で記載したものでございます。施設にかかるコストといいますと、とかく改築改修ですとか、いわゆるイニシャルコストなどに目が向きがちではございますけれども、今回氷山の図でもお示ししておりますとおり、区立施設全体にかかるコストで見ますと、ランニングコストのほうが非常に多くかかるということで、イニシャルコストは約15%、ランニングコストが85%全体を占めていると、こうしたところはやっぱりしっかり意識していく必要があるというふうに考えております。

今後、地域の皆様と検討していくところにはなりますけれども、基本方針にも掲げておりますとおり、取組の検討に当たっては区民の皆様と全体最適、長期最適の視点、あるいはこの施設の課題というものを共有した上で検討していくことが重要だというふう

に考えておりますので、こうしたコストの状況についてもしっかりと共有していくことが大切であるというふうに考えております。

私からは以上です。

**議長** 以上で富田たく議員の質疑を終わります。

てらだはるか議員。

**てらだ議員** 立憲民主党杉並区議団のてらだはるかです。会派を代表して、計画改定に関する質問を行います。

少しずつ情報公開の取組を進め、対話の中でまちづくりや施設整備について見直しながら取り組んできた岸本区政、今回の計画改定はそうした取組をさらに深めていくものと考えます。私たちの会派は、杉並区自治基本条例の理念を常に体现できる環境整備を念頭に置き、質問をしていきます。

今年度から、杉並区は子供の権利擁護に関する取組を加速し、子供たちがいる場所について、子供から直接意見を聞く取組や条例制定に向けた審議会の活動が活発化してきました。中野区では、中野区実施計画について子供や若者に関する部分の素案を取り出して振り仮名をつけ、計画の位置づけや期間なども説明した上で、子供たちから意見を募集しています。こうした取組を区としてどのように受け止めるか、また、杉並区でも今回の計画改定において、子供も区政に参画する主体であるという姿勢を前に出して取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、施策14、人権を尊重する地域社会の情勢についてです。ソーシャルメディアの普及などによる社会情勢の変化やあふれる情報の中で、差別や偏見を見抜いていくリテラシーが問われることを的確に捉え、このような施策を新たに打ち立てたことは高く評価いたします。人権尊重の意識を身につけることは、一人一人が社会の中で幸せに生きていくために必要なことです。啓発と相談を軸にして行っていくとありますが、これまでの具体的な取組を改めて何うとともに、計画に書き込むことで何がどのように強化されていくのか、例えば組織体制の整備についてなど具体的に教えてください。

平成31年から33年の実行計画には、こども食堂等の運営支援が貧困対策として記載されていましたが、令和4年度からの計画では削除されており、今回も記載がありません。こども食堂は、学校や自宅以外の居場所にもなっていますが、17歳以下の子供のうち11.5%が貧困状態にある中では、貧困対策に位置づけて積極的に支援していく必要があると思います。区は今後こういった支援をお考えか、お聞かせください。

次に、施策16について、施策指標の2、今後も在宅介護を続けていけると思う介護者の割合については、目標値として約10%アップを見込んでいます。2040年問題を考える

と、施設介護と同様に家庭介護への支援体制も重要です。家族介護支援者の充実が重点項目になっていない理由と、今回の計画改定で重点項目がどのように選定されているのか、基準や優先順位のつけ方について改めて御説明ください。

次に、施策5について、都市計画道路については、住民との合意形成もまだ十分な中、デザイン会議で町全体としての住民対話をこれから行っていくとされています。第5次優先整備路線の選定のタイミングも近いので、優先整備路線見直しも含めた都への提言も視野に入れていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、区政経営改革推進計画について、まず方針1です。公園管理体制の見直しとはどういったものか、説明を求めます。加えて、渋谷区のMIYASHITA PARKのようなPark-PFIなどは、岸本区長の掲げる公共の再生とは真逆の方向に進むものと考えますが、それらは評価、検証や調査研究の中でどのように扱われるのかについても御説明ください。

学童や学校用務などの民間委託について、「推進」から「実施」に文言が変わっていますが、この変更は、民間委託を推進しないという受け取りで間違いないでしょうか。区立保育園の給食などは新たに民間委託となっており、これまでの考え方から脱却していく方向と捉えていいのか分からないので、詳しく御説明ください。

次、将来を見据えた組織体制の構築について、任期付職員の採用・活用が新しく記載されましたが、長期的な視点では、現在の職員の異動年数を延長して部署ごとに人を育てるなど、区の中で根本解決していく必要もあると思います。その点、区としてどう考えているのか、伺います。

区政情報や共有の推進について、情報公開ナンバーワンを目指す自治体としては、現在ある杉並区文書等管理規程や令和2年度策定の文書の取扱指針だけでは不十分です。今後、統合内部情報システム全体の改修時期に合わせて、公文書管理条例制定の検討を行っていくとお聞きしていますが、準備として少なくともその方向性を長期計画に示してはどうでしょうか。区の見解を伺います。

次に、協働推進計画、デジタル化推進計画について、杉並区が目指す協働とは何なのか、そして杉並ならではの新たな協働の仕組みによってどんな杉並の未来を描いているのか、改めて伺います。

他の自治体の事例を見ると、公民連携プラットフォームは民間委託の推進として位置づけられており、杉並区自治基本条例に掲げられた自治のまちに向かう協働とは異なる新自由主義的な取組であると考えられます。杉並区の取組もそういった意味合いなのか、確認します。

来年度に更新予定のホームページですが、区民に伝わる情報発信を目指して更新が進められるとあります。昨年度、区政モニターやアンケートを行っており、改善点や使いやすさについての様々な提案が今回の計画改定に反映されているものと思われます。今後、更新の過程で公開の前に区民意見を聞く機会をつくるのか、伺います。

次に、区立施設マネジメント計画について、平成26年度に始まった施設再編は、大きな理由として、人口減少による区民税の収入減が挙げられています。先ほど他の議員からも質疑がありましたが、当時のグラフを見ると、平成25年をピークに人口が減り、来年には52万人強の予想でしたが、実際には人口が増え、10月1日現在で57万人強です。特別区税も右肩下がりで、令和4年度はおよそ530億円とされていましたが、実際には692億円でした。結果が大きく異なった理由は何か、根拠がずれた計画をそのまま進めてきたことをどう捉えているのか、教えてください。

また同じことが起きないとも限らない中で、今回も計画改定の前提条件として人口推計が提示されていますが、根拠になり得るのか、改めて認識を伺います。

これまでの施設再編でおおむね機能、役割が継承できているとしつつ、利用者や住民意見を反映できなかったことが課題であるとされています。しかし、実際には機能や役割が継承されるという区の説明どおりになっていないので、住民から声が上がったと認識しています。改定案の中で言及している反映してこなかった住民意見とは何を指しているのか、改めて確認します。

住民対話によって、施設の在り方を地域で決めていくことは重要であり、評価する点ですが、保健福祉計画や教育ビジョン推進計画等との位置づけや整合性については明記されていません。どのようなものか、御説明ください。また、計画に記載していただけるかも伺います。

これまでの再編における中高生の居場所について総括をお聞かせください。

また、今後の居場所検討の中では、これまでの区の実態もあって小学生以下と分離された議論になってしまうことも予想されます。子供や若者の異年齢の関わりや保護者の育ちの見通しを持てる環境をどういうふうと考えて、今後どうしていくのか、区の見解を伺います。

老朽化する清掃事務所の建て替えについて、平成26年度の再編計画では建て替え、平成29年の実施プランでは耐震改修、平成31年の第2次実施プラン以降検討となっています。長い椅子と長机で会議も休憩も行う環境、トイレを通り抜けなければ洗濯もできない環境、これは早期の改築によって改善すべきだと考えますが、いつまで検討するのか、教えてください。

最後、総務省が延べ床面積の削減をベースに公共施設のコストを下げるよう示しているため、必然的に床面積の大きい学校が削減対象になっていますが、そこには教育環境としての適格性や学校を核とした地域コミュニティの形成という観点が抜けています。杉並区としては学びのプラットフォームという言葉にその思いを込めているものと思われませんが、小中一貫化、統廃合、学童クラブや居場所事業の学校移転など、これまでの再編の取組について教育にどのような影響があったと考えていますか、今後を見据え、教育委員会からの総括的な見解を伺い、質問を終わります。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**企画課長** それではまず、私のほうからは、子供の意見聴取についての御質問をいただきました。子供が区政へ意見を表明して、区がそれを適切に受け止める非常に大切なことだなど改めて思ったところがございます。中野区の事例を御紹介いただきましたけれども、当区においては現在、子どもの権利に関する条例、この制定に向けて、その中で多くの子供の意見や思いを取り入れるというようなことで考えております。同時平行に走っているということもありますので、まずはそこで取組に注力しまして、ほかの自治体の取組、そんなことも参考にしながら、子供の意見、思いを聴取するって非常に難しさもあると思いますので、しっかり研究しながら、その他の分野でも展開を考えていきたいなというふうに思っております。

続きまして、マネジメント計画のところの御質問の中で、人口推計、税収というような御質問をいただきました。こちらの人口推計、税収につきましては、推計をした時点において得られるデータというのを基にしまして、その時点で適切に計算するということとなります。時を経て異なってくるということもある程度想定しながら提供していかなくてはいけないというふうに考えております。今回の推計ですけれども、これまで同様に、長期的なトレンドとして少子高齢化の進展ですとか、人口減少、あと生産年齢人口の減少、それによる税収の減、そういった可能性、そういったものは確認できたかなというふうに思っております、それは平成26年というお話がありましたけれども、26年も、令和5年の現在も、こうした背景にしっかり目を背けることなく、計画改定を行ったと、我々としてはそういう認識でございます。

**議長** 12時を過ぎようとしておりますが、この際会議を続行いたしますので、御了承を願います。

**子ども政策担当課長** 私からは、子供の貧困対策に関連しまして、こども食堂の御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

こども食堂の活動につきましては、決算特別委員会でも御答弁申し上げましたとおり、

こども食堂という場等が、大人も含めた地域共生の場ということで活動しているという側面もあることから、ここは子どもと保健福祉部とが協力し合いながら、今、連携に向けてどういったことができるか、検討を進めているところでございます。今後は、子供の貧困対策を検討する庁内の検討組織がございまして、それぞれの所管が持つ子供の貧困解消に資する取組、こういったものをどういうふうに進めていくのか、またこども食堂を運営する団体との意見交換等を通じて、要望等を聞いて対応してまいりたいと考えております。

**総務課長** 私からは、人権施策と公文書管理条例に関する御質問にお答えいたします。

まず、人権施策の具体的な取組についてですけれども、これまで啓発事業といたしまして、人権週間に、区役所のロビーでパネル展示を行ったりとか、それから庁舎内へのポスター掲示、それから小中学校に啓発冊子の配付とか、こうした普及啓発に取り組んでまいりました。また、障害者や高齢者、子供など、各部署において相談にも応じてきたというところでございます。今後、人権擁護の取組をさらに区民に広めていくというために、関係部署の連絡会を定期的開催しまして、これまで以上に連携を強化し、一体的に取り組むことで、啓発活動をさらに充実してまいりたいというふうに考えております。まず、区のホームページ、これの抜本的な見直しと、それからデジタルサイネージの活用、こんなことを考えてございます。

次に、組織体制についてですけれども、これは各自治体によってどんな形がいいのかというのは、それぞれ状況が異なりますので、先ほど申し上げた、そういった連絡会の中で状況を見ながら検討していきたいというふうに思っています。

最後に、公文書管理条例の制定についてでございます。現時点では、その条例制定の前提となる統合内部情報システム、これの改修時期が未定ということもございまして、現時点で計画としてお示しするのはちょっと難しいかなというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

**高齢者施策課長** 私からは、施策16の重点項目のつけ方についてのお尋ねですけれども、重点事業につきましては、基本構想実現に向けた道筋となる計画として、基本的に改定前と同様に設定しているところでございますけれども、御指摘の家族介護者支援を含めまして、全ての計画事業の着実な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

**都市計画道路担当課長** 私からは、都市計画道路に関する御質問にお答えいたします。

東京の都市計画道路の次期事業化計画につきましては、これまでと同様に、住民の意見も踏まえつつ、東京の将来道路ネットワークの検証を行い、必要性、重要性、緊急性

を考慮して、都と区市町合同の策定検討会議において選定されるものと認識しております。今後行う仮称デザイン会議で、それらに関する議論も当然想定されますので、いただいた御意見は必要に応じてしっかり伝えてまいりたいと考えてございます。

**区政経営改革担当課長（森）** 私からは、民間委託導入の今後の方向性についてお答えいたします。

民間委託につきましては、民間事業者のノウハウを活用することにより、質の高いサービスが見込める事業については、案件ごとに導入し、必要性を的確に判断していくこととしたことから、今回の改定につきましては実施をしているものでございます。

**みどり公園課長** 私からは、公園の管理体制についてお答えいたします。

都市公園の整備が進む一方、公園施設の老朽化が進行しておりまして、限られた財源の中で施設を更新して公園の質、利用者の利便性向上を図る必要があるという課題を多くの自治体が抱えております。この課題解決のために区が現在用いている公園管理体制が各公園について適切なかを評価、検証するものでございます。例えば荻外荘公園を含む荻窪3庭園が、公園の運営だけでなく、地域の回遊性向上なども意図して指定管理を導入いたしますように、公園の特色に合った管理体制を選択することは大切だと考えております。議員御指摘のあった宮下公園のようなPark-PFIにつきましては、対象となる公園施設から生じる利益を活用いたしまして、運用だけでなく、広場の整備ですとか、改修などについても事業者が行うものになっております。こういった整備、改修も含めた管理体制を検証する際には、手法の一つとして検討の対象になると考えております。

私からは以上です。

**人事課長** 私からは、職員の任期付採用についてのお尋ねにお答えいたします。

この任期付職員の採用は、やっぱりあくまでも例外的な任用ということでこちらも認識しているところでございまして、御指摘のとおり、やっぱり職員の人材育成が必要だという認識を持ってございますので、現行では、職員の人材育成を踏まえまして異動の年数を定めておりまして、これは管理職などを除いた一般職員につきましては、事務職が原則5年で異動するとしているところを、福祉職は8年から10年、技術系の専門職は6年というふうな設定をしております。配属先でその専門性をより高めるという形で今行っているところでございます。

私からは以上でございます。

**区政経営改革担当課長（武井）** 私からは、協働に関する御質問にお答えします。

杉並区の目指す協働とは何なのかということですが、これまで杉並区では、民

間委託なども含めてかなり広く協働の意味を捉えてきました。しかし、そこは、委託などは区の本来やるべきことを任せていくというもので、ここでいうやはりこれから力を入れていかなければならない協働というのは、住民、それから地域の団体、事業者、大学、様々な相手がありますけれども、そうした方々と対等な立場でしっかりと関係を築き、連携して、地域の課題を解決していく、そういうことだというふうに考えていますので、まさにそうした取組を進めていきたいと考えています。したがって、御質問のありました他自治体で行われているような新自由主義的な取組というものとは全く異なるものというふうに考えてございます。

私からは以上です。

**広報課長** 私からは、区ホームページの更新に関する御質問についてお答えいたします。

議員の御質問の中にもございましたように、利用者アンケートの結果につきましては、現在実施中のプロポーザルにおいて、区の提案依頼書に反映しているほか、利用者の御意見を各事業者が十分に提案に生かせるように、提案依頼の際に提供もしてございます。今後、受託者候補者が決定し、契約締結をする中で、工程やスケジュールを固めていくこととなりますけれども、本格稼働の前にリニューアル後の画面などを見ていただいて、ユーザー目線での御意見をどのようなタイミングでどのようにいただけたらいいかという方法についても協議してまいりたいと、そのように考えてございます。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、施設マネジメント計画に関する御質問にお答えいたします。

まず、住民意見の反映に関するお尋ねがございました。これまでの進め方というのは、対象となる施設ですとか、地域の課題、あるいは行財政運営上の留意点などを施設利用者や地域住民の皆様と共有をして、共に解決策を考え、まとめ上げるという進め方ではなく、区がそれらの課題を踏まえた解決案というものを計画として提示して、それをパブリックコメントや説明会を行う手法であったというようなことから、パブリックコメントや説明会等でいただいた計画案に対する意見というものが反映されにくい仕組みだったというふうに捉えているところでございます。このため、今後は、この計画案の策定の前の段階から区民参画による検討をし、地域とともに計画案をつくり上げていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、他の計画との位置づけや整合性に関するお尋ねがございました。計画の中で計画の体系、位置づけというところで記載をしておりますが、この計画については、基本構想が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となるのが今回の総合計画、実行計画ということになりますけれども、こちらと整合性を図りながら策定をするというふ

うに定めておりました、そうしますと、当然ながら、総合計画等と整合性を図りながら定める分野別の計画、議員からもお話がありました保健福祉計画ですとか、そういったものとも当然整合性を図っていくというような形になりますので、計画への記載は考えていないというところでございます。

私からは以上です。

**児童青少年課長** 私からは、中高生の居場所に関する御質問にお答えをいたします。

児童館再編に関する検証報告書にも記載をさせていただいているところでございますが、この間の中高生の居場所につきましては、児童館、ゆう杉並、あとは新たな中高校生の居場所、このそれぞれで課題を有していることが確認できたところでございます。今後の居場所の検討の中では、改めて中高生の居場所について検討していく必要があるものと認識しておるところです。

また、御指摘のあった異年齢との関わりや世代間交流、こちらの点につきましても、今回の検証の中で見えてきた課題として御提示をさせていただいておりますので、そういった視点を持ちながら今後の検討を進めてまいればと思います。

以上です。

**杉並清掃事務所長** 私からは、清掃事務所の建て替えに関する御質問にお答えいたします。

清掃事務所につきましては、平成30年度に耐震工事を行っておりますので、耐震性は確保しておりますけれども、築57年経過しております、建物や設備の老朽化への対応というものを検討する時期に来ております。また、改築等に向けましては、改築の方法であるとか、4施設ございます清掃関連施設の集約方法、また、改築する場合の工事期間中の業務継続など様々な課題を整理する必要があります。現在これらの課題の整理を行っているところでございますので、この課題の整理の中で、いつまで検討し、いつから具体的な計画に着手するかなど、今後の進め方についても一定の方向性を確認していきたいと考えているところでございます。

なお、改築までの間につきましては、できる限りの勤務環境の改善に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

**学校支援課長** 私からは、教育の観点から見ました再編に関するお尋ねにお答えいたします。

教育委員会では、これまで児童生徒の教育環境の確保を第一に、老朽化した学校の改築等に取り組んでまいりました。著しく小規模となった学校では、学校の適正配置によりまして、得難い人間関係の広がりや活力ある学校生活を送ることができるようになって

たというふうに考えてございます。また、小中一貫教育校、こちらにつきましては、児童生徒数の推移や地域の御意見なども踏まえまして設置したもので、子供や教員からは小中学生同士の理解が深まったこと、保護者や地域の方からは学校の活性化、こうしたものが図られるなどのお声を聞いておりまして、教育活動の向上につながったものと考えてございます。また、児童館機能につきましては、新たな放課後の居場所としてなくてはならない事業となっていることと思っておりますし、また、コミュニティー機能、こちらについては身近な施設として利用され、学校を核としたまちづくりに寄与していくものと考えてございます。

教育委員会では、今後も教育環境の整備に努めますとともに、地域の方々に一層親しまれる学校づくりを目指していくことに変わりはございません。

私から以上です。

**議長** てらだはるか議員。

**てらだはるか議員** 幾つか再質問したいと思います。

まず、最初の実行計画について子供から意見を聞くというところで、難しいんですかね、他の自治体の事例を聞いて同じようにやってみたらいいのかなというふうに思ったんですが、その点、もう1回お聞かせください。

あと貧困対策としてはこども食堂が含まれていないのかというところ、よく分からなかったもので、もう1回教えてください。

あと民間委託を推進しない、「実施」という文言に切り替えたところについて、推進しないというふうに受け取って間違いないのかどうか、もう1回明確に御答弁をお願いします。

あと統合内部情報システム全体の改修時期に合わせて公文書管理条例の検討を行うとありますが、本当に改修と同時じゃないと駄目なのかというところがよく分からなかったもので、そこも教えてください。

あと、機能や役割が継承されているというところについて、施設マネジメントで住民意見は聞いてこなかったことが課題ですというふうに、1度御答弁いただいているんですけども、この説明どおりになっていないので、住民から声が上がっているということを考えると、改築案の中で反映してこなかった住民意見というのが何だったのかというところがさっきの答弁に入っていなかったもので、もう1回お答えいただくとありがたいと思います。

あと中高生の居場所についてなんですが、児童館だとやっぱり乳幼児親子と、そこから高校生までの子がみんな来られる場所ということで、保護者が育ちの見通しを持てる

環境というところもお聞きしたんですが、その辺答弁がなかったので、もう一度お願いします。

あと先ほどちょっとお聞きできなかつたんですけども、資料編の中で施設費用にZEB化とか省エネ化によるランニングコストの削減というのが言及がないんですが、先ほど他の議員からも質問があったんですけども、これは削減する部分も記載したほうがいいと思うんですが、その辺、区の考えをお伺いします。

**議長** 答弁をお願いします。

**企画課長** 子供の御意見をということでしたけれども、先ほど委員のほうからも御質問があったとおり、例えば中野区のほうでは子供ですとか青少年の部分をチョイスして、その部分をというお話がございました。やっぱりそういうふうになるのかなと思うんです。まさにそれを今、条例の制定に並行して、その中で子供の分野、子供からの御意見を聞くということになりますので、いわば同時並行で違う部署が同じようなことを聞くというようなことになってしまうので、混乱というところであれですけども、そういうことがないように、今回はそこは同時に走らせませんということなんです。

ただ、これからパブリックコメントをやっていきますので、そこでの子供の御意見というものを当然排除するというものではございませんので、そういったところも含めて何らかPRしていきたいと思えます。

**子ども政策担当課長** 実行計画上のこども食堂の位置づけでございますけれども、現在、子どもの貧困対策の推進という箇所にも、こども食堂という記載はないんですが、基本的にはここに含まれるものと考えております。

**区政経営改革担当課長（森）** 私からは、委託が推進なのかどうかということでお話があったんですが、推進というのは広く前に推し進めることでいいと捉えているところがございますが、今回については委託をすることを目的とするわけではなくて、やはり民間事業者のノウハウを活用することによって、質の高いサービスが見込めるもの、こういったものについて、案件ごとにしっかりとその必要性を判断して導入していく、そういったものでございます。

**総務課長** 公文書管理条例の関係の御質問についてお答えいたします。

国の示す公文書管理法、これでは歴史的文書、こういったものを特定して、公文書館などでオープンに公表していくというようなことが示されています。現状の文書管理システムでは、こういった文書を特定していく機能とかがないというようなこともございまして、先ほどからお話しした統合内部情報システム、これは文書管理システムを包含するものですが、これのシステム改修に合わせてやっていきたいということでご

ざいます。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、まず住民意見の反映に関する再度の御質問がございました。議員のほうからは機能、役割が継承されるという区の説明どおりになっていないというところがございますけれども、今回検証結果の中でも、例えばゆうゆう館ですとか、児童館の再編については、課題や改善点がありながらも、おおむね機能、役割は継承されているというようなことでまとめさせていただいたところがございます。その背景といたしましては、今回、施設の利用者の方を含めて現場の職員の方からいろんなお声をいただいて、そういったような形でまとめさせていただいたところがございますけれども、とはいえ、議員から御指摘があったような点があるというところも考えております。

区といたしましては、この住民意見というようなところでは、そうした面もありますけれども、やはりこれまでは具体的にプランを検討していくときに、その時点で区民の皆様とのやり取り、そうしたものが足りなかったのではないかというふうに考えておりますので、そうした検証で出てきたお声というのも、今後、区民の皆さんと共に考えていくという中でしっかり議論をしながら対応していきたいなというふうには考えているところがございます。

次に、Z E B化に関するお尋ねがございました。試算のところにも関連するものかと思えます。今回、改築改修経費の試算というところで行っておりますけれども、こちらはいわゆる工事費というものを試算しておりますので、いわゆる光熱水費等のランニングコストの部分は下に含んでいないということがそもそもございます。いわゆる建て替えるのにどれくらいの費用がかかるのかな、改修工事にどれくらいの費用がかかるのかなというものの試算ですので、実際運営にかかる人件費ですとか、光熱水費ですとか、そういったものはそもそも含んでいないというところがございます。

そういった意味で、試算に関するZ E B化への影響というところで申し上げますと、やはりイニシャルコストについてはZ E B化への対応を図ることになりますと、通常の改築に比べてはお金がかかるというふうには思っております。一方で、御指摘がありましたとおり、ランニングコスト、例えば光熱水費ですとか、そういったような部分については、Z E B化を図ることによって低下するというふうに考えているところがございます。ただ、今回の試算のように区立施設全体を対象に行っていくというような形になりますと、やはり施設の用途ごとにエネルギー、電気消費量ですとか、そういったものが大きく異なりますので、そういった意味では、区立施設全体のトータルコストを試算していくというのは困難だというふうに考えているところがございます。

私からは以上です。

**児童青少年課長** 私からは、中高生の居場所に関連する再度の御質問にお答えしたいと思います。

検証作業の中で行っている子ども・子育てプラザや児童館の利用者で構成する意見交換会の中では、まさに議員から御指摘のあったような子供の成長の見通しを持てることが1つのいいポイントだったというところは意見として頂戴しているところです。こういった点も十分踏まえながら、今後の子供の居場所の検討を行っていきたいと思っております。

**議長** 以上でてらだはるか議員の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで午後1時20分まで休憩をいたします。

(午後 0時19分 休憩)

(午後 1時20分 開議)

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村康弘議員。

**中村議員** それでは、質問してまいります。

まず、総合計画、実行計画について質問いたします。

施策3、特殊詐欺被害対策について。生成AIなどのデジタル技術が急速に普及している中、フェイク画像、動画、あるいは人の声を合成するディープフェイクボイスなどを悪用した犯罪が今後増えることが懸念されております。本区はもともと特殊詐欺の被害が多く、こうした新手法の犯罪への対策を関係機関と連携を取りながら強化する必要があると考えますが、まず所見を伺います。

施策6、人と環境にやさしい交通DX・GXの推進について。グリーンスローモビリティは、来年度荻窪地域にて実証実験を行います。他の地域への展開に際しての課題と今後の進め方について伺います。また、AIオンデマンド交通の目的と今後の展開を伺います。

施策7、居住支援について。住宅確保要配慮者、特に高齢者の住まいの確保は深刻な状況です。区では家賃補助の導入を予定していますが、それ以外にも、あっせん、入居、契約、見守り、生活支援、バリアフリー化等々、借主、貸主双方にとって安心の多面的な支援策の強化が急がれます。所見を伺います。

施策10、製品プラスチックの分別回収について。モデル実施ではどのような内容を検討しているのか、回収方法、対象地域の範囲、予想される経費の規模などをお示してください。また、現在では努力義務とされている再資源化についての区の考えをお聞かせく

ださい。

施策13、在宅医療について。今回新たに在宅医療を受けた人の人数の目標が設置されました。それには、在宅医療を実施する医療機関側の体制、介護との連携、後方支援病床の確保に加えて、患者本人及び家族の理解と協力、またみとりの体制等々、多方面にわたる環境整備が必要となります。この指標の実現に向けて、具体的にどのようにアプローチを行っていく考えか、お聞かせください。

同じく施策13、感染症対策の推進について。区では、感染症に関する予防計画を作成していますが、これまでのコロナへの対策を振り返ると、保健所や区役所、区施設にとどまらず、医療機関をはじめ、介護や保育、学童等々、幅広い分野との連動した非常時対応が求められます。計画策定に当たり、外部関係機関との連携、連動についてはどのように検討しているのか、伺います。

施策14、人権を尊重する地域社会の醸成が新設されました。その意義を改めて伺います。また、SNSの普及に伴い、他者への誹謗中傷や差別的な書き込み等の人権侵害の増加が今日的な課題として挙げられ、その解消等に向けた取組を行う必要があるとありますが、このことに対する具体的な対策を伺います。

同じく施策14、性の多様性が尊重される地域社会の実現について。全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するには、性的マイノリティー当事者の課題に対しての取組に加え、SOGIの概念の普及による当事者意識の醸成、理解の促進が必要と考えますが、認識を伺います。

施策16、特別養護老人ホームの整備について。今回新たに設けた指標は、現状値も令和2年度の目標も同じ100以上となっています。100以上という数字は大変幅広い数字でありますけれども、この指標を定めた考えを伺います。

また、整備計画には、介護人材の不足という大きな問題が伴いますが、現状認識と対策について伺います。

施策18、区立児童相談所開設を見据え、子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築が重点事業に位置づけられました。新たに追加された社会的養育経験者の自立支援、親子関係形成支援、子どもイブニングステイについて内容を確認いたします。

施策27、多文化共生・国内外交流の推進事業には、多文化キッズサロンの早期設置に向けた検討を進めるとしていながら、計画は3か年検討のままです。これでは意気込みが感じられません。東京都の全額補助を活用して、早期設置を求めたいが、区の認識を伺います。

次に、区政経営改革推進計画について質問します。

行政評価制度は、本年度より2段階評価など新たな取組を始めており、それに合わせて来年度に新システムを導入し、7年度に稼働予定、今回の行政評価制度の改革による期待される効果をお聞かせください。

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方について2点伺います。

まず、財調基金の基準額を450億円に設定したこと、これは午前中もございましたが、私は一歩前進と受け止めております。ただ、危機管理という点ではまだ十分とは言えません。したがって、450億円はあくまでも最低レベルであり、これは財政課長のほうからもその旨の答弁がございましたが、それを超える分は、決して余剰分であるとか、ため過ぎなど、安易に捉えるべきではないと考えますが、改めて確認いたします。

2点目、施設整備基金への毎年40億円以上の積立ては継続、今後も施設の改築改修需要を新たに試算すると、実際には約50億円の積立てが必要とのことでありますが、需要試算に当たって40年間という期間の平均額を採用することについては、これまで再三述べてきたとおり、長過ぎるように思います。特に令和16年度頃までがピークであり、示されている数字を現在の施設整備基金の残高と合わせて計算すると、令和14年度以降には基金がマイナスとなり、そのため、年度で60億円から80億円を補充しなければならない期間が発生する見込みとなります。したがって、積めるときには積むとの現在の姿勢は今後も継続する必要があると考えますが、この点についても改めて確認いたします。

ふるさと納税制度による寄附の受入れについて、医療的ケア児や児童養護施設退所者への支援が必要な区の実態を広く訴え、こうした子供たちを支援する寄附メニューの創設を検討していただきたい。このことは本来の寄附文化の醸成につながると考えますが、所見を伺います。

次に、協働推進計画について1点伺います。

公民連携プラットフォームについては、まだイメージがはっきりしておりませんが、参加を想定しているのは、個人、団体、事業者等と様々でありまして、案件についても、内容や規模、費用など幅広く、多様になると考えられます。したがって、全て一緒くたにするのではなく、対象者に沿ったクラス分けが必要になるのではないかと考えますが、所見を伺います。

次に、デジタル化推進計画について1点伺います。

デジタル技術を活用した安全・安心なまちづくりの項目がなくなりました。AIやドローンなどの最新技術や区が保有する高精度地形情報のデータ等を活用して、より効果的な防災、災害対応体制の整備を進めていくと考えますが、デジタル技術を活用した安

全・安心なまちづくりについて区はどのように考えているのか、伺います。

最後に、区立施設マネジメント計画について質問いたします。

基本方針の3、施設の質・量・トータルコストの適正化で、量の適正化はどのように図られているのか、また、トータルコストの適正化は、コンセプト自体は理解しますが、データや縮減プランなどの具体的な内容が見受けられません。トータルコストのマネジメントはどのように行っていくのか、伺います。

施設の老朽化の指標が設けられました。この指標については午前中も質疑がございましたが、私もこの施設全体の老朽化率の情報ではなく、個別施設の老朽化率を示したほうが検討作業には有益だと考えます。611の施設数ですし、固定資産台帳を使えば、それほど煩雑な作業ではないのではないかとは私は考えます。私のほうからも改めて御検討をお願いしたいと思えます。

その上で、この老朽化率が何%になったらこういうアクションを取るなどの老朽化率の指標に基づいた具体的な運用基準は定めているのか、最後に伺って、質問を終わります。

**議長** ただいまの質疑に対して、答弁をお願いいたします。

**地域安全担当課長** 私からは、特殊詐欺被害防止対策についてお答えさせていただきます。

生成AIなどの高度なデジタル技術により、人工的に合成された画像や音声など、いわゆるディープフェイクについては、一般的に偽物だと見破ることが難しいため、御指摘のとおり、不正や犯罪への悪用が懸念されております。特殊詐欺においても、こうした技術を悪用したなりすましなどが考えられますので、警察などの関係機関との連携を強化し、新たな対策なども工夫しながら、例えば身内同士の電話であっても、合い言葉を確認するなど、現在でもできる対策もありますので、そうした周知啓発にも力を入れてまいります。

**交通施策担当課長** 私からは、施策6、交通DX・GXの推進についてお答えいたします。

グリーンスローモビリティにつきましては、まずは次年度からの荻窪駅南側地域での着実な実装、定着に注力するところで、その後に既存交通との兼ね合いや事業性の課題を踏まえ、他の地域への展開については考えていきたいところです。

また、AIオンデマンド交通につきましては、交通不便地域の解消を目的に、これから杉並区地域公共交通活性化協議会の部会としてオンデマンド交通検討部会を立ち上げ、次年度以降に実施を検討する実証運行のエリア選定等に取り組むところでございます。

**住宅課長** 私からは、居住支援についてお答えさせていただきます。

高齢者世帯につきましては、居室内での死亡等に対する貸主等の不安などから、賃貸

住宅への入居が難しい状況がございまして、区ではこれまでも居住支援協議会と連携し、入居支援等を行ってまいりましたが、今後さらに単身高齢者世帯の増加といったものが見込まれる中で、高齢者等の居住支援の充実が必要だというふうに考えてございます。現在、国において、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等の在り方に関する検討会というものも立ち上がっておりまして、住宅セーフティーネット機能を一層強化するために、住宅確保要配慮者の住まいの確保や住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援の在り方も議論されているところございまして、先般、中間まとめの素案も示されているところでございます。そうした議論なども注視しながら、居住支援の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

**ごみ減量対策課長** 私からは、施策10、製品プラスチックの分別回収についてお答え申し上げます。

区としては、再商品化経費の負担については、製造者が拡大生産者責任を担うべきと考えてございます。区長会等を通じて要望を上げてございます。なお、資源の有効活用を推進する立場から、製品プラスチックの分別回収を早めに進めていきたいと考えております。来年度のモデル実施ですが、松庵2丁目、大宮1、2丁目の方々約3,400世帯を対象に、10月からプラスチック容器包装と同じ回収曜日に製品プラスチックを併せて回収する予定です。経費としては、専用収集車、中間処理及び再商品化の経費を想定しております。モデル実施の前後で家庭ごみ排出状況調査を行い、プラスチックのほか、火災の原因となるリチウムイオン電池の混入状況等を把握し、排出量及び性状を分析し、全域実施に向けた検討を進めてまいる予定でございます。

**在宅医療・生活支援センター所長** 私から、在宅医療についてお答えいたします。

施策13の目標値となる在宅医療を受けた人数を増やすためには、在宅医療体制をさらに充実させていくことが必要と考えてございます。具体的には、医師、ケアマネジャー等の多職種が参加する在宅医療地域ケア会議の開催や、在宅療養者の情報を関係者間で共有できるICTシステムの支援等により、医療と介護の連携を強化するほか、体調急変時の在宅療養者を受け入れる後方支援病床の確保であったり、家族向けの講演会等を通じたみとりへの理解促進など、様々な取組を医師会等と協力しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

**健康推進課長** 私のほうから、感染症対策の推進について御回答させていただきます。

現在、東京都は、予防計画改定に当たりまして、感染症指定医療機関、東京都医師会、高齢者施設、保健所、市町村の代表から成る協議会を設置しており、区はこの協議会のほうにオブザーバーとして、部会も含めて5回ほど参加させていただいている状況です。

区が新たに策定する予防計画に当たっては、都の計画を踏まえて、この間の新型コロナウイルス感染症への対応も考慮し、感染症発生の予防、蔓延防止対策や流行ごとの対応に当たっては、区医師会、医療機関、高齢者施設など、区内の様々な関係機関と連携していく必要があると考えておりますので、外部関係機関との連携については、平時から計画的な体系整備が図れるよう、予防計画を策定してまいりたいと考えてございます。

**総務課長** 私からは、人権施策についての御質問にお答えいたします。

施策の新設についてですけれども、区では、性の多様性条例の制定ですとか、それから子どもの権利擁護に関する審議会の設置など、人権に関する取組を進めていく必要がある中で、今回の計画を機に、これまで以上に関係部署との連携を強化し、一体的に取り組むことを充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

議員御指摘のように、近年、SNSによるそういったもの、その匿名性から他者への誹謗中傷、差別的な書き込みが増えているというような状況、そういったことが社会問題になっていることから、現在、区としても、区のホームページでインターネット上の人権侵害について注意喚起をしているというところでございます。今後も警察とか、そういった関係機関とも連携をして対応してまいりたいというふうに考えております。

また、子供によるインターネット上のいじめの問題、こういったものも深刻化しているというふうに聞いておりますので、小中学校への啓発冊子の配付などを通じて、地道なものでありますけれども、そういった人権教育を充実させていきたいというふうに考えております。

**男女共同参画担当課長** 私からは、施策14、性の多様性に関する御質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のSOGI、こちらは性的指向、セクシュアル・オリエンテーションと性自認、ジェンダー・アイデンティティーの頭文字を合わせて表記するものでございまして、私たちそれぞれの性的指向や自分の性を表す言葉でありまして、全ての人に関わる言葉と考えてございます。

性の多様性が尊重される社会の実現に当たりましては、これは性の多様性についての課題を特定の人々のみの配慮が必要な課題として捉えるのではなく、やはり対等、平等、人権の尊重に根差した全ての人に関わる課題として誰もが捉えていくことが重要な課題と考えてございまして、このSOGIの概念の普及につきましてもこれまで以上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

**高齢者施設整備担当課長** 私からは、施策16、特別養護老人ホームの整備についてのお尋ねにお答えします。

施策16でお示しました特養の指標は、当区では相当の整備が進んでおりまして、令和8年度までは、緊急性の高い入所待機児は発生しない状況であるため、その状況を引き続き、維持、継続するという意味で100以上の目標数値としております。こうした特養のほか、介護人材の定着、それから育成支援につきましても重要な課題と認識しておりますので、今後とも国や東京都の取組を注視しつつ、区として必要な取組を進めていく考えでありまして、今回の実行計画でも新たな取組を盛り込んだところでございます。

**児童相談所設置準備課長** 私からは、施策18、子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築で新たに追加した事業についてお答えをいたします。

まず、親子関係形成支援は、要支援児童など子育てに不安を抱えている保護者を対象にグループワークなどを通して子供の発達状況に応じた子育ての相談、助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図るもので、今年度から既に始めております。

次に、子どもイブニングステイは、家庭に居場所がない、例えばネグレクトの状況にある要支援児童等を対象とした、放課後に安心して過ごすことができ、また様々な相談や食事の提供などを行う児童育成支援拠点事業です。

次に、社会的養育経験者の自立支援は、児童養護施設や里親等の措置解除になった子供などを対象に、自立のための情報提供や相談等に応じる自立支援拠点の設置や施設を退所し、一人暮らしをする際に必要となる費用の一部の助成を考えてございます。

なお、親子関係形成支援、イブニングステイ、社会的養育自立支援事業は、改正児童福祉法で法に位置づけられた事業となっております。

**文化・交流課長** 私からは、施策27にございます多文化キッズサロンについてお答えいたします。

今回、多文化キッズサロン設置を計画化したところですが、御指摘の東京都の補助制度を活用することで、経費も削減できますので、これまでも設置場所の検討をしてきたところですが、子ども日本語教室のほか、保護者からの相談を受ける機能、地域との交流の場としての活用も考えていますので、一定程度の施設規模が必要となります。ですので、現段階では、場所を特定するのは難しいというところです。そのため、一刻も早く設置できるよう、今回計画をしたという次第でございます。計画の中では、3か年の検討となっておりますが、できる限り早い時期の設置を目指してまいります。

**区政経営改革担当課長（森）** 私からは、行政評価制度の見直しにより期待される効果についてお答えいたします。

大きな効果といたしましては、2段階評価としたことで、翌年度の予算要求時期に現年度の取組を踏まえて事業の方向性や改善策を評価することとなりまして、予算との連

動性が強化されたこと、そしてまた、事業の執行状況等を踏まえた改善策の検討ができることから、PDCAサイクルが一層機能しまして、より効率的、効果的な区政運営につながるものと考えてございます。

**財政課長** 私からは、財政運営を確保する基本的な考え方についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、財政調整基金450億円という最低限という形で我々は捉えております。先ほども他の会派の議員に御説明したとおりでございまして、令和3年度の当初の年度間調整のお話もしました。加えるならば、西宮市で必要だった一般財源、あくまでもその2分の1という形で我々は考えておりますので、しっかりとそのあたり、余りがあるということではなくて、最低限という形で考えておるところでございます。

また次に、基金については、積むときには積むというようなお話がございました。今後は、特に施設整備基金、また先ほど本庁舎関係のお話もしましたけれども、今後、かなりの費用がかかってくるのが試算上も今出ておるわけですから、しっかりとそのあたりはこれまでどおり積んで、積めるときにはしっかりと積んでいきたい、このように考えてございます。

**区民生活部副参事（高取）** 児童養護施設対象者等のふるさと納税のメニューということですが、このような寄附メニューを増やすということは、本来の寄附文化の醸成につながる取組でもございますので、こちらといたしましては、所管課と調整しながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

**区政経営改革担当課長（武井）** 私からは、公民連携プラットフォームに関する御質問にお答えします。

委員がおっしゃるとおり、今回このプラットフォームへの参加者は個人、団体、事業者など様々ですし、そこで考えられる課題も、福祉分野でしたり、都市整備分野でしたり、あるいはそういった分野にはまらない課題もあるというふうに、もう多様だと考えられます。そうした中では、どういうふうな関わりを区が持っていくかについても、そこもまた、多様になっていくと考えております。現時点で、委員から御指摘があったようになかなかクラス分けというようなところまでちょっとできておりませんが、今、登録されている方に個別に関わっていく中で、どういった案件ごとに対応していったらいいかということを整理していきたいというふうに考えております。

**土木管理課長** 私からは、デジタル技術を活用した安全・安心まちづくりについてお答えいたします。

行政課題の解決にデジタル技術の活用は大変有効でございまして、国や都におきましては、3D都市モデルを整備し、オープンデータとすることで防災環境といった様々な

分野への活用、取組が進んでいるような状況でございます。

区におきましても、それらデータ基盤をデジタル技術によって利活用し、安全・安心なまちづくりにつなげていくという考えでございます。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、施設マネジメント計画に関する御質問にお答えいたします。

まず、施設の量の適正化でございますけれども、やはり改築時期の取組がポイントだというふうに考えております。今後ワークショップ等により、区民と共に計画案を考えていくところですが、計画案の中でも地域と共に取組案を検討するに当たっての留意点というものを幾つか例示をさせていただいております。その中で、例えば改築の際には施設の持つ機能の必要性だったり、あるいは将来的なサービス需要を考えていくというようなこと、あるいは複合化、多機能化の可能性を考えていくといったようなこと、こうした視点を踏まえて、やはり全体最適、長期最適の視点から、改築そのものの適否というものを考えていくということが1つ必要になってくるかと思っております。

また、施設の設計の段階におきましても、やはり施設の用途に応じた適正規模というものをしっかり精査をした上で、可能な限りスリム化を図っていくといったような取組が必要であると考えております。

トータルコストの適正化という面では、こうした総量の適正化ということのほか、午前中も少し御答弁差し上げましたが、ランニングコストの削減というものも重要になってまいりますので、やはりこの効率的な維持管理体制の構築ですとか、あるいはこの対策のベースとなるこのコストの状況の把握や分析、こうしたものも対策として取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設の老朽化率に関する御質問がございました。こちらも午前中も少し御答弁をいたしました。今回、区全体の取組の進捗状況を確認するために指標ということなんですけれども、計画案の中では、個別に算出をした上で、区の全体の状況を概括的にお知らせするというようなことから、種別ごとの平均率というような形でお示しをしたところでございまして、これを経年変化で見ることなどを考えております。ですので、現時点で老朽化率が何%になったら、どのようなアクションということという運用基準というものを今の時点で定めているわけではございませんけれども、個別の老朽化率もお示しすることができますし、これは毎年変化していくものでありますので、それをどのようにお示しをして、どのように活用していくか、このあたりについては引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 以上で中村康弘議員の質疑を終わります。

宇田川ゆうじ議員。

宇田川議員 それでは、無所属・都民ファーストの会として質問してまいります。

総合計画、実行計画について。

区内建築物の耐震化率についてですが、令和4年度の現状値は93.7%、令和8年度は96.3%、令和12年度は99%以上との目標値を掲げていますが、設定に当たり根拠をお示しくください。また、大変厳しい目標値と考えるが、見解を伺います。目標達成に向け助成制度などの拡充を考えているかも確認いたします。

I C T活用における災害情報などの収集、発信の項目について。新たに道路損傷等投稿システム検討、試行、実施と追記がされました。これまで2度にわたり一般質問してきた道路通報システム試行については、L I N EやM C Rなど、区民にとって最良となるよう、複数の選択肢でサービスの検証が必要であると考え、いかがお考えでしょうか。

駅周辺まちづくり推進について。浜田山駅南口の整備は、3か年計画で全てが検討となりました。また、西荻窪駅周辺まちづくり方針も3か年計画で検討となりました。具体的に何を検討していくのか、伺います。また、他地域で開催されている地域住民の声を聞く機会などを設ける予定があるかについても伺います。

みどりを守るについて。保護樹木の制度の充実では、年間の目標数が1,600本から1,500本に減り、保護樹木の目標数は40ヘクタールから35ヘクタールに減っています。一方で緑の豊かさに満足する区民の割合の目標値には変化がありません。その理由はなぜか。さきの決算特別委員会でも区の保護樹木に対する年間発生補助金を世田谷区のように拡充すべきではと提案したものの、その一方で、新たにカーボンオフセットに取り組むとのこと。企業などの脱炭素活動の一環として活用されているものの、温室効果ガスの削減が難しい。あくまでも埋め合わせの方法であり、区の会議、イベントに対するカーボンオフセットであるならば、一定の理解はするものの、区は植樹や保護樹木の助成拡大など、直接的に温室効果ガスの排出を削減する方法をより検討すべきではないか。

介護サービスの基盤の整備について。介護人材の定着、育成支援について、研修受講料助成金交付だけでは人材の確保は難しく、他区と比べ、定着に直結する支援が不足しているのではないかと、見解を伺います。

子どもの権利擁護の推進について。令和6年度に条例制定を目指すとのことですが、審議会が設置され、第2回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会も開かれたばかりで

す。権利擁護に、東京都は令和3年4月に東京都子ども基本条例を施行し、国は子ども基本法を令和5年4月に施行したばかり、区として新たに子どもの権利に関する条例を制定するとのことだが、理念条例ではなく、総合条例として必要な課題があるためだと考えるが、それは何か、また、条例を制定することが目的となっていないか、確認します。

より良い子供の居場所づくりの推進について。放課後等居場所事業アプリケーションの導入目的、具体的な活用方法について伺います。

地域における子育て支援体制の充実、一時預かり事業が「実施」から「拡充」となったが、具体的な内容について伺います。

部活動の充実について。令和7年度以降の拠点校方式の部活動実施は、高円寺学園を中心とした導入と考えるが、他のエリアについての計画、また地域のスポーツ競技団体や文化団体などの活用など、地域移行に向けた取組について検討されないのか、伺います。

区政経営改革推進基本方針について。

民間の専門人材を登用することは、職員の専門性の強化、組織の活性化、また未来をつなぐ区政経営の推進を図る上でも重要な考え方であったと認識しています。改定案では、「民間の専門人材の登用を行いながら、専門性の確保を図る」から「専門性やノウハウを有する民間事業者や地域団体等の多様な主体をパートナーとする」と改められましたが、今後の民間企業からの専門人材の登用について、区の方針を伺います。

方針に基づく主な取組では、民間事業者等による公共サービスの提供で、民間事業者等のノウハウを生かせる事業については、業務委託や指定管理者制度の導入を積極的かつ計画的に進めていきますとのことでしたが、「民間事業者等を公共サービスを提供するパートナーとして、業務委託や指定管理者制度を導入」するに、表現が変更されました。地域区民センターへの指定管理者制度導入が、地域区民センターの管理運営方法の見直しとされたことを受け、指定管理者制度について、区の方針を伺います。

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方について伺います。財政調整基金への年度末残高として維持すべき金額を450億円とした。内訳である災害対応の200億円について考え方を確認します。

先ほど阪神・淡路大震災で被災した西宮市の災害復旧に必要な経費231億円に、杉並区と災害時の西宮市の人口との比率を掛けた約300億円の2分の1程度との答弁、150億円を財政調整基金で賄うことが算定の基準であるとのことですが、堅調な財政の今、災害復旧に必要な300億円に物価上昇率を乗じたもの、350億円ほどが適正な金額ではない

か、区の認識を伺います。

ふるさと納税制度による寄附の受入れについて。寄附メニューなどの拡充に取り組むとのことだが、具体的には何か。SNSなどにより発信するとのことだが、区のエックス（旧ツイッター）のフォロワー数は約1万5,000、LINEの友だちは約4,200、57万人の区民、そして区内外に向けた発信について、発信したら終わりではなく、効果の検証方法について伺います。

杉並区立施設マネジメント計画について。

区立施設の新築・改修時には原則ZEB化を図るとあるが、原則とは、全ての区立施設を意味しているのか、原則から外れる施設があるとすれば、これはどんな施設か、どのような議論があり、原則ZEB化としたのか、議論の内容や経過について伺います。

最後に、取組を進める上での7つの視点では、これまで公民連携による民間活力の推進に記載されていた民間事業者と連携し、民間、行政の垣根を超えた施設サービスの提供から変わり、民間事業者（NPO法人、社会福祉法人）などと民間事業者が限定されているように見えます。公民連携プラットフォームの構築にも影響することであり、今後のサウンディング型市場調査やPPP、PFIの手法導入について、区の認識を伺います。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**耐震・不燃化担当課長** まず私から、耐震化率について御答弁させていただきます。

3つあったと思います。まず根拠につきましては、これまで令和6年で95%、令和9年で97%、こういった形で目標を設定しています。その比例の伸び率といったところで、令和12年で99%という形で設定しております。高い目標の取組でどうだという話ありがとうございました。こちらについては、確かに国の設定、東京都の耐震化促進計画でも95%という形までしか出ておりません。その後は、耐震性が不十分なものをおおむね解消といった形にしておりますので、かなり数字としては高いものというふうには認識しておりますが、高い目標に向かって取組を促進していきたいというふうに捉えております。

あと助成制度の拡充を考えているのかという御質問があったと思います。こちらにつきましては、例えば来年度、一般緊急輸送道路沿道の耐震診断の助成制度なんかも拡充しておりますし、今年度は木密地域の木造住宅、耐震不足の建物についても除却助成を行ったりといった形で助成制度の拡充を行ってきているところでございます。

以上です。

**都市計画道路担当課長** 私からは、道路損傷と通報システムに関する御質問にお答えします。

スマートフォンを利用して、道路損傷などを通報できるシステムは、議員御指摘のとおり、既にSNSを利用したものや専用アプリなど複数ございます。区民の選択肢を広げる意味でも1つに絞らなければならないという理由はありませんが、それぞれメリット、デメリットがありますので、複数導入することも視野に入れつつ、費用対効果を含め、試行するなどして検討していく必要があると考えております。

いずれにしましても、ICTの進展を注視し、より効果的なものを有効活用して、区民との協働を実現したインフラメンテナンスの可能性について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

**拠点整備担当課長** 駅周辺のまちづくりについてでございますけれども、浜田山につきましては、決算特別委員会でも答弁しましたとおり、駅近隣の土地や建物の動向の調査とか、あと鉄道事業者との協力など、どのように行っていくかはまだ未定でございますけれども、課題の解消に向けた調査、検討をしてみたいというふうに考えてございます。

西荻窪につきましては、今後行われる予定のデザイン会議とも連携しながら、方針の策定をしていく時期、また手法について検討をしてみたいというふうに考えてございます。

また、浜田山の意見交換会についてでございますけれども、現在行っている下井草とか、下高井戸の連立立体、また都市計画道路などのように何かしらの事業が行われる予定である上で行っていくものが本来望ましいかなというふうに考えてはございますけれども、浜田山につきましては、これまでの地権者との経緯などもございますので、慎重に行いつつ、意見交換会については御意見として受け止めさせていただきたいというふうに考えてございます。

**みどり施策担当課長** 私から保護樹木制度の目標数値についてですが、過去3年間の実績に基づいて見直したものでございます。なお、区の保護指定制度の見直しにつきましては、令和6年度から検討を行うことを計画化したところで、今後、所有者をはじめ、樹木や樹木の保全の方向性について議論し、効果的な方針を定め、取り組んでまいります。

**温暖化対策担当課長** 私からは、カーボンオフセットについてお答えをいたします。

御指摘のような考え方もあろうかと思いますが、区で実施する森林整備によるカーボンオフセットは、区域全体で排出される二酸化炭素と相殺するもので、これとともに、体験型森林環境学習も実施し、森林の機能や整備の重要性に関する啓発にもつなげたいと考えてございます。ゼロカーボンシティ実現のためには、多面的な取組を進める必

要があるため、計画案では、この取組のほか、電気自動車用充電設備導入助成や再エネ導入等の助成件数増もお示しするなど、温室効果ガス排出量削減につながる取組の拡充も考えてございます。

次に、区立施設のZEB化のお尋ねについてお答えいたします。

地球温暖化対策実行計画において、区立施設の新築、改築時には原則ZEBオリエンテッド相当以上とすることとして、施設マネジメント計画でも整合を図ってございます。新築、改築時には、施設ごとの用途ですとか、規模、コストなどを総合的に検討し、できる範囲でZEB化に取り組んでございます。その検討の中で何らかの課題で原則から外れてしまうものもございますが、その場合でも可能な限り、省エネ性能を高めるなどの取組を行ってまいります。ZEB化には費用は一定程度かかりますが、これにより建物でのエネルギー消費量を大きく減らすことができ、ゼロカーボンシティの実現につながることから、国ですとか、都の計画等も踏まえ、原則ZEB化としたものでございます。

**介護保険課長** 私のほうからは、介護人材の定着、支援についてお答えをいたします。

今回の改定案では、新たにケアマネ及び市民ケアマネの法定研修と助成を盛り込んだところでございます。今後の計画改定に当たっても、御指摘のような他自治体の動向等を調査研究しながら、適時適切な事業展開を図っていく考えでございます。

**子ども政策担当課長** 私からは、仮称子どもの権利に関する条例に関連した御質問にお答えいたします。

こども基本法ですとか、東京都のこども条例は、子供の権利について理念的かつ概括的に定めているものと認識をしております。また、こども基本法という法が制定されたことによりまして、子供に対する施策については全国で包括的に推進していくこととなりましたが、子供に対する施策をどのように推進していくかにつきましては、基礎自治体である区市町村にその自主責任があると考えております。今後、区といたしましては、地域の実情を踏まえた上で、子供に関する施策を総合的に推進する仕組みをつくり上げていくためには、条例によりまして基礎自治体の役割ですとか、権利を守る仕組み、子供の意見をどのように聞いていくかというようなことを根拠づけて取り組んでいく必要があると考えております。

また、条例の制定が目的というところがあったかと思うんですけれども、目的といたしましては、この制定そのものが目的ではございませんで、条例を今後運用して、どのように子供の権利を守っていくかということが大切だと考えております。

**児童青少年課長** 私からは、放課後等居場所事業への入退室管理アプリの導入に関する御

質問にお答えをいたします。

当該アプリには児童保護者の安全・安心をより一層向上させることを目的といたしまして、児童が放課後等居場所事業に来た際、帰る際に、保護者の方にリアルタイムで通知が行く機能を搭載することを予定しているところをごさしまして、運用自体は、令和6年度の夏休み明け以降、早ければ運用開始できるよう進めてまいりたいと考えているところです。

**地域子育て支援課長** 私からは、施策20の地域における子育て支援体制の充実の一時預かり、ここの部分についての御質問にお答えします。

現在、区では施設型の一時預かり事業を実施していますがけれども、夜間とか日曜祝日に対応する事業者がないことに加えて、対象が生後6か月からとなっており、6か月未満のお子さんの預かり先が不足しており、また、子育て応援券事業のサービスとしてベビーシッターがありますけれども、利用できる金額、回数が限られています。このような中、保護者の多様なニーズに応えるために、既存の子育て支援事業を補完するサービスとして、このたび計画事業といたしました。

ベビーシッター利用支援事業の一時預かり利用支援型につきましては、来年度から実施する予定です。未就学児の保護者が都の認定事業者と直接契約を結び、ベビーシッターを利用した後に区に申請して、補助基準額を上限として、利用者が指定した口座に補助金を振り込むという仕組みになってございます。

**学校支援課長** 私からは、部活動の充実に関するお尋ねにお答えいたします。

令和7年度以降実施しております部活動の拠点校方式でございますが、こちらは生徒にとって魅力ある部活動の場の確保、スポーツ、文化、芸術活動の場の確保といった点では非常に効果的であると考えておりますが、一方で、こちらは1か所に生徒が集うという方式になりますので、生徒の移動が必須となります。どのような形であれ、安全をまずはしっかり確保した上で部活動を行うというのが基本となりますので、こうした点をまず令和7年度、1つのエリア、3校で実施してみて、その状況を、安全面も含めしっかりと考え、検討しながら、その先、令和8年度拡充、検討と今回の計画ではしてございますが、その先どんな形で広げていけるかということをしっかり考えてまいりたいと思います。

それから、地域団体等の活用についてのお尋ねでございますが、この間、ただいま申し上げた高円寺学園でのモデル事業ということで、民間事業者を活用した部活動の実施と支援ということで取り組んでまいりました。生徒、保護者、それから教員からの評価もとても高いものであり、まずはこの方式により拠点校方式を実施していくということ

を考えてございますが、ただ一方で、このやり方は非常に費用のかかるものでもございます。今後、体育協会とも様々、御相談、またお知恵などをお借りしながら、この先の部活動の支援業務について検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

**区政経営改革担当課長（森）** 私からは、区政経営改革推進方針についてお答えいたします。

現方針にある専門人材の登用、こちらについては、デジタル化推進に向けたデジタル技術に精通した高度な専門知識を有する人材、そんな想定で書いてございます。一方で、今回の方針に書いてある多様な主体でございますが、こちらは委託や指定管理事業者を想定しておりまして、公共サービスを担うパートナーとして、専門性やノウハウを生かして持続可能な良質な区民サービスにつなげていきたいと、そのように考えてございます。

もう1個、指定管理者制度の導入についてでございますが、こちらについては、導入の考え方でございますが、満足度の高いサービス提供を最も重視しながら、コスト削減見込みなどについて評価して、総合的に導入を判断していきたいと考えています。また、加えまして、施設設置者としての責任を果たすためにも、区職員が指定管理施設の業務への理解、それからサービスに関する知識を蓄積して、区と事業者が共に公共サービスを提供していく、そのように考えてございます。

**財政課長** 私からは、財政運営に関する基本的な考え方のうち、財政調整基金に関するお尋ねがございました。災害対策分について、当初、導いたときが、西宮市の集中復興期間のかかった一般財源の2分の1だったということから、そもそもこの150億円を2倍にした300億円、これに物価上昇率を掛けると350億円から約400億円になるのではないかとといった御趣旨かと思えます。そういったことをいたしますと、そういったいろんな考え方があるかと思えます。さらに、そこから今回経済の変動分の200億円を見ると650億円になって、さらに年度間の調整を見て100億円になってという形で、財政調整基金、この間申し上げていますけれども、災害対策の分が入っていることによって、より柔軟な活用ができるという考え方が一方にあるのかなというふうには思っております。

また、もう一つの考え方としては、災害復旧復興の費用にお金をためているということの前に、やはり災害に強いまちづくり、こういったところに費用のほうを投入していく、こういった考え方もあるのかなというふうには思っています。

いずれにいたしましても、我々当面といたしましては、今後、やっぱりハード系の部分に対して、やはり改修改築、また本庁舎を含めて費用が非常にかかっていく、こうい

った認識を持っております。今回示させていただいた災害復旧については50億増の200億円というふうにさせていただきました。いろいろな考え方があると思いますが、今回は私どもとしては、この考え方をお示しさせていただいたというところでございます。

**区民生活部副参事（高取）** 私から、まずふるさと納税のメニューの拡充についての御質問がございました。こちらについては随時検討はしてまいりますけれども、差し当たって現在のところ、児童養護施設を退所した方などに対する支援といったところを中心に所管のほうと検討しているところでございます。

次に、SNSの発信というところで、エックスやLINEの登録者数、フォロワー数が少ない中でどのように効果を見ていくのかというところがございますけれども、おっしゃるとおり、確かに非常に効果、検証方法が難しいところでございます。いわゆる流出額が減少、ないしは横ばいというところであれば一定の効果はあったというふうに言えるとは思いますが、それが果たしてこのSNSの発信によるものなのかどうかというところもございますので、流出額の推移を見つつ、場合によってはアンケート等も活用することも視野に入れながら、効果的な情報発信等に努めてまいりたいと考えております。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、施設マネジメント計画に関する御質問にお答えいたします。

取組を進める上での7つの視点のうちの一つ目、多様な主体との連携に関する御質問かと思っております。こちらの内容につきましては、これまでの計画の基本方針の方針5、公民連携による民間活力の活用推進、これがベースになっているところでございますけれども、視点の中の記載にもありますとおり、民間企業の方だけではなくて、施設利用者や地域住民、関係団体の方と共に施設づくりを行っていくというようなことから、多様な主体との連携という表題にさせていただきました。その中で、議員のほうから民間事業者の記載の中で「（NPO法人、社会福祉法人）」、こちらは限定したような記載になっているのではないかといたしたところではございますけれども、趣旨といたしましては、民間事業者、いわゆる企業はもとより、NPO法人ですとか、社会福祉法人、こういったものも含まれるということを分かりやすく例示として示すといった意味で書き加えているものでございまして、特に限定を意味しているというところではございません。

また、サウンディング型市場調査ですとか、PPP、PFIの手法に関するお尋ねがございました。こちらも視点のところの2つ目に記載をしてございますが、区民サービスの向上ですとか、地域課題の解決、費用対効果向上の観点から、民間事業者のアイデ

アですとか、専門知識、ノウハウの価値が有効である場合には民間の活用を検討していくという考え方でございます。

私からは以上です。

**議長** 宇田川ゆうじ議員。

**宇田川議員** であれば、今お答えいただいた「民間事業者（NPO法人、社会福祉法人など）」というのが適切な記載になるのかなというふうには考えますので、そちらをもし検討いただければと思います。

最後に1点なんですけれども、区の本庁舎建て替えについて基金を設置するというようなことでしたが、豊島区は先ほど136億円、渋谷区は211億円の例示が出されましたので、確認いたします。両区は民間企業と定期借地権等を活用し、PFIなどとは異なるその他の民活方式の形で、実質負担なく庁舎の建て替えを実現したと認識しています。両区の事例を提示されましたので、区のその取組についての認識と実質負担のない建て替えを受け、基金の積立て方について確認します。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**施設マネジメント担当課長** 本庁舎の建て替えについて、今、議員から御指摘がありましたとおり、渋谷区ですとか、豊島区については、実質的に区が負担のなくといったような建て替えをしたというところは承知しております。そういった中で、ただ一方で、それぞれに伴う課題というものもあろうかと思っております。例えば豊島区であれば、いわゆるマンションといいまじょうか、そういったところと一体になっておりますが、今後更新のときにどうしていくのかですとか、そういったようなことは課題としてもあろうかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本庁舎について、東棟、中棟、西棟、それぞれございますけれども、どのように改築をしていくのか、どのタイミングで改築していくのか、まさに今検討しているというところでございますので、御指摘のあった他の自治体の例、今、いろんな手法が出てきておりますので、そういったものも研究しながら、今後、議論を深めていきたいというふうに考えております。

**議長** 以上で宇田川ゆうじ議員の質疑を終わります。

そね文子議員。

**そね議員** まず、施設マネジメント計画について1点伺います。

108ページの旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討について、3月の施設再編整備計画（第2期）第1次実施プランの一部修正では、2023年度に方針決定となっていたが、今回の修正案ではさらに1年延びている。その理由について確認します。

現在は、杉並会館での暫定利用中ですが、設備や部屋の間取りなど、使い勝手も悪いと聞いています。その環境での運営がさらに1年延びることについて、委託事業者とはどのような話し合いがなされたのか、今後の事業者の事業計画にも影響してくることなので、延期の理由を明確にしてほしいと考えますが、いかがか、また、2024年度のいつ頃をめどに方針決定していくのかも併せてお聞きします。

次に、総合計画、実行計画について、55ページ、都市農業の支援・保全と地産地消の推進に、これまで求めてきた援農ボランティアの活用が入ったことを評価します。区では都の講座を経た人が援農ボランティアとして登録できる仕組みだと理解していますが、それ以外にも、成田西ふれあい農業公園のサポーターや農福連携農園のボランティア、体験農園での経験を積んでいる方々もボランティア登録できるようにしたらよいと思いますが、いかがか。

特に農業公園のサポーターについては、来年度から公園の委託事業者が替わるため、サポーターは行き場を失うことになるのではないかと懸念しています。また、ボランティアと農業者をマッチングする仕組みをどのように考えているのか、農業者の要望をボランティアが十分理解した上で、援農に入れるようにすることや、トラブルがあった場合の調整役となるコーディネーターの役割が重要になると思いますが、どのような方が担うのか、伺います。

59ページ、区施設の環境対策の推進に、既存区立施設の断熱等の推進、ZEB化の調査研究が入ったことに期待しています。都市環境委員会の視察で既存建築物のZEB化はできることを学びました。営繕課とも共有したい情報でしたが、資料は御覧になったか、そこには具体的で有効な補助金や相談先が掲載されており、大変参考になるもので、早急に検討してほしいと思いますが、区の考えをお聞きします。

86ページ、今回の修正で、地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりの施策の中で、これまでの地域での支え合い、仕組みづくりの推進が包括的な支援体制の構築という実行計画事業に整備され、充実が図られたと受け止めました。今回、重層的支援体制整備事業の実施が入り、それを求めてきた立場として評価するものです。高齢者、障害者、子供、生活困窮者等の相談機関による重層的支援会議の新たな設置とありますが、この子供には教育部門も含まれているのか、確認します。

また、これまで質問で取り上げてきましたが、答弁では、関係組織間で検討を進める中で、職員の意識の醸成を図ること、区民の意見を聞きながら取り組むとのことでした。検討はどのようにされたのか、伺います。

また、89ページの生活困窮者への自立支援体制の充実、ひきこもり支援事業の実施

として、専門相談窓口の開設や居場所事業の実施、ひきこもりに関する知識の普及啓発などが明記されたことは重要です。今後、当事者やその家族なども意見交換をしながら仕組みを構築して行ってほしいと思いますが、区の見解を伺います。

135ページ、教育相談体制の充実で、これまで要請に応じて派遣を行っていたスクールソーシャルワーカーを今後は拠点となる学校へ配置し、地域の実情に合わせ、支援をするとあります。配置する学校はどのように決めるのか。また、新体制に合わせて増員は行われるのか。スクールソーシャルワーカー同士の情報交換や、そこからの聞き取りなども必要になると思うが、それは行われるのか。

また、子供が中学を卒業すると、これまで関わってくれたスクールソーシャルワーカーと連絡が取れなくなってしまうといった声が寄せられています。卒業後のフォロー体制はどのようになっているのか、伺います。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、旧上荻窪会議室の跡地活用に関するお尋ねにお答えをいたします。

昨年度に行った計画の一部修正の時点では、この検証結果を踏まえて、直ちに方針決定をするということを考えていたところでございますけれども、今般の検証結果を踏まえまして、計画策定プロセスを見直して、地域とともに検討していくというふうにしたことから、結果としてさらに1年延びることになったというものでございます。

また、とはいえ、方針決定の時期につきましては令和6年度中としているところではございますけれども、地域の皆様と議論を重ねて、可能な限り早期に決定してまいりたいというふうに考えてございます。

また、暫定利用の期間が1年延びるということにつきましては、御指摘のとおり、委託事業者の方にも影響を及ぼすものというふうに考えておりますので、今後、所管課を通じて事業者の皆様にご丁寧に説明をし、理解を求めていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

**産業振興センター事業担当課長** 私からは、農業ボランティアに関する御質問にお答えいたします。

まず、農業ボランティアバンクへの登録者につきましては、都の援農ボランティア養成講座の修了者に加えまして、今年度から成田西ふれあい農業公園における農業サポーターですとか、農福連携農園における区民ボランティア経験者のうち、希望される方を対象とするなど拡充してございます。

次に、ボランティアと農業者のマッチングの仕組みにつきましてですが、農業者の要望なども踏まえて営農支援することができるように、農業者やJAと連携を図りながら、コーディネーターのような調整役につきましては、当面の間区が担っていくということで予定してございます。

私からは以上です。

**施設整備担当課長** 私からは、既存区立施設の断熱化等の推進に関する御質問にお答えさせていただきます。

都市環境委員会での視察資料に関しましては拝見させていただいてございます。当該地の既存公共建築物ZEB化の取組につきましては、以前に参加した研修の題材にも取り上げており、承知しているところでございます。既存区立施設のZEB化につきましては、今後どのように進めていくのが効果的なのかも含めまして、令和6年、7年度に既存区立施設のZEB化に向けた調査研究を進め、令和8年度に既存区立施設ZEB化改修方針等の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上となります。

**在宅医療・生活支援センター所長** 私から、重層的支援体制整備事業についてお答えいたします。

来年度に設置いたします重層的支援会議につきましては、各分野の相談支援機関の職員を構成員とする予定でございまして、子供分野の中には教育部門も含まれてございます。また、事業の開始に向けましては、現在、関係部署のほか、民生委員や町会長などと地域で活動されている方とも意見交換しながら進めてございまして、引き続き、地域の声をお伺いし、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

**生活自立支援担当課長** 私からは、施策15のひきこもり支援についてお答えしたいと思います。

ひきこもりに関しましては、現在の支援を強化するための専門窓口の開設、居場所事業、あと知識の普及啓発という3つを新たな事業として明記させていただきました。これらの事業構築に当たりましては、東京都のひきこもり支援のガイドラインに沿ってというところで、2つの重要なポイントがございまして、1つは、当事者の支援で就労を目的とすることなく、本人の自尊心の回復を図る。もう一つは家族支援でございまして、これは家族の安心がひきこもり本人にも非常にいい影響を与えるということから定まっている支援でございます。このような、どのような支援方法を取るかということにつきましては、まず対象である当事者、家族の意見を尊重すること、これがまず一番大事なものと考えてございます。そのため、現在行っている家族会との意見交換を活用しながら

ら、家族の意見を酌み取る。また、当事者につきましては、ひきこもりの性格上、直接お話をするというのがなかなか難しゅうございますので、これにつきましては、ひきこもりの支援団体のNPOに携わっているピアサポーター、いわゆるひきこもりの経験者から意見を聴取する意見交換の機会を設けたいと思っております。

あと相談現場のくらしのサポートステーションの担当からも意見聴取をする予定でございます。このように細かく行って、当事者と家族の意向をちゃんと酌み取って、事業の構築に反映させたいと考えてございます。

**教育相談担当課長** 私からは、教育相談体制の充実の中のスクールソーシャルワーカーに係る御質問にお答えいたします。

現在、検討を進めておりますスクールソーシャルワーカーの学校配置方法につきましては、本区を10程度のエリアに分けまして、そのエリアに1校拠点となる学校にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、まずは学校の希望を取りつつ、学校の状況を鑑みて選定をしたいと、現在考えております。

スクールソーシャルワーカー同士の情報交換につきましては、週1回行う予定で計画をしております。

スクールソーシャルワーカーの次年度の増員につきましては、次年度の増員はございませんが、学校配置による支援の充実に向けては、増員につきましても1つの課題と捉えております。

スクールソーシャルワーカーによる中学校卒業後の支援についてのお尋ねですが、卒業後、新たな支援機関につながるまでは、1年間ほど連絡が取れる体制を維持してフォロー支援を行っております。対象の生徒や保護者に卒業後もフォローができることが伝わっていない場合があることにつきましては、改善を図ってまいります。

**議長** そね文子議員。

**そね議員** スクールソーシャルワーカーについて1点お伺いしたいと思います。今はまとまったところに常に情報交換できる状況があると思うんですが、1人で学校に配置するというと、その動きにくさとかがあると思うので、学校としっかり連携を取って、スクールソーシャルワーカーが活動しやすいようにしていただきたいと思いますが、何か工夫があるか、伺います。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**教育相談担当課長** やはりスクールソーシャルワーカー同士の横の連携は重要だと考えておりますので、今、週1回程度、済美教育センターに勤務をして、そこで、そういった会議体ですとか、横の連携を取るといような計画を立てております。また、スクール

ソーシャルワーカーをフォローするような、学校の管理職経験者なども学校を回りまして、状況を確認しながら、いい支援ができるよう努めてまいります。

**議長** 以上でそね文子議員の質疑を終わります。

松本みつひろ議員。

**松本（み）議員** 施策の見直しで、人権を尊重する地域社会の醸成が追加されましたが、この施策を追加した意図は何か、現状の杉並区について人権を尊重する地域社会になっていないという問題意識を持っているのか、答弁を求めます。

区道第2131号路線、いわゆる荻外荘通りの無電柱化が計画化されました。当該路線は杉並区無電柱化推進方針の中で整備効果の高い路線として選定された4路線の一つであり、現在事業進行中の2096-1号線に続き、無電柱化推進方針に沿った着実な取組と評価しています。また、2路線続けて荻窪駅南口エリアでの無電柱化推進ということで、地元の議員としてもうれしく思っているところです。

推進方針に示された方南通り西荻窪北口商店街通りに先立ち、荻外荘通りを計画化した理由について伺います。

多様なニーズに対応した保育サービスの推進にベビーシッター利用支援事業が来年度から実施とあります。この事業は初当選した令和元年から継続して区に提案してきたのですが、区はこれまで一貫して待機児童ゼロの状況が継続できているため、事業の必要性を認めない、都の10分の10補助の必要性のない事業は行わないという考えを堅持してきました。サンセット方式での同事業実施についても提案しましたが、補助金の在り方検討の中で参考にするといった答弁にとどまっていたため、計画事業に位置づけられたことについて率直に驚いています。ベビーシッター利用支援事業について、この間都も拡充を続けていますが、区で取り組む具体的な内容をお示しくください。

校内別室指導支援事業が来年度から実施とあります。さきの第3回定例会では、校内の居場所「サポートルーム」の設置を求める陳情を趣旨採択としています。文教委員会で行われた陳情審査の中では、人材や場所の確保は課題と答弁があり、そういった事情をしんしゃくして、委員会が趣旨採択したものと理解しています。校内別室指導支援事業の計画化に至る検討の経過と、文教委員会が開催された9月22日の時点でどういった検討ステータスになったのか、答弁を求めます。

区政経営改革推進計画では、柔軟で効率的な働き方の推進が掲げられ、これ自体は評価しています。コロナ禍で培われたこと、例えば少しでも体調が優れないときは無理せず休むという対応は今後も継続するのか、また、子供や独居高齢者をはじめとした家族の体調不良について、制度面で配慮を検討するか、伺います。

協働推進計画では、新たな協働を推進するために職員の意識啓発が掲げられています。まらちに出てアナログ対応する際のコミュニケーション能力を磨くような研修も予定されているか、伺います。

公民連携が声の大きな団体や活発に動いている個人だけでなく、子供たちを含む多様な主体と取り組むことが重要と考える立場から、対面で小さな気持ちを救い上げていく活動が行われることを期待するものです。

デジタル化推進計画について伺います。オープンデータについて、この間の取組における成果をどのように捉えているか確認するとともに、今年第1回定例会の私の一般質問に答弁があったようなオープンデータを活用し、区民や企業等にとって新たなビジネスチャンスが生まれるといった事例は創出されているか、その活用促進の取組として、具体的にどのようなことを行っているか、その3点を伺います。

保育所等利用申込みに係るオンライン面談導入を評価します。他の相談面談事業におけるオンライン面談の導入予定について、現時点の見解を確認します。

14ページに記載がある情報リーダーについて、選任された職員に待遇面でのメリットは付与されているか、確認します。

施設マネジメント計画では、区立保育園の建て替えに当たって、諸室を現行基準に合わせることで園庭が狭くなるなどの困難について記載がありますが、定員を減らすのが最もシンプルな対策ではないかと思えます。見解を伺います。

旧杉並中継所跡地活用については、第2回定例会の一般質問で、有効活用の方法を模索している間は有効活用されていないという視点に立ち、時間軸を持って検討し、意思決定することは重要と申し上げましたが、令和7年度までに平時の活用方針を決定と記載されました。令和7年度までに方針決定とした理由を伺います。

一旦これで終わります。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**総務課長** 私からは、人権施策に関する御質問にお答えいたします。

施策の追加、新設については、他の議員にも先ほど御答弁したとおりでございますが、議員御指摘のような問題意識ではなく、先ほども申し上げたとおり、インターネット上で人権侵害が見られると、そういったような社会状況であるということですか、区が今後、様々な取組を進めていく中で、人権意識の高まりと申しますか、そういった取組を充実させていく必要があると、そういった認識の下、今回計画をしたものでございます。

**都市計画道路担当課長** 私からは、無電柱化整備についてお答えいたします。

区道第2131号線につきましては、御指摘のとおり、杉並区無電柱化推進方針において整備効果の高い路線としたものの一つでございます。荻窪駅南側地域は、別荘地として発展してきた荻窪の面影を残す施設も多く、景観的に重要な地域であり、令和6年12月に公開を予定しています荻外荘には多くの来街者が訪れることも踏まえまして、今般、計画化したところでございます。

**保育課長** 私からは、ベビーシッター利用支援事業と保育園の建て替えについての御答弁をさせていただきます。

ベビーシッター利用支援事業でございますが、都が市町村を主体とするベビーシッター事業利用支援事業、こちらについては2類型ございまして、いずれも6年度からの実行計画では実施と位置づけておるものです。

その1つ目でございますが、それは先ほど委員が御指摘の資料1、実行計画の120ページにある多様なニーズに対応した保育サービスの推進のベビーシッター利用支援事業でございます。こちらにつきましては、夜間帯の保育を必要とする方とか、あるいは年度の途中で一時的に保育園待ちになるような、こういった方の利用を想定したものでございます。

もう一つ、先ほど別の委員に御説明したものではございますが、こちらについては、広く一時的な預かりが必要な方が利用するというものを目的としたもので、こちらについては資料1の119ページの地域における子育て支援の事業の中の下から2番目、一時預かり事業の拡充といった中で示させていただいているものです。こちらについては、子育て応援券などの区が行うサポートを補完する意味合いでの都の補助事業を活用していきたいと考えているものです。

次に、区立保育園の建て替えに当たっての広さ等の御質問でございますが保育室等につきましては、バリアフリーとか、そういった目的で廊下や玄関、エントランス、あるいはエレベーターや誰でもトイレ、現在は古い施設じゃない施設を多く新設することを行っております。こうしたことから、定員を減少させても保育施設を大きく現在よりも縮小するという事は難しい、困難であると考えているところです。

一方で、保育施設の規模の適正さ、こちらについては、各施設の建て替え時においては、保育環境の質の確保であるとか、地域の保育需要、こういったものをきちんと見定めながら検討していきたいと、こちらについては考えております。

私から以上です。

**教育相談担当課長** 私からは、校内別室指導の計画化に係る御質問についてお答えいたします。

不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、杉並区においてもその対応は大きな課題の一つでございます。不登校児童生徒が安心して学校に来ることができる体制を整えるために、校内別室指導について検討を行っていました。校内別室指導については、これまで多くの学校が創意工夫しながら、教職員を中心に対応してきていることに加え、国や都が一層推進を掲げていることがありました。教育委員会内では、不登校支援の重要な手だてとして充実を図るために検討を進めておりましたが、人材や場所の確保が課題としてありました。そのような中、第3回定例区議会文教委員会の陳情審査において、その重要性について多くのお声をいただき、趣旨採択をいただきました。このことを受けて、人的予算について実行計画化いたしました。しかしながら、依然人材の確保や校内別室とする場所の確保は課題でございます。校長会と協力して課題の解決に向けて取り組んでまいります。

**人事課長** 私からは、柔軟で効率的な働き方の推進についての御質問にお答えいたします。

まず、職員の体調が優れないとき、早めに休養するというのは、やはりコロナを通じまして、職員本人はもとより、組織運営上もこれは必要なことであると、これはもうセンジョウ的に定着していることでございますので、この対応を引き続き行ってまいります。

また、職員の家族の看護ですとか、介護、こういったことに、状況に応じまして、テレワークですとか、時差出勤、これを活用していくというのは、職員のワークライフバランスの推進に十分資することでございますので、これについては引き続き、職員に対する、こういった状況にある職員への配慮は行ってまいりたいと考えてございます。

私から以上です。

**区政経営改革担当課長（武井）** 私からは、協働の推進に関する御質問にお答えします。

さきの決算特別委員会でもお答えしたんですが、今回公民連携プラットフォームを始めるに当たって、区民からいただいたアンケートの中に、やはり区の職員が、地域の住民の方と向き合う姿勢がまだまだ弱いとか、その出ていく姿勢が十分でないという、かなり手厳しい意見をいただいています。今回プラットフォームのほうでサイトをつくりましたけれども、別にサイトができたなら、何か自然につながりができるというような簡単なものでは当然なくて、それをつないでいく職員の役割は非常に重要です。まさに議員から御指摘があったように、アナログ対応の部分というのはかなり重要になりますので、そういった技術を磨いていくとか、こういったことが協働の取組として適しているか、そういうことを察知していく感度を磨くとか、まさにそういうことが重要になりますので、そうしたことを後押ししていけるような研修を考えていきたいと思っております。

す。

**デジタル戦略担当課長** 私のほうからは、デジタル化推進計画に関するお尋ねについてお答えいたします。

まず、オープンデータでございますが、昨年度、我々のほうで大きく改定しました杉並区オープンデータ推進ガイドライン、そちらの活用を通じて、今後新たに公開するデータにつきましては、原則区民等が利用しやすいデータ形式に努めるということで、本当に適切に取り組んできているかなというふうに思っております。また、区民等による活用状況のほうはちょっと把握してございませんが、公共施設一覧などの各自治体が保有するデータについては、国が指定するフォーマットで公開する自治体標準オープンデータセット、こちらのほうの取組も現在併せて進めてございますので、引き続き区民等が利用しやすいオープンデータに努めていきたいと考えてございます。

次に、オンライン面談のお話ございましたが、現在、地域子育て支援課によるゆりかご面接、それから福祉事務所の生活相談などにおいて活用されているものと我々は認識してございます。今後こういった業務に活用されるのかというお尋ねがございましたが、現時点において我々情報管理部門のほうでは把握してございませんが、各所管のほうにおいて、区民ニーズを踏まえて考えていくものというふうに思っております。

最後に、情報リーダーのお尋ねがございましたが、情報リーダーは各所管において、システムやネットワーク等に関する問合せなどの集約を行って、我々情報管理部門と協力を図るために、通常業務の一環として専任してございますので、お話にあった待遇面のメリット、そういった付与等はございません。

私からは以上です。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、旧杉並中継所の御質問にお答えいたします。

この平時活用につきましては、やはり施設の特特殊性ですとか、そういったことを踏まえて様々な観点から検討していく必要はございますけれども、これまでの検討内容を踏まえつつ、やはり施設の有効活用を図る観点から、今後これから令和6年、7年にかけて実施する防災機能の暫定整備、こちらの終了後、速やかに設計、工事を実施し、できる限り早期に本格活用を開始してまいりたいと、このような意図から、令和7年度までに活用方針を決定していくこととしたものでございます。

以上です。

**議長** 松本みつひろ議員。

**松本（み）議員** 情報リーダーについては、自学実習のモチベーションになる程度の待遇の改善というのは少し御検討いただきたいなと思っております。

質問1点です。ベビーシッター利用支援事業のうち、一時預かり対応について、対象児童が拡充されています。学童クラブ待機児童対策計画を策定した区市町村は、小学3年生までは対象となっており、学童クラブ待機児童対策にも資する事業となっています。施策20によると、区の学童クラブ待機児童数は、令和8年度80人、令和12年度でゼロ人を目標値として設定していますが、こういった手法を用いて、前倒しで学童クラブ待機児童ゼロを目指す考えはないのか、こういった取組をぜひ行っていただきたいと考える立場から、最後にこの点について質問して、終わります。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**学童クラブ整備担当課長** 区の学童クラブは、児童福祉法の放課後児童健全育成事業として、集団で過ごす遊びと、生活の場であることを基本としておりますので、今後も区の学童クラブの待機児童対策はこの考え方にに基づき、進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

**議長** 以上で松本みつひろ議員の質疑を終わります。

山名かなこ議員。

**山名議員** まず資料1、総合計画の施策7、暮らしやすい住環境の形成、実行計画は47ページの3、住宅確保要配慮者の居住支援の充実、家賃助成制度等による居住支援について2問、まず伺います。

1つ目、区は現在、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の件数を増やすことに尽力しています。居住支援協議会からはどのような協力が得られそうですか。

2つ目、区長公約である家賃助成ですが、この制度が周知されると、家賃の便乗値上げがあり得ないでしょうか。防ぐ手当てはあるのでしょうか。

続いて、資料5、区立施設マネジメント計画の8ページ、3つの基本方針の1、区民等との対話による取組の推進について2問伺います。

自分から応募してくるわけではない方々の意見を聞くことはとても重要だと考えます。先ほど無作為抽出で選んだ方たちの意見も聞きたいとの答弁がありました。ただ、これまでの例で言うと、それに呼応して参加して発言なさる方の人数はあまり多くありません。ほかにどのような方法が考えられるのでしょうか。

2つ目、話し合いはいつまで続けるのか、めどが必要だと思います。例えば質問と答えが出そろったら、それをまとめたものを作成して公表する。その頃には意見もほぼ出そろっているはずです。すると、区切りが見えてくるかと思います。そういった方針を事前に区民に伝えておくべきではありませんか。

続いて、資料1、総合計画の施策14、人権を尊重する地域社会の醸成の実行計画、84ページ、人権尊重の啓発等の推進について3問質問します。

今回人権尊重の啓発等の推進という新しい施策が増えました。先ほど意義について答弁をお聞きしましたが、そもそも人権とは何かという区の認識をお聞きしたいと思えます。さらに、人権という大きなカテゴリーによって、それぞれの問題が矮小化されないための区の取組についてお聞きしたいと思えます。

2つ目、指標の説明のところで区民意識調査を実施すると書いてありますが、これまでの調査のやり方と今後の調査のやり方に変化はあるのでしょうか。そもそも人権とは何かという共通認識を区民が広く持っていることが、この調査の正当性にもつながると思うのですが、どういった区民を対象に、どのように調査をするのでしょうか。

3つ目、事業における人権週間等における人権尊重意識の啓発を実施とありますが、これは人権週間のみで実施をするのでしょうか、それとも例えば国際女性デーといった機会を捉えて恒久的に実施するつもりか、お聞きします。

続いて、男女共同参画の推進に関して3つお聞きします。

男女共同参画が今回重点となりました。以前と比べてどういったところを特に重点を置いていくのか、お伺いします。

2つ目、この男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施というのは、これもどのように実施するのでしょうか。例えば女性はこうあるべきという社会や文化によってつくられるジェンダーの規範意識を内在化している人にとっては、今の現状に問題意識を持ちにくいと思うのですが、どの年代やどういった層を対象にするのか、お聞きします。

3つ目、意識調査の結果によって啓発の講座を増やすなどの可能性はあるのでしょうか。

最後、性の多様性が尊重される地域社会の実現について1問お聞きします。パートナーシップ制度運用見直しに向けた検討の中では、どのような形で検討をしていくつもりでしょうか。どういった人を対象に、見直しの検証を進めていく予定ですか。例えば性的少数者の当事者や議会でも話が出ている事実婚を含めるべきという話などがありますが、こういった事実婚の当事者を呼ぶのか呼ばないのか、そういった人たちの声をどのように聞いていく予定なのかということをお聞きして、質問を終えたいと思えます。

**議長** ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。

**住宅課長** 私からは、施策7、暮らしやすい住環境の形成、住宅施設に関する御質問についてお答えをいたします。

まず、セーフティーネットの登録住宅を増加させるためには、賃貸住宅のオーナーで

すとか、不動産団体の協力が欠かせないというふうに考えておりますので、居住支援協議会とも連携をして、不動産団体等に対して、住宅セーフティーネット制度等のセミナーなどの実施も考えているところです。

また、この間住宅セーフティーネット制度の早期の活用拡大を図るために、不動産団体や賃貸人等に対して住宅の登録について働きかけを行ってきておりまして、そうした中で、居住支援協議会の構成員の方にも物件探しというものには御協力をいただいているところです。

次に、家賃助成を周知すると、対象となる家賃の便乗値上げがあるのではないかとという御質問がございましたが、家賃助成制度につきましては、現在検討を進めているところでございますので、議員の御懸念の点も参考にして、これから制度のほうを検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、対話に関する御質問がございました。議員のほうから無作為抽出の参加に当たって、なかなか意見をされる方は少ないんじゃないかといったようなお話もございましたけれども、やはり無作為抽出の方も含めて、ワークショップ等に参加される方が意見を言いやすい、心理的安全性を含めて、そうした場をつくっていくということがまず必要だと思っております。それには、情報共有などもしっかり行っていく必要があると考えております。

その上で、ほかにどんな方法があるかというところでもございますけれども、午前中少しお話をさせていただきましたが、ワークショップ以外に地域意見交換会などでも広く意見を聞いていきたいというふうに考えております。地域意見交換会を開催する際に、これは現在検討中なんですけど、やはり一定のエリアの方に例えばポスティングをして、今こうした取組を行っていることすとか、あるいは地域意見交換会をこれから開催するので、よろしければ御参加くださいすとか、そういった案内をするときに併せて意見もいただくというようなことなども考えてまいりたいというふうに思っております。このほかインターネットなども活用したデジタルツールすとか、そういった様々な方法を活用して、幅広い意見をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、話合いの期間ということでございますが、こちらも午前中少し触れましたけれども、やはり一定の期間を設けていくということは必要だと思っております。その上で、議員から御提案のあったような議論のまとめというようなものもしていくということも1つ手法だと思っておりますので、例えば回数を重ねる中で、こうした御意見が出て、こうし

た意見が出ているですとか、そういったことをまとめながら発信をしていくことですか、あるいはやはり始めるときにこういう手順、こういうスケジュールで進めていきますというようなことをしっかり皆様と共有しながら進めていくというようなことが必要だと思っております。

いずれにいたしましても、ほかの自治体でもいろんな手法がございますのでそういったものも参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**総務課長** 私からは、人権施策に関する御質問にお答えいたします。

まず、人権とはということでございますけれども、これについては計画書の中にも記載がございますけれども、誰もが生まれながらに等しく持っている人として幸せな生活を営む権利ですということ、こういった認識でございます。人権施策として計画することで、子供ですとか、男女だとか、それから障害者だとか、そういった関係部署がこれまでもそれぞれの取組をそれぞれの分野で行ってきたということがございます。こういったものを関係部署が連携をして、定期的に連絡会を開催したりとか、そこで情報交換したり、共有したり、対策をいろいろ考えたりとか、そういったことで、今後、その人権に関する取組の充実強化を図っていきたい、こういったことで今回人権施策として立ち上げたものでございます。

それから次に、区民意向調査についてでございます。こちらについては、今、区として意向調査は行っておりません。計画書に記載の数値は、東京都が意識調査として行っているものを参考数値として載せておりますので、今後、区としてこの意向調査をやるころでは、東京都だとか、他の自治体の状況を調べて、情報収集した上で、内容を詰めていきたいと思っておりますし、対象についても、性別だとか、年齢層だとか、そういったことに偏りがないように配慮して、無作為抽出で調査を実施していきたいというふうに思っています。

最後に、啓発事業についてでございます。こちらについては、今12月の人権週間のときに行っておりますけれども、そのときだけではなく、いろいろ様々な機会を捉えて、継続的にこういった事業をやっていききたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

**男女共同参画担当課長** まず、男女共同参画の御質問について先にお答えさせていただきます。

まず、重点のことについてお話がございました。今回施策14については、以前の地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりという福祉的な要素が強いものから、今回は

人権を尊重する地域社会の醸成へと、人権を強調した内容に変更してございます。こうした人権施策を総合的に実施していく中で、男女共同参画につきましては、ジェンダーギャップの解消や女性活躍の推進も含めて、今、国でも力を入れている施策でございまして、区としてもやはり力を入れて取り組むべき項目であることから、今回、新たな施策事業の中の重点とさせていただいたところでございます。なので、引き続きやはり固定的な性別による役割分担意識の改善を図ることなどを通して、男女共同参画社会の実現に推進してまいりたいと考えてございます。

次に、意識と実態調査のことのどのよう实施方式にかという御質問がございました。こちらは、男女共同参画に関する意識と実態調査ですけれども、区ではこの間、男女共同参画行動計画の改定に当たっての基礎資料などとするために定期的実施してきたものでございます。調査の規模といたしましては、区内在住の18歳以上の方から、4,000人を抽出することとともに、区内の従業員数が5人以上の企業2,000事業所を対象にして、家庭生活や家族の考え方、男女平等の意識、そういったものについて調査を行う予定です。

もう一つ、意識調査の結果によって、講座などが増える可能性があるかといったところでございますけれども、こちらの講座の回数については、年間5講座ということで、実行計画で数値化していることから、計画期間中に講座を変更することは考えておりませんが、やはりこの意識調査の結果等によっては、啓発講座のテーマや内容について反映をさせていきたいと考えてございます。

最後に、パートナーシップ制度の運用見直しに関する御質問がございました。パートナーシップ制度につきましては、性的少数当事者の困り事やパートナーシップ制度の先駆的自治体の取組事例や、多様な区民の意見を把握しつつ、制度の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。なので、当事者の意見を聞くということは当然なんですけれども、それ以外に今事実婚の話が出たんですけれども、こちらにつきましては、今後実施する意識と実態調査の中で、事実婚に関する項目も加えて、区民の意識を聞いてみたいと考えてございまして、そうした結果を踏まえて、事実婚を対象にするかどうかというところも検討にしていまいりたいと考えてございます。

**議長** 以上で山名かなこ議員の質疑を終わります。

横田政直議員。

**横田議員** 施策2から。震災救援所運営のデジタル化について、具体的にはどのようにデジタル化していくのか。備蓄品の計画的な購入、入れ替えについて、どのような備蓄品を購入し、入れ替えをしていくのか。また、主要な駅や幹線道路の被害状況を把握する

ために防災カメラを拡充していくとのことですが、具体的な場所及び設置基準はどのようなものなのか。

施策6から。エイトライナーについて、具体性はどの程度なのか。井萩駅－高井戸駅間を結ぶ環状鉄道となるのか。視覚障害者誘導用表示について、セシオン杉並周辺の整備については要望がありますが、具体的な場所及び設置基準は。

また、施策7から。高齢者、障害者等住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まないセーフティーネット住宅の登録を促進していくとのことですが、どう取り組んでいくのか。

施策8から。地産地消の推進として学校給食で地元野菜デーを全校実施していくとのことですが、学校給食の質はどう高めていくのか。

施策10から。管理不適正な空き地の課題解決について具体的にはどのような取組をしていくのか、ごみ集積所の環境美化について、区内にはいつもごみがたまっているところがあります。区への対応の仕方を伺います。

施策12から。自殺予防の取組について特に何に力を入れていくのか、ゲートキーパー養成者数以外に、自殺者数の減少などの目標値は示さないのか。

施策17から。高次脳機能障害者の支援についてどのように支援を拡充していくのか。

施策18から。里親制度の普及について視察させていただいた大分県では導入にかなりの時間を要したとのことでした。どのような戦略をお考えか。ヤングケアラーの実態調査についてどのような調査をしてどういう支援をしていくのか。

施策22から。体力づくり教室の実施について、児童生徒の体力について何が課題で、どういう体力づくりをしていくのか。教員の働き方改革の推進について、このような取組によって教員の業務負担が軽減され、長時間労働から解放されるとお考えか。残業時間などの数値目標は示さないのか。外部指導員の配置を増やしていくことになっていますが、様々な禁止事項を設けて、外部指導員の能力を生かしていない実態がある中、部活動支援の充実は本当に図れるのか。

施策23から。スクールカウンセラーの配置日数を拡充するとのことですが、具体的にはどの程度の日数を拡充するのか。また、スクールソーシャルワーカーについて、拠点となる学校へ配置するとのことですが、拠点となる学校はどのような基準で決まるのか。いわゆる不登校特例校について、具体的にはどのような学校を想定しているのか、また設置はいつくらいになる見込みか。

施策26から。町会・自治会困りごとサポーター制度を実施していくとのことですが、具体的にはどのようなサポートをするのか。また、町会・自治会の加入率について、令

和4年度から施策目標としていないようですが、どのようなお考えか。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**防災課長** 私のほうから、まず震災救援所のデジタル化についての御質問にお答えします。

現在、大規模な地震が発生した場合に、震災救援所を開設したという想定で避難されてくる方のお名前等を紙の受付用紙に書いておるんですけども、これをスマートフォンなどで受付をすることによって、受付での混雑緩和、これが大幅に図られるんじゃないかなというふうに思っています。

また、こういう取組によりまして、震災救援所ごとの利用状況、混雑状況をリアルタイムで区民の方に発信できるかなというふうに考えています。

続きまして、備蓄品の計画的な購入というところの御質問もございました。こちらのほうですけども、現在、各震災救援所のほうには約100品目のいろんな物質を備えています。ただ、このうち水やアルファ米などの食料につきましては賞味期限がございますので、こちらのほうを賞味期限が来る前に計画的に入れ替えを行っていく。電池ですとか、ガスボンベですとか、そういった使用期限があるものも同様というところでございます。

防災に関する備蓄品も年々進化しておりますので、予算の範囲内で優先順位をつけて、新しい備蓄品をそろえていきたいというふうに思っています。

最後に、防災カメラの御質問がございました。現在は、荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、環7、早稲田通りというところについておりますけれども、今後はJR線のほかにも、西武線、井の頭線、丸ノ内線の主要な駅、さらに青梅街道、環8、井の頭通りなんかを候補地にちょっと研究してまいりたいと思っています。

私から以上です。

**交通施策担当課長** 私からは、エイトライナーに関してお答えいたします。

エイトライナーは、井荻駅近傍を含む環状8号線を基軸とし、赤羽と羽田空港を結ぶための新たな公共交通システムとなっております。現時点で明確な時期や敷設位置をお示しするのは困難ですが、本取組は国の諮問機関である交通政策審議会答申にて、区部周辺部環状公共交通としての意義や課題が示されておりますので、引き続き東京都等の関係自治体と連携し、次期答申に向け、調査研究を深度化してまいる考えでございます。

**都市計画担当課長** 私からは、セシオン杉並周辺の点字状ブロックの設置に関するお尋ねについてお答えいたします。

こちらにつきましては、東高円寺駅とセシオン杉並間の青梅街道を含む道路、都道、

区道を含めまして点字状ブロックの設置をするものでございます。設置の基準につきましては、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針ですとか、東京都福祉のまちづくり条例に基づくガイドライン、こういったものを参照にしながら、都などと協議を行いながら設置を進めていくものでございます。

**住宅課長** 私からは、セーフティーネット住宅の登録促進に関する御質問にお答えをいたします。

先ほど他の議員にも御答弁いたしました。登録住宅を増加させるため、居住支援協議会と連携をいたしまして、不動産団体等に対して、住宅セーフティーネット制度等のセミナーなどの実施を考えているところです。また、早期の活用拡大という観点から不動産団体や賃貸人等に対して住宅の登録について、区としても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

**学務課長** 私からは、地元野菜デーによる学校給食の質の向上についての御質問にお答えをいたします。

地元野菜デーでは、地場野菜を学校給食の食材に活用し、また希望する学校に対して区内の農家の方が、区内で取れる野菜の種類や栽培方法などについての授業を行っております。こうしたことによって、児童生徒が地域における食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解することができ、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、食育の推進といった面で、質の向上につなげていきたいと考えているところです。

私からは以上です。

**環境課長** 管理不適正な空き地等に対する区の具体的な対応についてでございますけれども、まず、現況と所有者を調査、把握いたしまして、必要に応じて口頭または文書をもって改善を促すといったことを行ってございます。必要な場合は、都市整備部などと連携して対応してございます。

**杉並清掃事務所長** 私からは、集積所の環境美化に関するお尋ねにお答えいたします。

集積所において、不法投棄であるとか、ごみの集積数が多いようなところについて、また課題のある集積所になりますけれども、こういった集積所については職員のほうが現場のほうを調査させていただきまして、排出者が特定できるような場合には、個々に、戸別に訪問するなどして、適切な排出について指導を行っているところです。このような取組、粘り強く調査、指導を繰り返していくことで、また、集積所を利用される区民の皆様への御理解、御協力をいただきながら、集積所の環境美化に努めておるところでござ

ざいます。

以上です。

**保健予防課長** 私からは、自殺予防対策について御説明させていただきます。

まず1つ目は、特に何に重点を置いて普及啓発していくかということですが、今年度新たに改定いたしました自殺対策計画に基づきまして、1つは若年層及び女性への支援の充実、2つ目は、働く人への支援の強化、3つ目は生活困窮者への支援の強化、これらを念頭に置いて普及啓発をしていきたいと思っております。具体的には、例えば昨年度は区立の中学校全生徒に、夏休み前にこころの体温計のQRコードが記載されたマスクケースを配付したりしており、また、今年度はコミュニティーバスのすぎ丸に自殺予防月間をPRするポスターを掲示するなど、毎年工夫して普及啓発してまいりまして、今後もそのように工夫をして啓発していきたいと思っております。

あと目標値は、ほかに示さない。ゲートキーパー養成者数以外示さないのかということですが、こちらについても、この計画について示しておりまして、自殺対策に関心がある人の割合というところで、こちらは、令和3年度の実績は53.9%になっておりますけれども、令和9年度にこれを60%にするという目標値を掲げているところでございます。

私から以上でございます。

**障害者生活支援課長** 私からは、高次脳機能障害者支援の今後3か年の取組について御答弁申し上げます。

高次脳機能障害者というのは、失語など症状が非常に様々でございまして、とりわけ人とのコミュニケーションに課題を抱えるという方が多くいらっしゃいますので、今回の計画案では、安心して会話ができる体験の場を提供するであったりだとか、他者との意思疎通を円滑に行うための支援者の派遣、そういった取組を今回新たに計画化したものでございます。

私からは以上です。

**児童相談所設置準備課長** 私からは、里親制度の普及についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、里親の制度はすぐに広まらない、なかなか地道な活動が必要かと考えております。現在、東京都と協力をいたしまして、里親の方の体験を発表する発表会を開いて、そういう話を聞いていただくという活動をしていますけれども、里親さんの声を聞きながら、どうして里親さんになったのか、そういったことを聞きながら、区立児童相談所を設置するまでの間、戦略を考えていきたいというふうに考えてございます。

**子ども家庭支援課長** 私からは、ヤングケアラーの実態調査についてお答えをいたします。

今年度、小中学生を対象とした調査をいたしました。9月に全調査が終わりまして、今分析をして、有効な支援策を考えているというところでございます。また、来年度は高校生を対象にした実態調査をする予定でございます。

**済美教育センター統括指導主事（保土澤）** 私からは、体力づくり教室に関わる御質問にお答えいたします。

まず、児童生徒の課題ですが、運動やスポーツを行う時間の減少、またその機会の減少というものが課題だというふうに認識をしております。今後、教育委員会としては、様々な専門職や関係機関と連携しながら、運動の楽しさや技術などを学ぶ体力づくり教室の実施を継続してまいりたいというふうに考えております。

**教育人事企画課長** 私からは、教員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

教員の業務負担軽減につきましては、人的支援による負担軽減をはじめ、業務改善や教員の意識改革、また教育DXの効率化によって、総合的に教員の働き方改革を進めることで、負担軽減につながり、また質の高い教育のほうにつなげていきたいというふうに考えております。残業時間などの指標についてでございますが、こちらは教育ビジョン2022推進計画に指標として示しております。今年度新たに教員を対象とした教育調査の項目には、教員の意識に関する調査を実施し、働き方改革の実効性について明らかにしていきたいというふうに考えております。

私から以上です。

**教育相談担当課長** 私からは、教育相談、また不登校支援の充実に係る御質問についてお答えいたします。

まず、スクールカウンセラーですが、不登校等の増加に伴い、学校に心理の専門職がより一層配置されることで、未然防止や早期対応の機能を高めることができるよう、そういったことを目的に計画をしております。具体的な配置日数等につきましては、現在検討中でございます。

次に、スクールソーシャルワーカーですが、先ほどもお伝えいたしましたが、まず拠点となる学校につきまして、学校の希望を取りつつ、学校の状況を鑑みて選定したいと考えております。

最後に、学びの多様化学校ですが、現在、他自治体等の学びの多様化学校を視察し、不登校の子供たちの意欲を引き出すことのできるカリキュラムがあり、また、安心感を持って過ごせる空間、そういったことを研究しており、そのような学びの多様化学校の設置を検討している、このような状況でございます。

**学校支援課長** 私からは、部活動活性化と外部指導員の配置に関するお尋ねにお答えいたします。

今回の計画案では、部活動の充実につきましては、新たに導入を検討しております拠点校方式のほか、現行の部活動指導員や外部指導員についても拡充の形でお示ししているところです。一方、ただいま議員からは、様々な禁止事項がある中で部活動の活性化が図れるのかとお尋ねがございましたが、中学校で部活動を実施していくに当たりましては、教育活動の一環として行っている以上、まず何よりも安全をしっかりと確保した上で行うべきものと思いますし、各学校におきましても、そうした観点から適切に判断し、部活動を実施しているところかと思っております。そうした土台の上に、部活動の充実ということをしかりとこの先、図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

**地域課長** 私からは、町会・自治会活動支援に関する御質問にお答えいたします。

仮称町会・自治会困りごとサポーター制度でございますが、町会・自治会活動をされていく中で、イベントの企画や、あと町会チラシ作成などで町会長さんなどから区に御相談があった際に、すぎなみ協働プラザを通して支援等ができそうなNPOにつないでいくことによって課題解決に向けたお手伝いをしていくといった事業を考えてございます。

もう一つ、町会・自治会加入率、議員御指摘のとおり、令和4年度から施策目標としては掲げてございませんが、微減傾向にございます加入率を何とか増加させるよう、今後も引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

**議長** 横田政直議員。

**横田議員** 1点、外部指導員の配置の件なんですけれども、安全確保はもちろん大事だと思うんですが、過剰な安全確保ということで、それはぜひ現場重視で、現場を見て指導していただきたいと思っております。御所見をお示してください。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**学校支援課長** 禁止事項に関する再度のお尋ねでございますが、学校のほうでは、生徒のニーズ、それから生徒の個性、様々なものを見ながら、各現場、現場で判断して、部活動の適切な指導の在り方はどうあるべきかというのを考えているというふうに考えてございます。

私から以上です。

**議長** 以上で横田政直議員の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで午後3時30分まで休憩をいたします。

(午後 3時14分 休憩)

(午後 3時30分 開議)

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中ゆうたろう議員。

**田中(ゆ)議員** 岸本聡子区長に3点お伺いいたします。

まず、このたびの杉並区総合計画等の改定を概観いたしますに、田中良前区長、田中良前区政のどこをどう継続し、どこを改めるのかが極めて不明確であります。公約実現のために不要不急の数々の事業が盛り込まれはしたものの、それ以外のところでは案外、前区長時代から代わり映えのない点が多く見受けられるように思われます。

区立施設再編整備計画を区立施設マネジメント計画と看板だけすげ替えて、言葉遊びに終始している感があります。阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりしかり、都市計画道路整備しかり、以上の指摘に対する区長の見解を求めます。

2点目であります。今回の計画等の改定は、実は本来順序が逆なのではないかと考えております。下高井戸児童館潰し、ゆうゆう天沼館潰しという重大な公約違反を犯してしまった上で、予定していた計画改定を1年前倒しする。その中で、今さらのように区民等との対話をうたうなどというのは、到底区民の理解を得られないのではないのでしょうか。本来は、下高井戸児童館潰しやゆうゆう天沼館潰しを一度保留し、区民に改めて全体最適、長期最適という区側の論理に十分な理解が得られるよう最大限に努め、その上で、区立施設再編整備計画に適宜適切な見直しを加えた上で再開するというのが本来あるべき順序ではなかったかと考えますが、この指摘に対する区長の見解を求めます。

3点目です。区は、田中良前区長時代から引き続きこの全体最適、長期最適という言葉を標榜しているわけですが、一般の区民に全体最適とか、長期最適とかいう言葉を、この役所の論理を理解していただくということはそう簡単なことではないと私は考えております。そのあたりの努力を怠ったことが、私は前区長の大変残念な点の一つだったと考えておりますが、では、岸本区長はそうした努力を払っているかというのと、とてもそうは言えないのではないかと考えております。

一例といたしまして、この計画改定の中にも、自身の公約達成を拙速に急ぐあまり、左翼区長による血税の無駄遣いが少なからず盛り込まれているように見受けられます。気候区民会議、子供の権利擁護の推進、性の多様性が尊重される地域社会の実現、人権尊重の啓発等の推進、多文化共生の推進などの決して多くの一般区民が今直ちに求めているとは到底思われない施策が数多く盛り込まれているその一方、財政調整基金の残高維持が450億円、また施設整備基金の積立てが毎年度40億円以上で果たして十分なのか、

積めるときに積まないでどうするという議論は、先ほど他の議員からもなされておりました。左翼の無駄遣いが多く盛り込まれたこの改定、とても区民の理解を得ることは難しいと考えますけれども、まずは区長自身が長期最適、全体最適を理解する必要があるのではないのでしょうか。

以上の指摘に対する区長の見解を求めます。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**企画課長** それでは、初めの御質問で、計画改定、前区政からの継続の部分と改める部分ということがございました。これは、岸本区長も就任当初から申し上げておりますけれども、区、行政の継続性というものはやはり非常に大事だということで、岸本区長になった、区長がどなたかに替わったということをもって、全て100%全部変わるということでは当然なくて、そういった継続性をしっかりと維持しながら、その中で区長公約の中でしっかりと打ち出してきたものを実現のために打ち出していくというようなことで考えていくということは申し上げてきたとおりです。という中におきましては、ほかの議員にも御答弁申し上げておりますとおり、今回社会経済環境が変わってきているということですか、公約の実現、対話協調型の区政を進めるという部分で、そういった点から改めてきた部分というのは、まさに田中区政から変わってきた部分だというふうに考えております。

2番目に、下高井戸児童館の廃止ですとか、ゆうゆう館の廃止ということにつきましては、これは昨年度、夏に申し上げてきましたとおり、確かに公約には掲げさせていただいておりましたが、もう既に事業が進捗しておりましたし、喫緊の課題というものもございましたので、そういった中で、やむを得ず進めざるを得ないということで進めさせていただいたということで、何とか御理解いただきたいということで、町場にも入って、住民の方々にお話をしてきたということでございます。

それと全体最適、長期最適、分かりにくいのではということがございました。行政を進めるに当たっては、どんな区長がなっても、どんな首長が就任しても、そういう考え方というのは非常に大事だということでございます。PRが足りないという御指摘でしたので、しっかりとその辺もPRしていきたいと思っておりますけれども、これから、今計画改定案をつくって、パブリックコメントを明日からやっていくということですので、そういった中で、今、田中議員から到底理解されないというような御指摘がございましたけれども、そういった御理解できない御意見があれば、しっかりと受け止めて、そういったところにも対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 以上で田中ゆうたろう議員の質疑を終わります。

ブランシャール明日香議員。

ブランシャール議員 緑の党グリーンズジャパンのブランシャール明日香です。幾つか質問させていただきます。

区立施設マネジメント計画、137ページの試算グラフ上では、全ての改築予定の施設が含まれているということですが、実際来年度と今後3年間でZEB改築する主な施設名と数をお聞きします。

総合計画、実行計画、58ページ、区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置がありますが、太陽光パネルを乗せる予定の建物はどこなのか、お伺いします。

地球温暖化対策実行計画のページ22では、今後、区立施設のうち、学校には原則太陽光発電30キロワット以上、学校以外の施設、原則5キロワット以上を設置すると書いてありますが、太陽光パネルを設置することと、建物改築の際のZEB化することとの関連性についてお伺いします。

また、総合計画と地球温暖化対策実行計画との関連性についてもお伺いいたします。

次に、施策9、区施設の環境対策の推進、59ページ、既存区立施設の断熱化等の推進、ZEB化の調査・研究と施設マネジメント計画との整合性、具体的にはZEB化調査研究報告の共有、実現可能性の検討などはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

令和8年度からZEB化の基準等も決定するということが書いてありますけれども、この基準の決定に向けて2年間どういった調査研究を行っていくのか、基準というのはどのように活用されていくのかをお伺いいたします。

令和8年度の基準ができる時期を経て、2050年ゼロカーボンに向け、基準を指標として活用することで、残りの期間でZEB化が加速すると考えてよろしいのでしょうか、区の見解をお伺いします。

環境学習、環境意識の醸成についてお伺いします。2035年までにカーボンニュートラルを目指すフィンランドでは、幼稚園から大学までのカリキュラムに気候教育が組み込まれているそうです。ある学校では、ユネスコスクールというのに加盟していて、気候変動について情報の信頼性を常に吟味することを条件に子供たちが調査しているそうです。また外国の話かと言われそうなんですけれども、実は杉並区の西田小学校でもユネスコスクールに加盟しています。西田小学校のこういった取組を区全体に広げるというような考え方について区の見解をお伺いします。

最後に、以前からゼロカーボンの方針を横串にしていくと区長はおっしゃっていますが、そもそも今回の方針改正案作成に当たって、その考え方が貫かれているので

しょうか。具体的な施策の中でどのように温暖化実行計画が反映されているか、具体例を幾つか教えてください。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いします。

**施設マネジメント担当課長** 私からは、施設マネジメント計画に関連した御質問にお答えいたします。

試算のところでは、区立施設について、いわゆる築60年目ですとか、80年目という機械的に改築をした場合のところが計算をしているところでございます。そういった中で、実際に議員から御質問がありました今後3年間というところで申し上げますと、神明中学校と、あと新たな施設という形になりますけれども、下高井戸おおぞら公園のパークステーションⅡ、こちらがZ E B化の対象となるというところでございます。

私からは以上です。

**施設整備担当課長** 私からは、区立施設への太陽光発電設備、蓄電池設備設置に関する御質問にお答えいたします。

各年度別におきます太陽光発電設備等の設置場所につきましては、令和6年度が高円寺図書館等複合施設、令和7年度が中瀬中学校と富士見丘中学校、令和8年度が区立児童相談所を予定してございます。

次に、既存区立施設の断熱化等の推進に関する一連の御質問に対してお答えいたします。

施設マネジメント計画との整合性につきましては、同計画の取組を進める上での7つの視点の中に、ゼロカーボンシティの実現に向けた施設整備も含まれてございます。これを実現していくためにも、既存区立施設の断熱化等は必須であると考えてございます。今後の取組を進めていく上でも、所管課と情報共有を図りながら、令和8年度の改修方針等の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、基準等の決定につきましては、令和6年、7年度に既存区立施設の標準的なモデル施設を設定いたしまして、施設の基礎調査やZ E B化に向けた改修手法等を検討した後、令和8年度に既存区立施設のZ E B化改修方針等を策定することとしてございます。

最後に、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けたZ E B化への取組につきましては、持続可能な財政運営を図りつつ、必要な経費を計上した上でZ E B化を進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上となります。

**温暖化対策担当課長** 私からは、区立施設のZ E B化と太陽光パネルの設置の関連性につ

いてお答えをいたします。

Z E B化は省エネ、創エネにより建物のエネルギーの使用量をゼロとすることを指すもので、Z E B化において創エネの観点から、太陽光発電設備は有効であると考えてございます。再エネの導入はZ E B化の一部であるため、Z E B化を早期に図ることができない既存区立施設においても、できる限り太陽光発電設備を設置することで、再生可能エネルギー導入を推進していく考えでございます。

次に、総合計画と地球温暖化対策実行計画の関連性のお尋ねですが、基本構想を実現するための総合計画、実行計画の下位計画として、環境基本計画、そして地球温暖化対策実行計画を位置づけております。地球温暖化対策実行計画等で示した考えと整合性を図った上で取組を進めるため、今回の改定案を作成しているものでございます。

最後に、ゼロカーボンの方針に関連するお尋ねですが、今回の計画改定案において、環境分野、施策9、10のみならず、関連分野の施策、例えば施策6の地域交通環境の整備ですとか、施策8、地域産業の振興、施策11、グリーンインフラを活用した都市環境の形成などに方針等を反映してございます。

私からは以上となります。

**済美教育センター統括指導主事（保土澤）** 続いて、私からは、環境学習、環境意識の醸成についてお答えいたします。

御指摘のとおり、西田小学校では、ユネスコスクールとしてE S Dの視点から、全教育活動を見直し、そして子供が主体的に活動する場を重視して、学校と地域が一体になった取組を推進しております。西田小学校に代表されるこうした優れた取組を他校もそれぞれの実態に応じて参考にできるよう、情報共有の仕方を工夫してまいりたいというふうに考えております。

**議長** 以上でブランシャール明日香議員の質疑を終わります。

木梨もりよし議員。

**木梨議員** それでは、質問をさせていただきます。1点だけ質問をさせていただきます。

改定案概要の参考資料4の学びのところの一番下のほうに、新たな取組ということで、「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動ということが書かれておまして、また、それに関連して、資料1の130ページに、その部活動の充実ということが書かれております。それで、もう既に教員の働き方改革でありますとか、それから部活動については、他の複数の議員からも質問がございましたので、重複しちゃっているか、重複していないか、できるだけ避けながら質問させていただきたいと思っております。

私がこの質問をしようと思ったのは、地域の方からちょっと相談を受けて、学校の先

生方の働き方改革が進むということで、結局、部活動が、お世話する人が先生方でなかなか少なくなってきたんじゃないかなということで、ここの計画にもありますように、24年、25年、26年ということで、外部指導員の配置ということが書かれておりますけれども、地域の方とか、学校関係者の心配は、寄せられているのは、それで子供たちの部活動が継続できるだろうかという実は心配の声を、私ももう数か月前から、半年ぐらい前から伺っているんですが、なかなか機会を、いろんなほかのことばかりしゃべっていたものだから、ちょっとこのことに触れることがなかなかできなかったもので、實際上、その継続ができるかどうか、今の計画で、見通しがあればお聞かせいただきたいと思います。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**学校支援課長** ただいま部活動の今般お示しした計画案に対して、この形で部活動がこの先継続できるのかといった御質問をいただきました。私どもはやはりこの間の課題が、これまで第3回定例会でも御答弁させていただきましたとおり、子供の少子化に伴う部活動の人数減少、そして指導する教員の側の減少といったような担い手不足の課題がございまして、そうしたものを解決するために、やはり今回拠点校方式、それから現行の形も併せて、何とか部活動を継続できるような形でということを考えてものが今回の計画でございます。

ただ、木梨議員から今いただきました部活動の仕組み、様々ございまして、例えば現行ですと、部活動指導員、外部指導員がございまして。部活動の究極的な目標は地域移行ということでございまして、現行の地域とつながりがあって、地域人材、外部指導員とか、そういったことでうまく活用できている部活動に対して、協力いただいている地域の方を無理やりはがして進めていこうと、そういった事業ではございません。やはりほかに部活動、今、現に困っているところがたくさんございまして、そうしたところを拠点化していくとかということで、まず優先してやっていくというふうに考えてございます。したがって、現行の部活動指導員ですとか、外部指導員、こうしたことにつきましても、今回拡充の方向でお示しさせていただいたものでございます。

私から以上です。

**議長** 木梨議員。

**木梨議員** 私、部活動が、部活動を求めている人がやっぱり部活動ができるように、外部指導員、拠点のシステムはなかなか長期的な展望であって、即全部できるわけじゃありませんので、今あるものを、またできるところを大事にしながら、1つこれからやっていただければありがたいなど。その辺のところのお考えを最後にお聞きして、私

の質問を終わります。

**議長** 答弁をお願いいたします。

**学校支援課長** 現行の仕組みを活用してという御指摘もいただきました。もうまさに御指摘のとおり、1つの仕組みだけで部活動の充実ということが図れるというふうには思っておりません。なかなか息の長い取組になってくると思っております。その間、やはり地域に様々な人材がございますので、外部指導員、それからまた部活動指導員、こういったものもしっかり確保しながら、時期を逸することなく、この先の部活動改革を進めていくというふうに考えてございます。

私から以上です。

**議長** 以上で木梨もりよし議員の質疑を終わります。

堀部やすし議員。

**堀部議員** 今回の計画改定では、対話による取組の推進が強く打ち出されています。施設マネジメント計画では筆頭に挙げられているところです。大変いいことだと思います。しかし、対話をする際の大前提は、使用する用語の定義をはっきりさせておくということです。そうでないと対話は成立しませんし、あらぬ誤解を招きかねません。例えば施設マネジメント計画の案を読みますと、過去の反省を踏まえて、今後は地域と共に取組案を検討と記載されています。13ページにはその主体が地域とも書かれています。しかし、ここでいう地域とは何か、必ずしもはっきりしません。地域に人格はないですけれども、ここでいう主体となる地域とは何ですか、定義は何ですか、明確にしてください。

次に、計画には、モデル実施という用語と試行実施という用語が出てきます。これもそれぞれの定義が必ずしも明確にはなっておりません。どう違うのか。研究と検討という言葉も巧みに使い分けられています。その違いは何か。さらに言えば、取組の推進と事業の実施にはどんな違いがあるのか、そもそも取組と事業の違いは何か、説明を求めるものです。

次に、今回の改定では、計画の間で重複している取組については整理をし、どちらかの計画に一本化したとの説明が先ほどありました。しかし、実際には重複があります。全体としてあえて重複を解消させた旨の説明をしていることとちょっと整合しないように思いますが、見解を伺うところです。

最後になりますが、2030年までに作業を進める小中学校の老朽改築校数を24から21に減少させている件ですけれども、これは建設業2024年問題、つまり人手不足の影響を踏まえて、改築のペースを遅らせるとの説明が先ほどありました。先送りを3校とした根拠は何か。区立校は64校あります。単に先送りするだけで課題が解決されるとは考えら

れませんが、どのように整理されているのか、見解を求めます。

**議長** ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

**施設マネジメント担当課長** 施設マネジメント計画に関する御質問にお答えいたします。

地域と共に考えていくという中の地域とは何かというところの御質問でございますけれども、意図といたしましては、区だけで考えていくのではないというようなところで、そこに含まれるのは、施設利用者の方、あるいは地域住民の方が中心になってくるというふうに考えております。その範囲につきましては、これは取組案ごとによって変わってくるのかなというふうに思っておりますので、周辺何メートルですとか、何丁目ですとか、そういったことはケース・バイ・ケースで変わってくるというところでございます。

私からは以上です。

**企画課長** 用語の違いということですかね。モデル実施、試行の違いということなんですけれども、どこの場所でというのものもあるかもしれません。これにつきましては、基本的には同じ意味合いで使っています。

それで、研究、検討なんですけれども、研究ということを使うときには、まだ我々としてもあまり事業化が明確に見えていないようなものを研究と申し上げていまして、検討というのは、ある程度こんな感じかなというようなものを我々も見えていまして、かなり具体的に事業をイメージしながら、各種調査をしたりというようなことを検討というふうに申し上げます。

あと取組と事業の違いなんですけれども、これはもしかすると、ちょっと同じような意味で使っている場合もありますけれども、厳密にいきますと、事業というのは取組の中でも大きいものといいますか、区の施策の中でもかっちりとか何とか事業という名称を使うときもありますけれども、そういうことを申し上げていまして、取組というのは、もう少しそこにぶら下がっているような小さい区の様々な動きといいますか、そんなふうにする場合もございしますが、ちょっと申し上げたとおり、同じような意味合いで使う場合もあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

**区政経営改革担当課長（森）** 重複を解消したといったけれども、若干重複しているところがあるんじゃないかというようなお尋ねだったと思います。ちょっと具体的に今ぱっと思ったんですけれども、例えば区政経営改革の計画でいくと、デジタル化の推進、それから協働の推進、協働とデジタル化の計画とタブる形がありますが、やはり区政運営をするに当たって、具体的に例えばデジタルも推進していくし、協働もすると、基本的な考え方といったところで、それぞれ細かい事業ではなく、大きな方針としてこういった

ところもしっかりと念頭に置きながら、計画を進めるといった意味で、そういった取組が重複といたしますか、両方に載っているといたるところもございます。

**学校整備課長** 小中学校の老朽改築の目標値の校数の修正でございますけれども、こちらにつきましては、今後の学校の改築時期につきましては、今後も実行計画を定める中で決定をしてまいりますので、今回の目標値の修正によって、具体的にこの学校3校が改築が遅れるという形で影響があるものではございません。ですが、全体の改築の完了の時期が遅くなるということがございますので、今後につきましては、建物の老朽化の状況などを考慮しながら、優先順位をつけて、教育環境に影響のないように改築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**議長** 堀部議員。

**堀部議員** では、具体例で確認します。例えばプラスチック使用製品廃棄物の分別回収に向けた検討はモデル実施とあるんですが、ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進については試行実施とあります。この差は何ですか、説明してください。

それから次に、学校徴収金、学校給食費の公会計化については検討、試行実施とありますが、学童クラブのおやつ代の公会計化は試行実施ではなく、いきなり実施とあります。この差は何ですか、説明をしてください。

それから、地域の定義については確認をしました。地域の定義を恣意的に設定すると、排除の論理が成立します。あなたは地域の人じゃありませんとか、施設についても、施設の隣に住んでいる人の考え方と、かなり遠いところに住んでいるけれども、毎日施設を利用しているという人では、全くその考え方も異なるわけで、線引きを間違えると混乱が発生して、また不平不満がどんどん出てくるということもあり得ますが、そのあたりはどのように整理していくつもりなのか。

**議長** 答弁をお願いします。

**環境課長** まず1点目の、プラスチック使用製品の廃棄物の分別回収に向けた検討モデル実施、こちらの部分でございますが、モデル地区を定めて実施をするものというところでございます。ワンウェイプラについては、部分的に試行で実施をしていくというところから、ちょっと言葉の使い方が違うということでございます。

**区政経営改革担当課長（森）** 区政経営改革の計画の中で徴収金、学校と学童の記載が違いますよというお話なんですけれども、そもそも学校全体の徴収金の話と、学童クラブのおやつ代、ちょっと規模が違うといったところもございまして、両方ともできる限り早く導入するという推進的には一緒なんですけど、計画にしたときには少し表現のほうを

変えているところでございます。

**施設マネジメント担当課長** 再度の御質問にお答えいたします。

議員から御指摘のとおり、恣意的な線引きはよくないというのはまさにそのとおりだと思っております。そうした中でどのような範囲を設定していくのかというところが大きな課題だというふうに思っております。いずれにいたしましても、特定の方だけでなく、幅広い意見を聞いていくというようなことから、今回ワークショップなどをまずやって、検討していきますけれども、それだけではなくて、そこに参加しない方の意見ということで、そのエリアでの地域意見交換会ですとか、あるいはデジタルツールを活用したもの、そういったものも取り入れてまいりますし、そうしてまとめ上げた取組案については、最終的にはパブリックコメントということで幅広く意見を聞いてまいりますので、そういった取組を行いながら、地域の意見を反映できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**議長** 以上で堀部やすし議員の質疑を終わります。

これをもちまして質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後 4時02分 閉会)